

【公開版】

日本原燃株式会社	
資料番号	共通 06 <u>R4</u>
提出年月日	令和 3 年 <u>7 月 2 日</u>

設工認に係る補足説明資料

本文（基本設計方針、仕様表等）、
添付書類（計算書、説明書）、添付図面で記載すべき事項

【一部未修正】

- 基本設計方針、工事の方法の変更前記載事項の既工認等との紐づけ
- 仕様表対象機器の選定に係る手引き（案）

目 次

1. 概要.....	1
2. 申請書本文（基本設計方針、仕様表等）に記載すべき事項.....	1
3. 添付書類（計算書、説明書）、添付図面.....	13
4. 補足説明資料.....	15
5. 準拠規格及び基準.....	16
6. 類型化展開の考え方.....	16

添付－1 基本設計方針の作業フロー、添付書類（説明書、計算書）の作業フロー

添付－2 基本設計方針、工事の方法の変更前記載事項の既工認等との紐づけ

添付－3 様式－7を用いた発電炉との記載の比較

添付－4 基本設計方針の申請書毎の対象整理

添付－5 仕様表記載項目の設定

添付－6 仕様表展開表

添付－7 仕様表記載例

添付－8 設工認申請設備選定フロー

添付－9 基本設計方針等から添付書類へ展開すべき事項の展開

添付－10 添付書類の発電炉との比較

参考 仕様表対象機器の選定に係る手引き（案）

1. 概要

- 本資料は、再処理施設、MOX燃料加工施設（ウラン濃縮加工施設）における申請書として必要な書類の作成において、設工認申請書の各書類で記載すべき事項などについて補足説明を行うものである。
- 新規制基準を受けた設工認申請では、既設工認から申請書で説明すべき事項が変更となったことから、申請書本文（基本設計方針、仕様表等）、添付書類（計算書、説明書）、添付図面で記載すべき事項・記載方法、補足説明資料の位置づけを明確にする必要がある。
- そのため、申請書本文（基本設計方針、仕様表等）、添付書類（計算書、説明書）、添付図面の記載方針を示すとともに、発電炉の実績を踏まえた記載程度の整理および既認可での記載事項との関係の整理の考え方を示す。

2. 申請書本文（基本設計方針、仕様表等）に記載すべき事項

(1) 基本設計方針（添付-1参照）

①記載方針

a. 基本事項

- 設工認申請書の基本設計方針については、事業変更許可申請との整合および技術基準規則への適合の観点で、設備設計における設計の概念、基本的な考え方等を記載する。
- 記載の形式については、先に新規制基準を踏まえた設工認の認可を得ている発電炉の記載を参考とし、新規制基準を踏まえた変更点が明確になるよう前後表とする。
- 変更後の記載については、新規制基準による規則要求の変更有無を踏まえ、「新規制基準の要求により、過去の設計方針からの記載事項の変更が生じるもの」として、様式-7で事業変更許可申請書の本文、添付書類記載事項をもとに設計の概念、基本的な考え方等として基本設計方針に記載する事項とした内容を記載する。
- 変更前の記載については、上述の変更後の記載をもとに、既設工認で設計方針等として示していたもの、明示していないものの既設工認の記載を詳細展開した内容であり、従前から設計上実施していたものを抽出し、記載する。さらに、法令、従前の許可等から同様の設計を行っていた事項、従前から実施していたものが法令変更によって追加記載事項になった事項等についても、記載の適正化として変更前に記載する。
- 変更前の記載方針は、同じく前後表の形式で記載する「工事の方法」でも同様である。

- 具体的に変更前に記載する事項としては、「既設工認に記載されている内容と同様（同義を含む）」、「既設工認に記載されている内容と全く同じではないが、既設工認の記載を詳細展開した内容であり、設計上実施していたもの」、「その他既設工認に記載されていないが同様の設計を行っていたこと等の理由から記載の適正化を図ったもの」である。
- 上記の変更前記載事項に係る分類および分類ごとの例を以下に示す。また、基本設計方針の変更前記載事項の既工認等との紐づけの例を添付－２に示す。

分類	分類例
既設工認に記載されている内容と同様（同義を含む）： 	<p><基本設計方針></p> <p>Sクラスの安全機能を有する施設は、その供用中に大きな影響を及ぼすおそれがある地震動（以下、「基準地震動」という）による地震力に対してその安全機能が損なわれるおそれがないように設計する。</p> <p><既設工認等></p> <p>Sクラスの安全機能を有する施設は、その供用中に大きな影響を及ぼすおそれがある地震動（以下「基準地震動」という。）による地震力に対してその安全機能が損なわれるおそれがないように設計する。</p>
既設工認に記載されている内容と全く同じではないが、既設工認の記載を詳細展開した内容であり、設計上実施していたもの： 	<p><基本設計方針></p> <p>管理区域内の汚染のおそれのある部屋の床及び人が触れるおそれのある壁の表面、除染が容易で腐食し難い材料で仕上げる設計とする。</p> <p>i. 工程室の床、壁及び天井に対して樹脂系塗料等で平滑に仕上げを行う。</p> <p>ii. 密封された核燃料物質等を取り扱う室並びに混合酸化物貯蔵容器を受け入れる室及び保管する室については、床及び壁に対してのみ樹脂系塗料等で平滑に仕上げを行う。</p> <p>iii. 上記 i. 及び ii. 以外の管理区域は、床及び壁に対して樹脂系塗料等で平滑に仕上げを行う。</p> <p>なお、壁の樹脂系塗料等で平滑に仕上げを行う範囲は、人が歩行するとき、に肩が当たらない高さ程度までとする。</p> <p><既設工認></p> <p>本申請に係る建物のうち、汚染のおそれのある部屋の床及び人が触れるおそれのある壁の表面は、表面を腐食し難い樹脂系塗料等で平滑に仕上げ、除染しやすい設計としている。</p>
その他既設工認に記載されていないが同様の設計を行っていたこと等の理	<p><基本設計方針></p> <p>2.1.2 容器等の主要な溶接部に係る検査</p> <p>容器等の主要な溶接部に係る使用前事業者検査は、技術基準第15条第1項</p>

<p>由から記載の適正化を図ったもの： <input type="checkbox"/></p>	<p>第3号及び第31条第1項第2号並びに加工施設の技術基準に関する規則の解釈(以下「技術基準解釈」という。)に適合するよう、以下の(1)及び(2)の工程ごとに検査を実施する。</p> <p>(1) あらかじめ確認する事項</p> <p>次の①及び②については、容器等の主要な溶接部の溶接をしようとする前に、技術基準解釈 別記 別紙-2溶接施工法認証標準及び別紙-3溶接士技能認証標準に従い、第2.1.2-1表、第2.1.2-2表に示す検査を行う。</p> <p>① 溶接施工法に関すること</p> <p>② 溶接士の技能に関すること</p> <p>→耐圧試験または漏えい試験(溶接部に係る検査)に係る事項は、既工認から加工施設、再処理施設、特定廃棄物埋設施設及び特定廃棄物管理施設の溶接の技術基準(平成12年総理府令第123号)または発電用原子力設備規格、設計・建設規格に準拠して実施しており、変更はない。</p>
--	--

②記載すべき事項

- 基本設計方針は、申請対象設備で担保すべき機能・性能に関する基本的な要求を満たすための設計の概念、基本的な考え方を記載するものである。
- そのため、事業変更許可申請書本文および安全設計に係る添付書類を踏まえ作成する様式-7をもとに、許可整合の観点から様式-7で事業変更許可申請書の本文、添付書類記載事項をもとに設計の概念、基本的な考え方等として基本設計方針に記載する事項とした内容を記載する。
- この際、機能・性能を発揮するための具体的な数値等については、次項目の仕様表に記載することを基本とするが、仕様表に示す数値等を設定するための前提条件(安全設計における設計条件)となる以下の数値等は基本設計方針に記載する。
 - ✓ 取り扱う核燃料物質の性状(同位体組成、富化度等)
 - ✓ 工程ごとの生産に係る処理能力
 - ✓ 外部衝撃に係る以下の設計条件
 - (竜巻) 最大風速、飛来物の形状、運動エネルギー等
 - (外部火災) 最大火線強度、防火帯の幅、爆発の爆風圧等
 - (火山) 降下火砕物の特性、間接的影響に係る外部電源喪失の考慮期間等
 - (その他) 想定する落雷の規模、接地抵抗値等
 - (航空機防護) 衝撃荷重に係る条件となる航空機の諸元、衝突速度等
 - ✓ 火災に係る3時間耐火に設計上必要な施設共通の最小厚さ、熱的制

限值等

- 上記以外として、事業変更許可申請書本文において、設備の構成としての系統数や予備を含めた必要量として個数のみを約束している事項（事業変更許可申請書添付書類で仕様を設定している機器等（仕様表対象機器）を除く）については、許可整合の観点から踏まえ設工認申請書の基本設計方針において、事業変更許可申請書に示した個数を記載し、添付書類（安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書、設備別記載事項の設定根拠に関する説明書等）において具体的な個数やその考え方等を展開する。
- また、事業変更許可申請書本文で必要な数量等を一式として示しているもののうち、系統で安全機能を達成する設備については、「(2)仕様表③申請対象設備の選定」に示す方法により安全機能を達成するために必要な機器等を抽出し、基本設計方針、仕様表等で必要な機器の機能、性能等を示す。

③発電炉の実績を踏まえた記載程度の整理

- 基本設計方針の記載方針や記載すべき事項は、前述のとおりであるが、記載の適切性の向上として、先行する発電炉との比較を行う。
- 様式－7での許可整合による展開を行った基本設計方針の記載事項と同じ項目として展開されている発電炉の記載を比較し、事業変更許可申請書本文、添付書類のうち、基本設計方針として記載することが必要な事項を抽出し、記載を追加する。
- 上記の目的に照らして、規則等の記載を展開していること、同じ設備がないことなどの理由で記載に差異が生じているものは、基本設計方針への記載の展開は行わない。

④分割申請における基本設計方針の展開

a. 基本設計方針の申請書単位での展開の整理

- 分割申請を行う場合、各申請書において基本設計方針の全ての項目が対象とならないことから、基本設計方針の項目ごとの記載事項とそれが関係する施設、設備およびそれが申請される申請書との関係を明確にする必要がある。
- そのため、基本設計方針は、様式－6, 7での展開を考慮し、要求種別、分割申請全体を考慮したどの申請書で申請するどの設備と紐づくかを明確にする。
- そのうえで、各申請書の対象となる基本設計方針を設定する。（添付－

4 参照)

- 基本設計方針の要求種別は、先行する発電炉を踏まえると基本方針(冒頭宣言、定義)、設置要求、機能要求(①または②)、評価要求、運用要求に分類されるため、申請対象設備との関係で技術基準への適合性をどの申請書で説明するかを設定する。そのうえで最初に技術基準適合性を説明する申請書で基本方針に係る事項を申請し、要求種別と対象設備との関係を踏まえて、説明が必要な申請書において基本設計方針を展開する。
- 要求種別のうち、設置要求、機能要求(①または②)、評価要求に対する分類の考え方等は、以下のとおり。

要求種別	分類の考え方
設置要求	<ul style="list-style-type: none"> ● 事業変更許可申請書、技術基準規則において、設備、機器を設置することを約束し、その設置する設備、機器に性能、機能を要求しないもの(元々設置する機器が、所要機能を達成するためのものとして汎用的に設計され、設置することで適合説明するもの)。 例：出入管理設備、通信連絡設備等 ● 検査では、設備、機器が設置(据付、外観、状態確認)されていることを確認する。
機能要求①	<ul style="list-style-type: none"> ● 設置する設備、機器に一定の機能を要求するもので、機能を達成することを系統構成及び設備構成によって説明するもの。 ● 検査では、機能を達成するための系統構成を確認する
機能要求②	<ul style="list-style-type: none"> ● 設置する設備、機器に技術基準の要求事項を満足するために必要な具体的な仕様(数値)によって適合説明するもの 例：個々の設備、機器が所要の機能、性能を発揮するうえで当該数値を満足するよう詳細設計～設計の妥当性確認まで実施するもの ● 検査では、具体的な数値に関する検査(材料、寸法、耐圧、機能確認検査等)により必要な仕様が確保されていることを確認する。
評価要求	<ul style="list-style-type: none"> ● 設置する設備、機器が期待する機能を達成することを適合説明するために試験、評価、計算を必要とするもの。 ● 検査では、試験、評価、計算によって機能を達成することを確認した条件に合致するかを確認する。
運用要求	<ul style="list-style-type: none"> ● 運用要求は保安規定等でその運用を担保するもの。

b. 分割申請における1項及び2項同時申請に対する考慮

- 【共通01：1項申請と2更申請の区分】に記載の通り、今回の再処理施設およびMOX燃料加工施設の設工認申請においては、「しゅん工範囲および未しゅん工範囲」並びに「認可済み範囲及び未申請範囲」が混在するため、同時に1項申請および2項申請を実施する。
- したがって、同時に申請する1項申請および2項申請において、同じ

内容の基本設計方針を記載するものがある。^{*1}

※1【例】再処理施設におけるF施設（しゅん工範囲）と再処理本体（未しゅん工範囲）

- この場合、申請及び審査の重複を防ぐため、主となる申請側にて基本設計方針を記載することとし、従となる申請側は、主となる申請の基本設計方針を読み込むこととする。
再処理施設およびMOX燃料加工施設における具体的な記載方針は以下の通り。

a) 再処理施設

- 再処理施設の建設時の設工認は、全て認可済みであり、一部においてしゅん工施設（使用済燃料の受入れおよび貯蔵に係る施設）はあるものの、大部分の施設については、未しゅん工施設（再処理設備本体等に係る施設）であることから、再処理施設の設工認においては、2項申請を主たる申請とする。

b) MOX燃料加工施設

- MOX燃料加工施設については、【共通01：1項申請と2更申請の区分】で示したとおり、燃料加工建屋／洞道、原料粉末受入工程／粉末調整工程等の認可済みの施設はあるものの、大部分の施設については未申請である。そのため、MOX燃料加工施設の設工認においては1項申請を主となる申請とする。

(2) 仕様表

①記載方針

- 仕様表は、申請対象設備で発揮すべき機能・性能に関する設備が具備、実現するための要件を具体的な数値等で記載するものである。
- そのため、仕様表には技術基準適合性、事業変更許可で示した機能・性能が、基準等へ適合していることを説明するうえで必要な、構造、性能等に係る具体的な数値等を示す。
- 排気風量、フィルタの除染性能等の廃棄施設に係る設備の機能・性能に係る事項、核燃料物質の貯蔵能力、廃棄物の保管廃棄能力等の施設の安全設計上の要求事項に係る具体的な数値等についても仕様表に示すものとする。
- また、変更申請においては、既設工認において仕様表を示していることから、新規制基準を踏まえた変更点が明確になるよう前後表の形で示す。
- 仕様表記載項目は、発電炉別表第二および工認手続きガイドを参考とし

設定する。

②記載すべき事項

- 仕様表においては、設工認申請対象設備で担保すべき機能・性能に関する具体的な数値等として、技術基準の条文ごとの要求事項をベースとして要求される機能・性能の重要度等を踏まえ、設備の構造・強度に関する仕様等を記載する。
- 設工認申請対象設備は、許可整合、技術基準適合の観点で、重要度分類や要求される機能、性能を踏まえて選定する（設工認申請対象設備の選定の考え方は、③参照）ものとし、さらに、施設の特徴（機器等の数が膨大且つ重要度が高いものから低いものまで混在して多岐に亘ること、非密封の核燃料物質等を連続的なプロセスで取り扱っており、動的な機能で公衆への影響を低減していること）を踏まえ、設工認申請対象設備から以下の観点に該当することおよび発揮すべき機能・性能に関する設備が具備、実現するための要件を具体的な数値で示す必要のある設備、機器を仕様表対象として選定する。仕様表対象機器の選定に係る手引きを参考として示す。
- ✓ 機能の喪失により、公衆又は放射線業務従事者に放射線障害を及ぼすおそれがあるものおよび運転時における異常な過渡変化時、設計基準事故時又は重大事故時等において公衆又は放射線業務従事者に及ぼすおそれがある放射線障害を防止するため、放射性物質又は放射線が工場外へ放出されることを抑制し、又は防止するための設備（安全上重要な施設、重大事故等対処施設、耐震Sクラス設備、常設耐震重要重大事故等対処設備及び1.2倍の基準地震動による地震力により機能喪失しない設備）（以下「耐震重要施設等」という。）のうち主要な機器等）
- ✓ 通常運転状態において公衆又は放射線業務従事者に及ぼすおそれがある放射線障害を防止するため、放射性物質又は放射線が核燃料施設を設置する工場等外へ放出されることを抑制し、又は防止するための設備（安全機能を有する施設のうち、核燃料物質等の貯蔵・保管・廃棄機能に係る確認を必要とする使用済燃料の貯蔵施設、製品貯蔵施設および放射性廃棄物の廃棄施設（気体・液体・固体）の主要な機器等）
- ✓ 事業変更許可申請書本文に記載している再処理、MOX燃料加工を行うための設備（使用済燃料又は核燃料物質等を含む溶液又は粉末を取り扱う主要な機器等）
- ✓ 自然現象、人為事象、火災、溢水その他の核燃料施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象等の設計想定事象に対する安

全上重要な施設、重大事故等対処施設、耐震重要施設等の機器等の機能喪失を防止する設備（安全機能を有する施設のうち、その他加工施設、その他再処理設備の附属施設、その他廃棄物管理設備の附属施設の火災防護設備、溢水防護設備、竜巻防護対策設備等の主要な機器等）

- また、仕様表対象機器の選定を統一的に行うため、機能・性能及び構造の観点で施設固有機器（9機種）と施設共通機器（37機種）に分類し、仕様表の記載項目の基本的なパターンを作成する。
- 仕様表には、上述の基本的なパターンを考慮し、以下の事項を記載することとし、具体的な記載項目については、発電炉別表第二および工認手続きガイドを参考とするとともに当社の設備の特徴を踏まえて設定する。（添付－5 参照）
 - ✓ 共通事項：名称、種類又は主要構造、個数、系統名、設置場所等
 - ✓ 設計条件情報：地盤の支持力度、核的・化学的・熱的制限値、流体の種類、最高使用温度、最高使用圧力、容量、漏えい率等
 - ✓ 仕様情報：材料および寸法、防護上の配慮が必要な高さ（機能喪失高さ）、原動機の回転速度、力率、検出器の種類、計測範囲、警報動作範囲等
- 仕様表の記載方針については、作成要領に反映し、展開する。また、仕様表記載項目および仕様表の記載例（既設工認、発電炉との比較を含めた比較表）を添付－6，7に示す。
- 仕様表への記載方法として、発電炉の実績を踏まえて設定した主な考え方を以下に示す。これらの考え方は、仕様表の作成方法としてガイド等に定める。
 - 仕様表の記載項目は、発電炉別表第二および工認手続きガイドを参考に設定することとし、既設工認仕様表記載項目で今回の設工認で仕様表に記載しない項目（既設工認仕様表の特記事項（搬送設備の落下防止インターロック、保温材の設置、計装設備の安全上重要な施設の系統分離等）等）については、記載項目の重要度、記載内容に応じて基本設計方針、添付書類、添付図面のいずれかに展開する。
 - 仕様表の記載項目については、上述のように機能・性能及び構造の観点で施設固有機器（9機種）と施設共通機器（37機種）に分類する。そのうえで仕様表の記載項目の基本的なパターンを作成することとし、記載項目は、同分類の対象となる機器全てをカバーできる項目とする。ただし、機器によって記載項目に該当する機能、性能がない場合には、当該項目を「－」として、対象としない理由を仕様表の注釈

に記載する。

- インターロックとして仕様表に展開する機器等は、設備の重要度、基本設計方針における要求種別、技術基準適合性等との関係を踏まえ、以下のものとする。
 - i. 安全保護回路、安全上重要な施設のインターロック、重大事故等の対処に必要なインターロック（代替可溶性中性子吸収材緊急供給回路等）及び技術基準規則の警報設備等として適合性説明を行うインターロック
 - ii. 事業変更許可申請書 添付書類で示したインターロックのうち熱的、化学的制限値等の技術基準規則に係るインターロック
 - iii. 上記以外の事業変更許可申請書 本文で名称やその機能等を示したインターロック
- 上記 i ～ iii については、基本設計方針においてインターロックの名称、機能等を記載し、仕様表にて展開する。
- 上記以外の事業変更許可申請書添付書類のみに記載したインターロックについては、当該インターロックを設置する個別施設（計測制御設備等）の基本設計方針において、運転時・停止時等の施設の運転状態を想定される範囲内で制御することを記載し、添付書類、添付図面において具体的なインターロックの機能等を展開する。
- 温度高により設備を停止する等のインターロックの仕様表への具体的な展開については、インターロックを作動させる検出端となる計器と機器の停止等の動作に係るインターロック（停止回路等）の各々について仕様表を設定する。また、インターロックの動作内容については、基本設計方針に記載するとともに、インターロックの仕様表において作動設定値の注釈として機器を停止する等の動作内容を記載する。
- なお、搬送設備の落下防止、転倒防止のインターロックのように設定値を要しないものについては、基本設計方針においてインターロックの機能等を記載し、当該インターロックに係る機器の仕様表の注釈に設定するインターロックの機能を記載する。
- 警報装置については、i ～ iii に該当する計器を仕様表にて展開する。なお、警報機能は、警報装置を設置する個別施設（計測制御設備等）の基本設計方針において、運転時・停止時等の施設の運転状態を想定される範囲内で監視すること等の設計方針を記載し、仕様表において警報動作値を記載する。それ以外の事業変更許可申請書添付書類に示した警報装置については、基本設計方針は上記と同様の展開とし、添

付書類、添付図面において具体的な警報装置、機能等を展開する。

- 主配管、主ダクトについては、既設工認の仕様表では備考欄で記載していた配管番号等による対象を特定するための番号は記載せず、発電炉と同様に配管名称のみで示す記載とし、添付図面に対象となる配管に番号を記載するとともに、図面の別紙として仕様表の抜粋と図面に示した番号を紐づけて記載することにより、対象を特定できるようにする。
- 主配管および主ダクトについては、用途、仕様範囲等を明確化するため、以下の範囲で細分化し、各境界を踏まえた From-to がわかるような名称とする。主配管等の名称は、原則として以下に示す例の通り仕様表対象の機器間における設計基準対象施設、重大事故等対処設備等の用途及び仕様範囲が同一となる範囲を細分化しすぎない程度に区切って名称を付ける。

【例：主配管等の名称】

- ✓ プロセス系統：「主配管（〇〇ポンプ～△△貯槽）」、「主配管（〇〇ポンプ～△△配管合流部）」、「主配管（〇〇ポンプ～弁（弁番号）」
 - ✓ 換気系統：「主ダクト（〇〇室～△△フィルタ）」、「主ダクト（〇〇室～△△ダクト合流部）」、「主ダクト（〇〇室～ダンパ（ダンパ番号）」
 - ✓ 仕様表対象機器等を跨いでも、用途、仕様範囲等が変わらない場合は、「〇〇～△△～□□」等として、できる限り1つに纏める
- また、分岐、合流部における名称については、「〇〇ポンプ出口配管合流部」など上流、下流といった当該設備の容器やポンプ等といった主要機器との関係性がわかるような名称を付ける。
 - なお、「③設工認申請対象設備の選定」の結果として抽出した機器等を設備リストに反映する際、配管やダクトについては、説明対象となる技術基準適合性の項目が同じものは、上述の From-to で分解せず、配管一式等として纏めて示すこととする。
 - 管台及び管継手については、強度評価の対象となるもので J I S 等の規格に基づいたものを除き、異材継手等の特殊なものは仕様表に展開し、添付図面で外径、厚さ、材料等を記載する。
 - 機器、計器等の取り付け箇所については、機器の機能、性能を達成するためにその取り付け位置（システムの独立性、位置的分散等）が重要な

ものは、その取り付け位置や保管場所等が特定できる記載とし、それ以外のものについては、系統名称などどの設備に設置するかが認識できる程度の記載とする。

- 同一名称、仕様等の機器、計器で「設置室（設置床）」「溢水防護上の区画番号」「溢水防護上の配慮が必要な高さ」のうち、2つの要素が異なるものが存在する場合は、仕様表の注釈に機器番号及び計器番号を記載し、添付図面との関係で対象が特定できるようにする。
- 主要材料及び主要寸法に係る記載については、共通の要求事項である材料及び構造、耐震に係る強度評価等に関係するもの、及び臨界防止、火災、遮蔽、閉じ込め、重大事故等対処に係る容量等の機能、性能の設計条件を伴う部位に係るものを仕様表へ展開する。
 - ✓ 主要材料に係る記載については、上述する設計条件を満足していることを示すためその材料を特定し、材料検査で確認する対象であることが分かるよう材料番号（例 SUS304 等）を記載する。なお、強度評価等を伴わず、火災に対して機器等が不燃性であることを示すものについては要求事項が達成できるよう材料名（例：炭素鋼、ステンレス鋼等）を記載する。
 - ✓ 主要寸法に係る記載については、臨界防止、火災、遮蔽（遮蔽材厚さ）、閉じ込め、容量等の機能、性能の条件を伴う主要寸法を記載するものを対象として、これら設計条件を満足していることを示すためその具体的な部位名称と寸法（数値）を記載し、寸法検査で確認する対象であることが分かるよう数値を記載する。なお、それ以外に係る寸法の記載については、事業変更許可申請書の記載事項及び地震による損傷の防止の要求事項が達成できるよう機器全体の構造に係る寸法（高さ、幅、奥行き等）を記載する。
- 最高使用温度、最高使用圧力については、容器、管等の設計として耐圧強度評価の対象となる機種を対象として、設計条件を満足していることを示すために仕様表に記載する。
- また、仕様表の変更前後の記載方法は、発電炉での考え方と同様とし、「新規基準による追加要求により仕様に追加、変更が生じるもの」、「更新により仕様が変わるもの」、「新規に設置するもの」を変更後に記載する。なお、「既認可から仕様が変わらないもの」、「既認可に記載がないが、既設として設置済みであり、従前から施設の一部として設計、管理され、記載の適正化として追加するもの」は変更前に記載する。

③ 設工認申請対象設備の選定

- 設工認申請対象設備は、技術基準への適合のために必要なものであり、安全機能との関係を踏まえて選定する必要がある。
- そのため、基本設計方針の記載内容ごとに要求種別と対応する設備を抽出することで、事業変更許可申請書で担保した事項を実現するための設備（許可整合）、および、技術基準の要求事項を満足するための設備（技術基準適合）を選定する。
- 基本設計方針の記載方針等については、本資料の2.（1）に示したとおりであり、基本設計方針の項目ごとの要求種別と関係する設備との関係を示すことにより、事業変更許可申請書で担保した事項を実現するための設備（許可整合）および技術基準の要求事項を満足するための設備（技術基準適合）を網羅的に選定する。
- また、上記設工認申請対象設備の抽出において、要求される安全機能（設計要件）の重要度に応じて、設工認申請書における記載グレード（以下のa.～c.のとおり）を分類する。
 - a. 仕様表対象設備（①）
 - ✓ 技術基準等の要求事項を達成するため、その機能、性能に係る仕様項目（温度、圧力、容量等）を示すことにより適合性を説明する設備
 - b. 基本設計方針に個別名称を記載する設備（②-a）
 - ✓ 技術基準等の要求事項を達成するため、仕様項目を示す必要はないが許可および技術基準において設置（系統構成含む）することを明示している設備（仕様表対象以外）
 - 例）照明設備、通信連絡設備、火災防護設備（火災感知器、消火器等）、ホイールローダ等
 - c. a, b 以外の設備（②-b）
 - 例）主配管以外のテストライン、バイパスライン、ベント・ドレンライン等、保守用の機器、ケーブル、安全避難通路、不法侵入の防止に係る機器等
- 基本設計方針で示す要求種別のうち、機能要求②は仕様表対象とすべき設備を示すこととなり、設置要求や機能要求①については基本設計方針で対象設備や系統構成により設計を達成する設備を示すことになる。このため、事業変更許可、技術基準の要求事項を明確化したうえで、設計情報（設備構成情報等を示す設計図書）をもとにその安全機能（設計要件）の達成に必要な設備（申請対象設備）を仕様表対象設備、基本設計方針対象設備に分類する。（添付－8 参照）
- また、施設を構成する設備等には、機器単体で技術基準への適合や基本

設計を達成するものと系統として技術基準への適合や基本設計を達成するものがあり、特に系統として安全機能（設計要件）を達成するものに対しては、当該系統の中で安全機能に関係する対象範囲や対象機器を抽出することが必要である。

- 上記の系統として安全機能（設計要件）を達成するものに対して、安全機能に関係する対象範囲や対象機器を抽出する方法として、設備構成情報等を示す設計図書に対する色塗りを行う。
- 設計情報（設備構成情報等を示す設計図書）として、エンジニアリングフローダイアグラム、計装ループブロック図、構造図、系統図等を対象とする。
- また、今回の設工認申請は複数回に分割して申請することを計画しており、各申請回次に含まれる設備の抽出が抜けなく行われることが重要であるため、基本設計方針のうち、機能要求②に該当する項目に関する設備をリスト化する。そのうち系統として安全機能（設計要件）を達成するものを明確化し、その対象設備と設計情報（設備構成情報等を示す設計図書）及び色塗り結果とを紐づけすることにより、対象範囲や対象機器の抽出を抜けなく行う。
- 上記の機能要求②に対する安全機能（設計要件）を達成するために必要な機器等の抽出については、分割申請計画の妥当性を説明するうえで必要となることから、分割申請の初回の申請においてその結果を反映する。
- 一方、試験運転中の再処理施設については、新規制基準を受けて新に追加する機器以外は、設工認の認可を得ており、既工認において上述の安全機能（設計要件）との関係を踏まえると必須ではない機器等も系統説明図として申請対象となっている。
- そのため、検査対象機器の範囲を明確化することを目的として、改めて安全機能（設計要件）の関係から、既工認の系統説明図等に対して基本設計方針における要求種別①、設置要求の設備として設工認申請対象となる機器等の選定を行う。これは設工認申請のために必須の事項ではなく、今後の検査の準備を念頭に選定に係る作業を実施する。
- 上述の設工認申請対象設備の選定の実施については、「共通09 申請対象設備の選定」に示す。

3. 添付書類（計算書、説明書）、添付図面

(1) 添付書類（添付一1 参照）

①記載方針

- 添付書類には、事業変更許可どおりであること、技術基準へ適合するこ

とを示すために基本設計方針から詳細設計に展開すべき事項として必要な評価対象となる施設、評価方法（評価条件、判断基準）、評価結果等を示す。

- 技術基準適合性等を説明するために必要な添付書類としては、核燃料物質の臨界防止に関する説明書、耐震性に関する説明書、加工施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書、強度に関する説明書、安全設備および重大事故等対処設備が使用される条件のもとにおける健全性に関する説明書、設備別記載事項の設定根拠に関する説明書等がある。変更申請においては、添付資料の全体構成を示したうえで、新規制基準を踏まえた変更点が明確になるよう、変更のないものは添付書類の表紙に変更がないことを示したうえで、既設工認申請との対応関係を明確にする。
- また、添付書類には、基本設計で示した設計の基本的な概念を設計の目的を踏まえて設計の仕様へ展開することや設計の目的を達成できることを評価するなど基本設計方針等から詳細設計へ展開すべき事項を漏れなく展開する必要があることから、様式一6での整理も踏まえ基本設計方針から添付書類へ展開すべき事項を展開する。
- 「2. 申請書本文（基本設計方針、仕様表等）に記載すべき事項（1）基本設計方針」に示した申請対象設備との関係で抽出した基本設計方針の対象に対して、上述の展開を行うこととし、基本設計方針等から添付書類へ展開すべき事項の展開の例を添付一9に示す。

②記載すべき事項

- 添付書類では、申請設備との関係を踏まえ、基本設計方針から詳細設計に展開すべき事項を抜けなく展開するものとし、基本設計方針や仕様表に記載される内容および設備仕様により、要求仕様が満足されていることを具体的に評価・説明する。このため、評価・説明に用いる入力条件、環境条件、出力値、評価式、参考文献等、評価・説明に関する条件や資料等を記載する。
- 添付書類での記載内容については、事業変更許可申請書の添付書類、安全審査時に作成した整理資料の記載をもとに検討するものとし、記載程度等については、先行する発電炉の記載を参考とする。

③発電炉の実績を踏まえた記載程度の整理

- 添付書類に記載すべき事項等は、上述の通りであるが、詳細設計としての記載程度については先行する発電炉の記載と比較を行うことで、記載

の適切性の向上を図る。

- 添付書類の記載は、許可整合の観点で整理した基本設計方針と事業変更許可申請書の添付書類、安全審査時に作成した整理資料の記載をもとに展開することを前提とする。発電炉との比較においては、基本設計方針の記載の比較を行った項目を対象とし、プラント固有として基本設計方針で比較を行っていない箇所は対象としないものとする。
- 添付書類の発電炉との比較の例を添付-10に示す。

(2) 添付図面

①記載方針

- 添付図面については、基本設計方針、仕様表、添付書類に関連する設計を図示することにより明確にできるものについて、配置図、系統図、構造図等を示す。
- 新規基準を踏まえた変更点が明確になるよう変更対応表等で既設工認申請との対応関係を明確にする。

4. 補足説明資料

- 技術基準への適合性の説明に必要な設工認申請書の本文記載事項および計算等の結果を示す添付書類・添付図面に対し、その設計を行う根拠や、設計条件として採用している数値のエビデンス、一般産業品に適用する規格基準等、設備設計の妥当性を示すためのバックデータを、補足説明資料として示す。
- そのため、補足説明資料では、設工認申請の添付書類に記載する入力条件、環境条件、出力値、評価式、参考文献等、評価・説明に関する条件や資料等を事業変更許可で示した設計方針からどのように展開したか、あるいは判断基準を設定した根拠は何か等について具体的に説明する。
- 特に、事業変更許可において、具体的な判断基準となる値等を示さず、基本的概念を示している場合は、以下に示す事項が、詳細設計の妥当性を示すうえで重要となることから、根拠となる規格・基準、試験データ等をもとに説明する。
 - ・ 事業変更許可で示した基本的概念を判断基準に展開した具体的根拠
 - ・ 前提となる条件設定の保守性や適切性
 - ・ 評価方法の妥当性
- 補足説明資料として、補足説明すべき事項の抽出の方法については、「共通07 添付書類等を踏まえた補足説明すべき項目の明確化」に示す。

5. 準拠規格および基準

- 設計に用いる準拠規格および基準については、設工認申請書の本文および添付書類に記載する。
- 本文における準拠規格および基準は、事業変更許可申請書との整合および技術基準への適合性の観点から、設計全体に関係するものとして基本設計方針等に係る申請対象設備の設計、製作等に使用する規格および基準を記載するものとし、新規制基準を踏まえた変更点が明確になるよう変更前後表の形式とする。
- 上記については、「適合すべき基準に関連する炉規制関連法令」および「技術基準に規定される性能を満足させるための基本的なもの」とし、「技術基準規則解釈」に引用されるもの等とする。
例：炉規法、炉規則、技術基準規則、JSME、JEAC、JEAG、JIS、ASME 他。
- また、記載にあたっては、具体的な規格および基準番号、名称および制定又は改定年度も含めたものとする。
- 準拠規格及び基準のうち、原子力施設で従前から適用されている ASME 等を除き国外の規格基準を適用する場合は、当該規格が何に使用される（対象設備や評価等の対象）かを、変更前後表の注記で明確にする。
- 添付書類における準拠規格および基準については、添付書類で示す詳細設計に係る構造設計、評価、計算等で引用する規格および基準を記載する。
- 上記においては、既設工認または発電炉の記載を参考として、適用の要否を確認する。

6. 類型化展開の考え方

- 「日本原燃株式会社再処理施設に係る設計及び工事の計画の認可の審査、使用前事業者検査の確認等の進め方について」（令和2年6月24日付け）で示された「耐震Sクラス、安全上重要な施設及び重大事故等対処施設については、施設の種類、構造、評価手法等により類型化したうえで、各類型を代表する設備機器等について審査を行う。代表設備機器等の選定は施設横断的に行う。」等を踏まえ、事業者として合理的かつ効果的に設工認申請を行うため、申請項目に対して類似するものの評価方法、計算手法等を類型化することを検討する。
- 「共通02 事業変更許可申請書で新規制基準を受けて追加等した項目の明確化」、「共通03：（技術基準規則）新規制基準を受けて追加等された要求事項及び変更等した項目の明確化」で明確化した今回の設工認申請で申請すべき事項に対して、技術基準の要求事項を踏まえた各基本

設計方針の要求種別に着目し、要求種別を評価要求として分類した事項に係る評価手法、解析方法等を施設の種類、構造、評価手法等により類型化する。

- 上記の要求種別は、基本方針、機能要求、評価要求、運用要求に分類される。基本方針については、設計の方針を説明するものであり、機能要求は、個別の機器に係る技術基準規則の要求事項等に対して個々の設備の構造等により、その機能を達成できることを説明するものである。また、評価要求は要求事項等を達成するために評価条件、評価方法、判断基準を設定し、評価、解析を行うものであり、運用要求は保安規定等でその運用を担保するものである。
- そのため、類型化により合理的かつ効率的な設工認申請に繋がる対象としては、基本設計方針の要求種別が機能要求及び評価要求とした事項であると考えられる。
- 機能要求については、「個々の設備の構造等により、その機能を達成できることを説明するもの」であることから、申請する施設を「施設の種類」ごとに類型化することで申請書の合理化及び効率化を図ることが可能となる。
- 評価要求については、評価・解析等の手法の類似性[※]に着目し類型化を行うことにより、「評価・解析の方法が同じであれば、どれか一つの評価・解析の方法を説明することでその他も同様」という説明が可能となる。
※「評価・解析等の手法の類似性」は、「設備の種類」又は「構造」に着目して整理されるものと、「評価・解析手法」そのものに着目して整理されるものがあると考えられ、その内容に応じて類型化の観点を使い分ける。
- また、設工認申請書の構成としても、評価手法単位で記載をまとめることで、同じ記載（解析モデルや評価式）を省略でき、申請書の合理化および効率化を図ることが可能となる。具体的には、代表機器の項で解析モデルや評価式を全て記載し、その他の機器の項では「代表機器の項と同じ」として記載物量を低減することに繋げる。なお、技術基準規則要求の内容によっては、複数の「評価・解析」の結果の組合せでもって適合性を示す場合がある。
- 機能要求に対しては、個々の設備の構造等により、その機能を達成できることを説明することとし、評価要求については、解析コードや計算式を用いて数値を算定し、その結果が判定基準を満足していることを説明する。

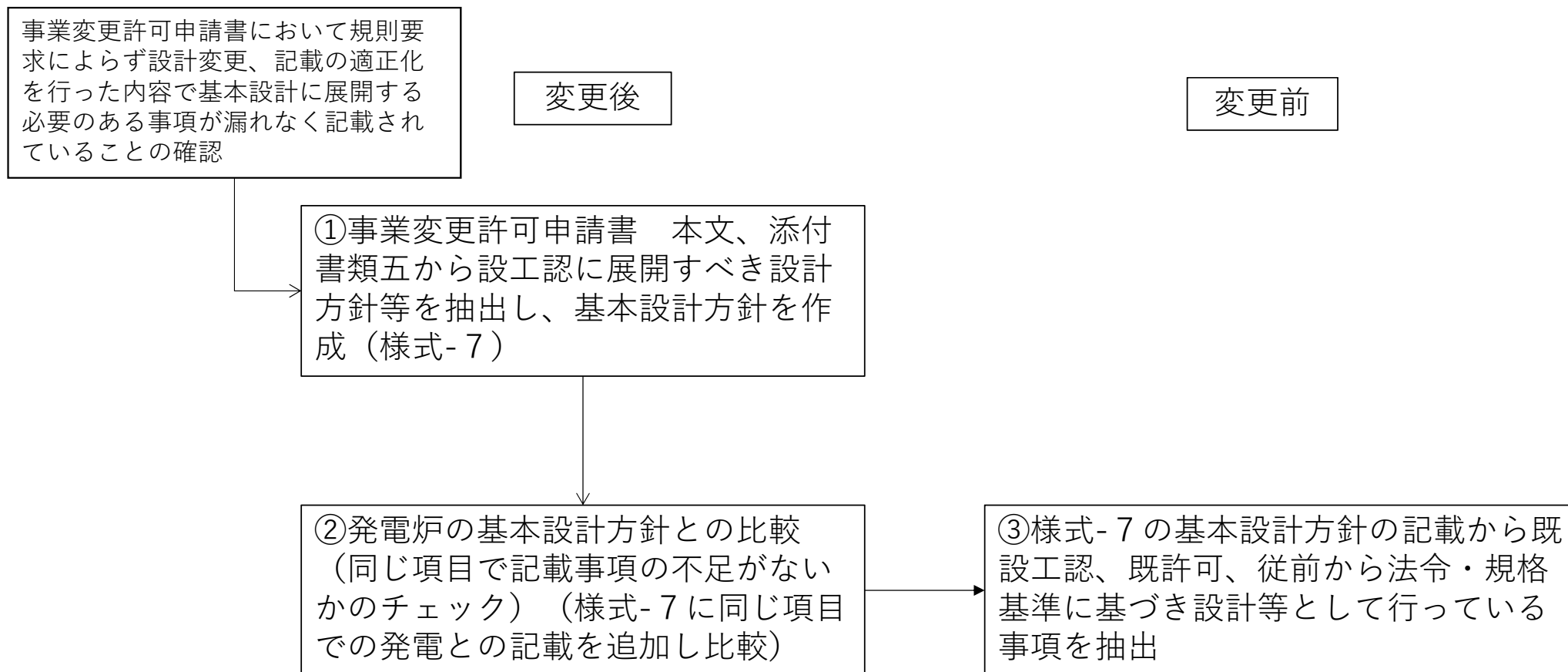
- この際、以下の観点で類型化を行う。
 - ✓ 耐震評価：主に設備の種類に着目
 - ✓ 耐圧、強度評価：主に構造に着目
 - ✓ 重大事故等対処設備が使用される区域の線量等：評価・解析手法に着目
- 例えば、添付書類の評価対象、評価方法、評価条件等において、代表となる設備（類型化の同一グループで最初に申請する設備等）に対して評価方法や評価条件を示し、その他類似の設備を示したうえで、それらは同一の評価方法等によって評価を行うことを示す。
- なお、MOX燃料加工施設では、分割申請において、基本設計方針の評価要求、機能要求となる同じ項目が複数の設備、申請書に展開されるものがあることから、基本設計方針の各項目がどの申請書でどの設備に対して展開されるかを整理したうえで、各項目の設計の類似性を確認し、類型化を行う。
- 類型化した結果に対して、類型化した各項目で最初に申請する設備の申請書において、類型化の考え方、類型化した対象等を明確にする。

以 上

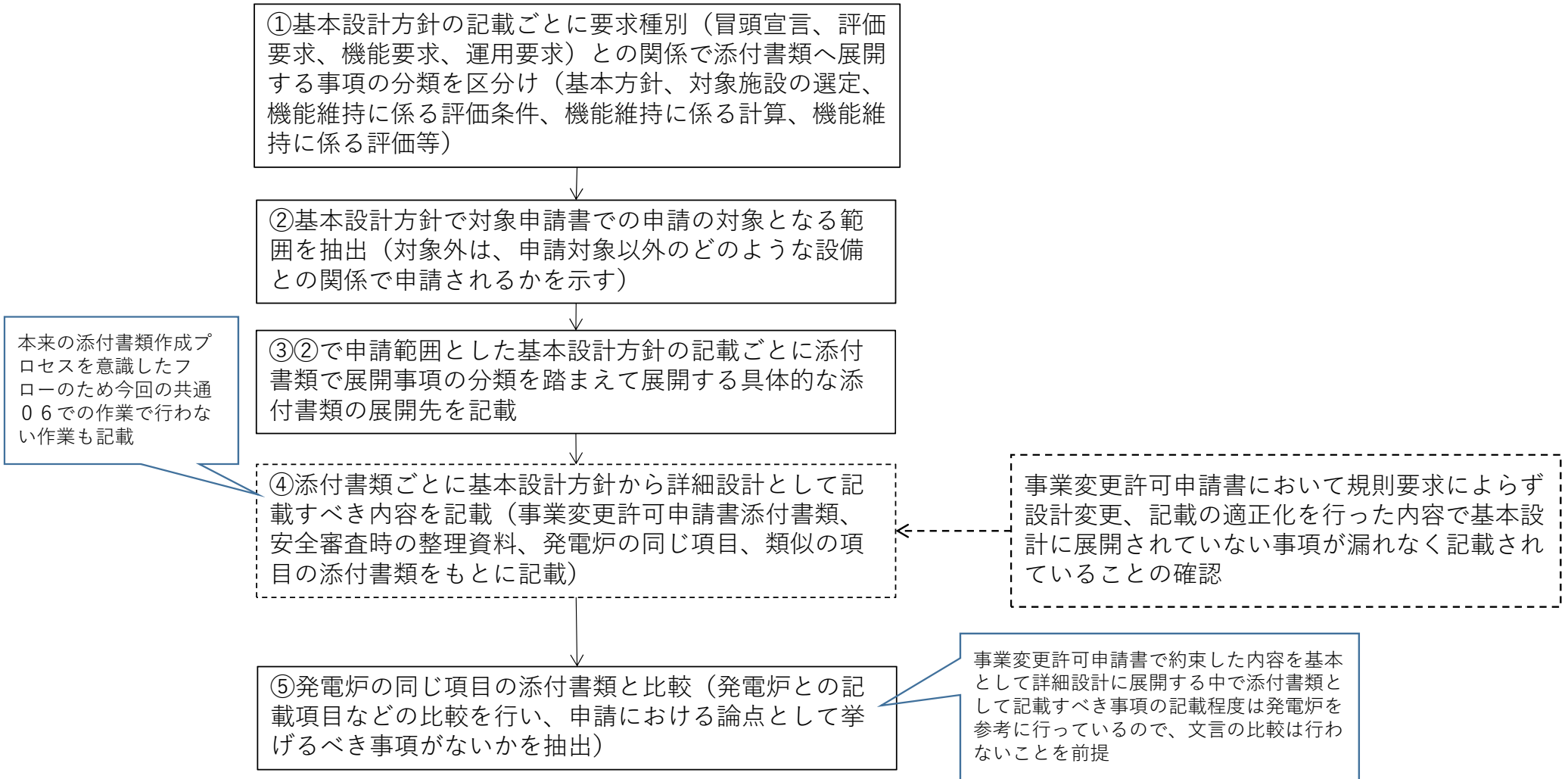
基本設計方針の作業フロー、添付書類（説明書、計算書）の作業フロー

【基本設計方針の作業フロー】

<前後表の形式>



【新共通06：添付書類（説明書、計算書）の作業フロー】



基本設計方針、工事の方法の変更前記載事項の既工認等との紐づけ

基本設計方針の変更前の記載事項に対し、既認可等との紐づけを示す。
 ※変更後の記載の確認を行った後に示す。

	変 更 前	変 更 後
地盤①-1	<p>2. 地盤 既設工認 本文</p> <p>安全機能を有する施設のうち、地震の発生によって生じるおそれがあるその安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度が特に大きい施設(以下「耐震重要施設」という。)及びそれらをサポートする建物・構築物は、その供用中に大きな影響を及ぼすおそれがある地震動(以下「基準地震動」という。)による地震力が作用した場合においても、接地圧に対する十分な支持性能を有する地盤に設置する。</p>	<p>2. 地盤</p> <p>安全機能を有する施設のうち、地震の発生によって生じるおそれがあるその安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度が特に大きい施設(以下「耐震重要施設」という。)及びそれらをサポートする建物・構築物、若しくは重大事故等対処施設のうち、常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設は、その供用中に大きな影響を及ぼすおそれがある地震動(以下「基準地震動」という。)による地震力が作用した場合においても、接地圧に対する十分な支持性能を有する地盤に設置する。</p>
地盤②-1 地盤②-2 地盤②-3 地盤②-4 地盤②-5	<p style="text-align: right;">既許可 添付書類三</p> <p>また、上記に加え、基準地震動による地震力が作用することによって弱面上のずれが発生しないことも含め、基準地震動による地震力に対する支持性能を有する地盤に設置する。</p> <p>安全機能を有する施設のうち、耐震重要施設以外の安全機能を有する施設については、耐震重要度分類の各クラスに応じて算定する地震力が作用した場合においても、接地圧に対する十分な支持力を有する地盤に設置する。</p>	<p>また、上記に加え、基準地震動による地震力が作用することによって弱面上のずれが発生しないことも含め、基準地震動による地震力に対する支持性能を有する地盤に設置する。</p> <p>安全機能を有する施設のうち、耐震重要施設以外の安全機能を有する施設については、耐震重要度分類の各クラスに応じて算定する地震力が作用した場合、若しくは、重大事故等対処施設のうち、常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設については、代替する機能を有する安全機能を有する施設が属する耐震重要度分類のクラスに適用される地震力が作用した場合においても、接地圧に対する十分な支持力を有する地盤に設置する。</p>
MOX① 共-0009 H	<p>安全機能を有する施設のうち、耐震重要施設は、地震発生に伴う地殻変動によって生じる支持地盤の傾斜及び撓み並びに地震発生に伴う建物・構築物間の不等沈下、液化化及び揺すり込み沈下の周辺地盤の変状により、その安全機能が損なわれるおそれがない地盤に設置する。</p> <p>安全機能を有する施設のうち、耐震重要施設は、将来活動する可能性のある断層等の露頭がない地盤に設置する。</p> <p>安全機能を有する施設に係る建物・構築物を設置する地盤の支持性能については、基準地震動による地震力又は静的地震力により生じる施設の接地圧が、安全上適切と認められる規格及び基準に基づく許容限界に対して、妥当な余裕を有するよう設計する。</p>	<p>安全機能を有する施設のうち、耐震重要施設、若しくは常設重大事故等対処設備を支持する建物・構築物は、地震発生に伴う地殻変動によって生じる支持地盤の傾斜及び撓み並びに地震発生に伴う建物・構築物間の不等沈下、液化化及び揺すり込み沈下の周辺地盤の変状により、その安全機能、若しくは重大事故に至るおそれのある事故(設計基準事故を除く。)又は重大事故(以下「重大事故等」という。)に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがない地盤に設置する。</p> <p>安全機能を有する施設のうち、耐震重要施設、若しくは常設重大事故等対処設備を支持する建物・構築物は、将来活動する可能性のある断層等の露頭がない地盤に設置する。</p> <p>安全機能を有する施設及び重大事故等対処施設に係る建物・構築物を設置する地盤の支持性能については、基準地震動による地震力又は静的地震力により生じる施設の接地圧が、安全上適切と認められる規格及び基準に基づく許容限界に対して、妥当な余裕を有するよう設計する。</p>
	<p>既設工認に記載はないが、地盤については、技術基準の変更により要求事項が明確化されたものであり、既設工認時から基本設計方針に変更がないため、変更前に記載。なお、既許可(2010/5/13)にて、支持力、すべり、沈下に対して安全性を有していることを記載している。</p>	<p>1.、1.1、(1)等の項目単位で変更前の記載から変更がない場合は、変更なしとする。 変更がある項目のみを変更事項を含め変更後に記載する。</p>

変更前の記載は、変更後の記載事項から記載の適正化で対応可能な部分を抜き出して記載

要求事項との対比表 第〇条 (〇〇) (1 / 〇)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉工認 基本設計方針	備考
					(発電炉との差異の理由を記載)

項目単位で発電炉の基本設計方針との比較を行う。
 対応する記載がないものについては、施設固有のものなど差の理由を備考に記載する。

- 凡例
- 黄色ハッチング：発電炉と同様の記載事項
 - 灰色ハッチング：基本設計方針に記載しない事項
 - 一重下線：基本設計方針に記載する事項（丸数字で紐づけ）
 - 二重下線：発電炉と差異のある記載事項
 - 青字：発電炉との差異の理由
 - 赤字：追記・修正箇所及びその理由

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	第1回説明対象	第1回申請対象設備	第1回申請 仕様表	第1回申請 添付書類	第1回申請 添付書類における記載	第2回申請 (2項変更②)	第2回申請 (1項新規①)	第3回申請 (2項変更③)	第3回申請 (1項新規②)	第4回申請 (2項変更④)	第4回申請 (1項新規③)	
		<p>○基本設計方針の項目ごとに要求種別、対象設備、添付書類等への展開事項の分類、第1回申請の対象を示す。第2回以降の申請書ごとの対象設備を展開する。</p> <p>○要求種別については基本設計方針での要求内容、発電炉での実例を踏まえて設定</p>														

仕様表記載項目の設定
(再処理の例)

条文	仕様表記載項目	具体的な記載内容
一	<ul style="list-style-type: none"> ・ 名称 ・ 種類又は主要構造 ・ 個数 ・ 系統名 ・ 取付箇所 ・ 主要材料 ・ 主要寸法 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各機器に共通して記載すべき項目として対象特定（名称、数量、設置場所等）、機器の種類又は主要構造（事業変更許可記載事項）を記載する。 ・ 主要材料、主要寸法については、設備の各種評価に用いるインプットとしての基本的な内容を必要に応じて記載する。
第四条 臨界防止	<ul style="list-style-type: none"> ・ 容量 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 臨界防止機能に係る溶液の濃度、質量管理に必要なとなる容器等の容量を記載する。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 核的制限値 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 臨界安全管理表に記載している設備について、臨界計算に用いる計算条件及び設計条件の制限値（設備の面間最小距離、溶液中の Pu 濃度、内径等）を記載する。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 主要材料 ・ 主要寸法 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 臨界防止機能に係る中性子吸収材の材料、容器等の寸法、材料を記載する。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 駆動方式 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 臨界防止機能に係る工程停止回路の遮断弁の駆動方式を記載する。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 検出器の種類 ・ 計測範囲 ・ 警報作動範囲 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 臨界の検知・警報機能に係る臨界警報装置の計測範囲等を記載する。
第五条 第三十二条 地盤 第六条 第三十三条 地震	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地盤の支持力度 ・ MMR の強度 ・ 支持地盤 ・ 杭の強度 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地盤又は杭基礎に設置する建物・構築物及び屋外設置設備について、設置圧に対する十分な支持力を担保するための地盤の支持力度及び MMR の強度、杭の強度を記載する。杭基礎の場合、支持地盤を記載する。
第八条 外部衝撃	<ul style="list-style-type: none"> ・ 主要材料 ・ 主要寸法 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 飛来物防護設備（飛来物防護ネット、防護板等）の材料及び寸法（線径等）を記載する。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 耐火塗膜 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 航空機墜落火災の影響を受ける屋外設置設備について、耐火塗膜の種類と厚さを記載する。
第十条 閉じ込め	<ul style="list-style-type: none"> ・ 容量 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 閉じ込め、漏えい対処機能に係るファンの風量、ポンプの流量、漏えい液受皿の容量、熱交換器、冷凍機等の設計熱交換量を記載する。

仕様表記載項目の設定
 (再処理の例)

条文	仕様表記載項目	具体的な記載内容
	・伝熱面積	・閉じ込め機能に係る熱交換器、冷凍機等の伝熱面積を記載する。
	・吐出圧力	・閉じ込め、漏えい対処機能に係るポンプの吐出圧力を記載する。
	・漏えい率 ・開口部風速	・閉じ込め機能に係るグローブボックスの漏えい率、フードの開口部風速を記載する。
	・主要材料 ・主要寸法	・閉じ込め、漏えい対処機能に係る設備（漏えい液受皿、熱交換器、給気閉止ダンパ、機械装置、保守設備等）の材料及び寸法を記載する。
	・原動機	・閉じ込め、漏えい対処機能に係るポンプ、ファンの容量を担保するための原動機の出力等を記載する。
	・駆動方式	・閉じ込め機能に係る給気閉止ダンパの駆動方式を記載する。
	・検出器の種類 ・計測範囲	・漏えい検知機能に係る漏えい検知器の計測範囲等を記載する。
第十一条 第三十五条 火災	・容量	・消火機能に係る容量（消火水槽、ポンベの貯蔵容量、ポンプの流量等）を記載する。
	・揚程又は吐出圧力	・消火機能に係るポンプの揚程又は吐出圧力を記載する。
	・化学的制限値又は熱的制限値	・火災・爆発に係わる設計の制限値である化学的制限値（水素濃度、酸素濃度等）、熱的制限値（発火点、引火点等）を記載する。
	・主要材料 ・主要寸法	・耐火機能に係る耐火壁等の材料（コンクリート壁等）及び寸法を記載する。
	・原動機	・消火機能に係るポンプの容量を担保するための原動機の出力等を記載する。
	・駆動方式	・消火機能（消火ガス放出によるGB内雰囲気維持）に係るダンパの駆動方式を記載する。 ・爆発防止機能を担保するため、水素濃度高により作動する遮断弁の駆動方式を記載する。
第十二条 溢水 第十三条 薬品	・防護上の配慮が必要な高さ（機能喪失高さ） ・防護上の区画番号	・溢水及び薬品防護機能に係る防護対象設備の必要高さ及び防護対象設備の区画番号を記載する。

仕様表記載項目の設定
(再処理の例)

条文	仕様表記載項目	具体的な記載内容
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 主要材料 ・ 主要寸法 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 溢水及び薬品防護機能に係る防水区画構築物（堰、防水扉、止水板及び蓋等）の材料及び寸法を記載する。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 駆動方式 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 溢水及び薬品防護機能を担保する隔離弁の駆動方式を記載する。
第十七条 第三十七条 材料/構造	<ul style="list-style-type: none"> ・ 最高使用温度 ・ 最高使用圧力 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 安全上重要な施設、溶接検査対象設備、重大事故等対処設備に係る容器及び管の耐圧強度評価で使用する機器の設計条件として最高使用圧力、最高使用温度を記載する。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 主要材料 ・ 主要寸法 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 安全上重要な施設、溶接検査対象設備、重大事故等対処設備に係る容器及び管の強度を担保する材料及び寸法（腐食の考慮を含む）を記載する。
第十八条 搬送設備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 容量 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 核燃料物質、放射性廃棄物の搬送能力に係るクレーン等の定格荷重を記載する。
第十九条 貯蔵施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ 容量 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 核燃料物質、放射性廃棄物の貯蔵・保管能力を担保する使用済燃料輸送容器保管庫、貯蔵ホール、貯蔵ピット等の容量(貯蔵能力)を記載する。 ・ 崩壊熱除去機能に係るポンプ（プール水の冷却・浄化等）の流量、ファン（換気設備）の風量、熱交換器、冷凍機の設計熱交換量を記載する。 ・ プール水浄化機能に係るろ過装置の容量を記載する。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 揚程又は吐出圧力 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 崩壊熱除去機能に係るポンプ（プール水の冷却・浄化等）の揚程又は吐出圧力を記載する。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 原動機 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 崩壊熱除去機能に係るポンプ、ファンの容量を担保するための原動機の出力量等を記載する。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 検出器の種類 ・ 計測範囲 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 漏えい検知機能に係る漏えい検知器の計測範囲等を記載する。
第二十条 第四十七条 計測制御 第二十一条 放管 第二十二条 安全保護回路	<ul style="list-style-type: none"> ・ 検出器の種類 ・ 計測範囲 ・ 警報動作範囲 ・ 設定値 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計測機能に係る検出器の種類、計測範囲、警報動作範囲、安全上重要な施設（安全保護回路含む）のインターロック回路の設定値を記載する。

仕様表記載項目の設定
(再処理の例)

条文	仕様表記載項目	具体的な記載内容
第四十九条 監視測定		
第二十三条 第四十八条 制御室	・容量	・制御室の居住性維持機能に係るファンの風量を記載する。
	・主要材料 ・主要寸法	・制御室の居住性維持に係る遮蔽材の材料及び寸法（厚さ）を記載する。
	・効率	・制御室の居住性維持機能に係るフィルタの捕集効率を記載する。
	・設計上の空気流入率	・制御室の居住性維持に係るファンの設計上の空気流入率を記載する。
	・原動機	・制御室の居住性維持に係るファンの容量を担保するための原動機の出力等を記載する。
	・検出器の種類 ・計測範囲 ・警報動作範囲	・制御室の居住性維持機能に係る有毒ガス検知器の計測範囲等を記載する。
第三十条 第五十条 緊急時対策所	・容量	・緊急時対策所の居住性維持機能に係るファンの風量、加圧ユニットの容量を記載する。
	・主要材料 ・主要寸法	・緊急時対策所の居住性維持に係る遮蔽材の材料及び寸法（厚さ）を記載する。
	・効率	・緊急時対策所の居住性維持機能に係るフィルタの捕集効率を記載する。
	・設計上の空気流入率	・緊急時対策所の居住性維持に係るファンの設計上の空気流入率を記載する。
	・原動機	・緊急時対策所の居住性維持に係るファンの容量を担保するための原動機の出力等を記載する。
第二十四条 廃棄施設	・容量	<p>・廃棄機能（排気風量、排気筒風量、海洋放出量、ガラス固化体処理能力等）に係る気体、液体、固体廃棄物の廃棄施設のファンの風量、ポンプの流量、ろ過装置及び容器の容量、熱交換器の設計熱交換量を記載する。</p> <p>・廃棄能力（核燃料物質の除去）に係る液体の廃棄施設の凝縮器、電気ヒータの容量（設計熱交換量）を記載する。</p> <p>・廃棄能力（核燃料物質の除去）に係る気体の廃棄施設のボイラの容量を記載する。</p>

仕様表記載項目の設定
(再処理の例)

条文	仕様表記載項目	具体的な記載内容
	・揚程又は吐出圧力	・廃棄機能(海洋放出等)に係る液体の廃棄施設のポンプの揚程又は吐出圧力を記載する。
	・伝熱面積	・廃棄能力(核燃料物質の除去)に係る気体の廃棄施設の凝縮器、電気ヒータの伝熱面積を記載する。
	・効率	・廃棄機能(核燃料物質の除去)に係る気体の廃棄施設のフィルタ、ルテニウム吸着塔について、効率(補集効率、除去効率)を記載する。
	・原動機	・廃棄機能に係るポンプ、ファンの容量を担保するための原動機の出力等を記載する。
第二十五条 保管廃棄施設	・容量	・放射性固体廃棄物の保管廃棄に係る貯蔵ピット、室の容量(貯蔵容量)を記載する。
	・主要材料 ・主要寸法	・自然通風による崩壊熱除去に必要な風量を確保するために冷却空気流路の材料、寸法(シャフト高さ等)を記載する。
第二十七条 遮蔽	・主要材料 ・主要寸法	・遮蔽機能(制御室遮蔽、緊急時対策所遮蔽を含む)に係る遮蔽材及び遮蔽材寸法(厚さ)を記載する。
第二十八条 換気設備	・容量	・換気能力に係る換気施設のファンの容量(風量)を記載する。
	・効率	・廃棄能力(核燃料物質の除去)に係る気体の廃棄施設のフィルタについて、効率(補集効率)を記載する。
	・原動機	・換気機能に係るファンの容量を担保するための原動機の出力等を記載する。
第二十九条 保安電源設備 第四十六条 電源設備	・容量	<p>・電源供給能力に係る電気設備(発電機、変圧器、遮断器、電源盤、無停電電源装置、蓄電池等)の容量を記載する。</p> <p>・電源供給能力に係る非常用発電機に係る起動用の空気だめの容量を記載する。</p> <p>・電源供給能力に係る非常用発電機に燃料を供給するための燃料ポンプの容量を記載する。</p> <p>・電源供給能力に係る容器(燃料タンク、タンクローリ、軽油貯槽等)の容量を記載する。</p>
	・吐出圧力	・電源供給能力に係る非常用発電機に燃料を供給するための燃料ポンプの吐出圧力を記載する。

仕様表記載項目の設定
(再処理の例)

条文	仕様表記載項目	具体的な記載内容
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電圧 ・ 電流 ・ 遮断電流 ・ 遮断時間 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電気盤の損壊を防止するための遮断器の仕様として電圧、電流、遮断電流、遮断時間を記載する。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電圧 ・ 電流 ・ 相 ・ 周波数 ・ 主要寸法 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電線路機能に係る電気設備の仕様として、電圧、電流、相、周波数、盤の寸法を記載する。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 原動機 ・ 回転速度 ・ 起動時間 ・ 出口の圧力 ・ 燃料 ・ 力率 ・ 電圧 ・ 結線法 ・ 冷却方法 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 非常用発電機の電源供給能力に係る仕様として、回転速度、起動時間、過給機の出口の圧力、力率、電圧、結線法、冷却方法、燃料(種類、消費量)等の仕様を記載する。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 原動機 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電源供給機能に係るポンプの容量を担保するための原動機の出力等を記載する。
第三十六条 重大事故等対 処設備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 容量 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 補機駆動用燃料補給機能に係る容器(燃料タンク、タンクローリー、軽油貯槽等)の貯蔵容量を記載する。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 最高使用温度 ・ 最高使用圧力 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 重大事故等対処設備に係る配管、容器の耐圧強度評価で使用する機器の設計条件として最高使用圧力、最高使用温度を記載する。 ※DB 条文と数値が異なる場合は併記し注記に重大事故等対処時の条件であることを記載する。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 原動機 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 以降の重大事故等対処条文に係る各ポンプ、ファン等の容量を担保するための原動機の出力等を記載する。
第三十八条 臨界事故	<ul style="list-style-type: none"> ・ 容量 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 可溶性中性子吸収材供給に係る供給量を担保するため中性子吸収材供給槽の貯蔵容量を記載する。 ・ 臨界発生時にセル内の配管の加圧状態を解消するための廃ガス貯留槽の貯蔵容量を記載する。 ・ 廃ガス貯留に係る圧縮機の容量、空気貯槽の容

仕様表記載項目の設定
(再処理の例)

条文	仕様表記載項目	具体的な記載内容
		量、ポンプの容量（流量）を記載する。
	・揚程又は吐出圧力	・廃ガス貯留に係るポンプの揚程又は吐出圧力を記載する。
	・吹出圧力、吹出量、吹出場所	・廃ガス貯留に係る逃がし弁の吹出圧力、吹出量、吹出場所を記載する。
	・主要材料 ・主要寸法	・臨界発生時の水素掃気に係る主配管（可搬型ホース等）の寸法、材料を記載する。 ・可溶性中性子吸収材供給に係る供給弁の寸法、材料を記載する。 ・廃ガス貯留に係る逃がし弁の寸法、材料を記載する。
	・駆動方式	・可溶性中性子吸収材供給に係る供給弁の駆動方式を記載する。
第三十九条 蒸発乾固	・容量	・水供給設備の未沸騰状態維持に係るポンプの容量（流量）を記載する。 ・代替セル排気機能に係るファンの容量（風量）を記載する。
	・揚程又は吐出圧力	・水供給設備の未沸騰状態維持に係るポンプの揚程又は吐出圧力を記載する。
	・主要材料 ・主要寸法	・代替安全冷却水系に係る主配管（可搬型ホース等）の寸法、材料を記載する。
	・効率	・セル導出及び代替セル排気時の放射性物質の除去機能に係るフィルタの除去効率を記載する。
第四十条 水素爆発	・容量	・水素掃気機能喪失時の圧縮空気供給機能を担保するための容器の貯蔵容量、圧縮機の容量を記載する。 ・代替セル排気機能を担保するファンの容量（風量）を記載する。
	・効率	・セル導出及び代替セル排気時の放射性物質の除去機能を担保するフィルタの除去効率を記載する。
第四十一条 有機溶媒等による火災又は爆発	・容量	・火災又は爆発の発生時にセル内の配管の加圧状態を解消するための廃ガス貯留槽の貯蔵容量を記載する。 ・廃ガス貯留に係る圧縮機の容量、空気貯槽の容量、ポンプの容量（流量）を記載する。

仕様表記載項目の設定
(再処理の例)

条文	仕様表記載項目	具体的な記載内容
	・揚程又は吐出圧力	・廃ガス貯留に係るポンプの揚程又は吐出圧力を記載する。
	・吹出圧力、吹出量、吹出場所	・廃ガス貯留に係る逃がし弁の吹出圧力、吹出量、吹出場所を記載する。
	・主要材料 ・主要寸法	・廃ガス貯留に係る逃がし弁の寸法、材料を記載する。 ・プルトニウム濃縮缶の加熱蒸気を停止するための隔離弁の寸法、材料を記載する。
	・駆動方式	・プルトニウム濃縮缶の加熱蒸気を停止するための隔離弁の駆動方式を記載する。
第四十二条 使用済燃料貯蔵槽の冷却	・容量	・注水機能、スプレイ機能を担保するためのポンプの容量（流量）を記載する。
	・揚程又は吐出圧力	・注水機能、スプレイ機能を担保するためのポンプの揚程又は吐出圧力を記載する。
	・主要材料 ・主要寸法	・注水機能、スプレイ機能を担保するための主配管（可搬型ホース等）の寸法、材料を記載する。
第四十四条 放出抑制	・容量	・注水機能、放水機能を担保するためのポンプの容量（流量）を記載する。
	・揚程又は吐出圧力	・注水機能、放水機能を担保するためのポンプの揚程又は吐出圧力を記載する。
	・主要材料 ・主要寸法	・注水機能、放水機能を担保するための主配管（可搬型ホース等）の寸法、材料を記載する。
第四十五条 水の供給	・容量	・水供給設備の貯水機能を担保するための容器の貯水容量を記載する。 ・水供給機能を担保するためのポンプの容量を記載する。
	・揚程又は吐出圧力	・水供給機能を担保するためのポンプの揚程又は吐出圧力を記載する。
	・主要材料 ・主要寸法	・水供給設備の貯水機能を担保するための容器の寸法、材料（ライニング材）を記載する。 ・水供給機能を担保するための主配管（可搬型ホース等）の寸法、材料を記載する。
	・計測範囲	水供給設備において用いる水位計、流量計の計測範囲等を記載する。
(MOX)第三十三	・容量	・SA 火災の消火機能を担保するため容器(消火ガスボ

仕様表記載項目の設定
(再処理の例)

条文	仕様表記載項目	具体的な記載内容
条閉じ込める 機能の喪失対 処設備		ンベ)の容量を記載する。 ・閉じ込める機能の回復作業ためのファン(可搬型排風機)の容量(風量)を記載する。
	・主要材料 ・主要寸法	・閉じ込める機能喪失の対処のための主配管(可搬型ダクト等)の寸法、材料を記載する。
	・効率	・閉じ込める機能の回復作業のためのフィルタの捕集効率を記載する。
第七条 津波 第九条 不法侵入 第十四条 安全避難 通路 第十五条 安重施設 第十六条 安有施設 第二十六条 汚染防 止 第三十一条 通信連 絡設備 第三十四条 津波 第四十三条 漏えい 防止 第五十一条 通信連 絡設備	—	・設置、系統構成等に係る要求事項であるため、基本設計方針において設計方針を記載する。

仕様表記載例
(機種：冷却塔／冷凍機)

既認可の仕様表	仕様表案	要求事項の整理	発電炉類似設備要目表	備考																																																																																																																																																																																																																																																																																			
<p>工程情報を示す項目であり、設備仕様と直接関係しない項目であるため、仕様表に記載しない。</p> <p>分離配置は配置図で示す。</p> <p>主要設備リストで展開。</p> <table border="1"> <tr><td>名称</td><td>安全冷却水 B 冷却塔 (00-0000)</td></tr> <tr><td>種類</td><td>機器の種類</td></tr> <tr><td>耐震クラス</td><td>航空機に対する防護</td></tr> <tr><td>流体の種類</td><td>容量 (設計熱交換量) MW/個</td></tr> <tr><td rowspan="4">冷却条件</td><td>最高使用圧力 MPa</td></tr> <tr><td>最高使用温度 °C</td></tr> <tr><td>伝熱面積 (フィン外表面積) m²/個</td></tr> <tr><td>主要寸法</td></tr> <tr><td rowspan="4">仕様</td><td>全長 mm</td></tr> <tr><td>全幅 mm</td></tr> <tr><td>全高 mm</td></tr> <tr><td>伝熱管 (内管) mm</td></tr> <tr><td>材料</td><td>ヘッダー</td></tr> <tr><td>個数</td><td></td></tr> </table> <p>特記事項: 本設備は、非常用所内電源系統に接続する。</p> <p>注記 1) 単位は (kcal/h/個) 2) 単位は (kg/cm²) 3) 安全冷却水 A 冷却塔は、前処理建屋の屋上に据え付ける。安全冷却水 B 冷却塔は、鉄筋コンクリート造りの基礎の上に据え付ける。 4) 安全冷却水 B 冷却塔基礎の主要寸法は以下とする。 南北方向: 〇m (外壁外面寸法) 東西方向: 〇m (外壁外面寸法) 厚さ: 〇m 5) 安全冷却水 B 冷却塔基礎の主要材料は、以下とする。 鉄筋: JIS G 3112 (鉄筋コンクリート用棒鋼) に定める SD345 コンクリート: JASS5 の規定による普通コンクリート 設計基準強度 (N/mm²) (〇kgf/cm²) マンメイドロック (コンクリート): 設計基準強度 (N/mm²) (〇kgf/cm²) 6) 安全冷却水 B 冷却塔基礎の支持地盤の許容支持力は、鷹架層の許容支持力として、重要な建物・構築物ごとに定まる値の最小値とし、長期: 〇MPa (〇kgf/cm²)、短期: 〇MPa (〇kgf/cm²) とする。 7) 安全冷却水 B 冷却塔基礎は、As クラスの設備を設置しているため、基準地震動 S1 及び S2 で間接支持構造物としての支持機能が維持されていることの確認を行う。</p> <p>旧単位系記載のため、SI 単位系表記に統一することに伴い適正化。</p> <p>基礎については、構造図で示す。</p> <p>主要設備リストで展開。</p>	名称	安全冷却水 B 冷却塔 (00-0000)	種類	機器の種類	耐震クラス	航空機に対する防護	流体の種類	容量 (設計熱交換量) MW/個	冷却条件	最高使用圧力 MPa	最高使用温度 °C	伝熱面積 (フィン外表面積) m ² /個	主要寸法	仕様	全長 mm	全幅 mm	全高 mm	伝熱管 (内管) mm	材料	ヘッダー	個数		<table border="1"> <tr><td>名称</td><td>安全冷却水 B 冷却塔 (00-0000)</td><td>変更前</td><td>変更後</td></tr> <tr><td>種類</td><td>基礎: 〇〇 冷却塔: 〇〇</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>支持地盤の許容支持力</td><td>MPa</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>支持地盤の極限支持力</td><td>MPa</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>マンメイドロックの強度</td><td>N/mm²</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>容量</td><td>設計熱交換量 MW/個</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>設計冷却空気流量</td><td>kg/h</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>最高使用圧力</td><td>MPa</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>最高使用温度</td><td>°C</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>伝熱面積 (伝熱管及びフィン外表面積)</td><td>m²/個</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>主要寸法</td><td>全長 mm</td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td>全幅 mm</td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td>全高 mm</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>伝熱管 (内管)</td><td>mm</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>材料</td><td>フィン</td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td>ヘッダー</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>耐久被膜</td><td>種類</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>厚さ</td><td>mm</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>原動機</td><td>種類</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>出力</td><td>kw/個</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>ファン台数</td><td>台</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>系統名 (ライン名)</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>設置位置</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>溢水防護上の区画番号</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>溢水防護上の配慮が必要な高さ</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>化学薬品防護上の区画番号</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>化学薬品防護上の配慮が必要な高さ</td><td></td><td></td><td></td></tr> </table> <p>注記: *1 公称値を示す。 *2 記載の適正化を行う。既設工認には「伝熱面積 (フィン外表面積)」と記載。 *3 既設工認の仕様表に記載がないため、記載の適正化を行う。記載内容は設計図書による。 *4 航空機墜落による火災により熱影響がある支持架構の柱等に耐火塗装を施す。</p>	名称	安全冷却水 B 冷却塔 (00-0000)	変更前	変更後	種類	基礎: 〇〇 冷却塔: 〇〇			支持地盤の許容支持力	MPa			支持地盤の極限支持力	MPa			マンメイドロックの強度	N/mm ²			容量	設計熱交換量 MW/個			設計冷却空気流量	kg/h			最高使用圧力	MPa			最高使用温度	°C			伝熱面積 (伝熱管及びフィン外表面積)	m ² /個			主要寸法	全長 mm				全幅 mm				全高 mm			伝熱管 (内管)	mm			材料	フィン				ヘッダー			耐久被膜	種類			厚さ	mm			原動機	種類			出力	kw/個			ファン台数	台			系統名 (ライン名)				設置位置				溢水防護上の区画番号				溢水防護上の配慮が必要な高さ				化学薬品防護上の区画番号				化学薬品防護上の配慮が必要な高さ				<table border="1"> <tr><td>技術基準</td><td>機能要求② 様式-6,7</td><td>主な仕様 (詳細設計)</td></tr> <tr><td>第六条</td><td>・施設の安全機能が喪失した場合の影響の相対的な程度に応じた地震力に十分耐えることのできる設計</td><td>主要寸法 全長: 〇〇mm 全幅: 〇〇mm 全高: 〇〇mm</td></tr> <tr><td>第八条</td><td>・航空機墜落火災発生時においても機能が喪失しないために耐火塗装を塗布。</td><td>耐火塗料: 〇〇mm 以上</td></tr> <tr><td>第十二条</td><td>・没水の影響により、防護すべき設備が機能を喪失しないための設計</td><td>取付箇所: 系統名 (ライン名): 〇〇 設置床: 〇〇 溢水防護上の区画番号: 〇〇 溢水防護上の配慮が必要な高さ: T.M.S.L 〇〇〇m 以上</td></tr> <tr><td>第十三条</td><td>・没液の影響により、防護すべき設備が機能を喪失しないための設計</td><td>取付箇所: 系統名 (ライン名): 〇〇 設置床: 〇〇 化学薬品防護上の区画番号: 〇〇 化学薬品防護上の配慮が必要な高さ: T.M.S.L 〇〇〇m 以上</td></tr> <tr><td>第十七条</td><td>・使用される圧力、温度、荷重その他の使用条件に対して適切な機械的強度及び化学的成分を有する材料 ・設計上定める条件において、全体的な変形を弾性域に抑える設計 ・設計上定める条件において、屈曲が生じない設計 ・適切な耐圧試験又は漏えい試験を行ったとき、これに耐え、かつ、著しい漏えいがない設計</td><td>主要材料: 伝熱管 (内管): 〇〇 フィン: 〇〇 ヘッダー: 〇〇 最高使用圧力: 〇〇MPa 最高使用温度: 〇〇°C</td></tr> <tr><td>第十九条</td><td>・1 系列運転でも燃料貯蔵プール水温を 65°C 以下に保ち、2 系列運転の場合は燃料貯蔵プールの水温を 50°C 以下に維持する設計</td><td>容量 (設計熱交換量): 〇MW/個 容量 (設計冷却空気流量): 〇m³/s 伝熱面積: 〇m²/個 原動機: 〇〇 ファン台数: 〇〇</td></tr> </table>	技術基準	機能要求② 様式-6,7	主な仕様 (詳細設計)	第六条	・施設の安全機能が喪失した場合の影響の相対的な程度に応じた地震力に十分耐えることのできる設計	主要寸法 全長: 〇〇mm 全幅: 〇〇mm 全高: 〇〇mm	第八条	・航空機墜落火災発生時においても機能が喪失しないために耐火塗装を塗布。	耐火塗料: 〇〇mm 以上	第十二条	・没水の影響により、防護すべき設備が機能を喪失しないための設計	取付箇所: 系統名 (ライン名): 〇〇 設置床: 〇〇 溢水防護上の区画番号: 〇〇 溢水防護上の配慮が必要な高さ: T.M.S.L 〇〇〇m 以上	第十三条	・没液の影響により、防護すべき設備が機能を喪失しないための設計	取付箇所: 系統名 (ライン名): 〇〇 設置床: 〇〇 化学薬品防護上の区画番号: 〇〇 化学薬品防護上の配慮が必要な高さ: T.M.S.L 〇〇〇m 以上	第十七条	・使用される圧力、温度、荷重その他の使用条件に対して適切な機械的強度及び化学的成分を有する材料 ・設計上定める条件において、全体的な変形を弾性域に抑える設計 ・設計上定める条件において、屈曲が生じない設計 ・適切な耐圧試験又は漏えい試験を行ったとき、これに耐え、かつ、著しい漏えいがない設計	主要材料: 伝熱管 (内管): 〇〇 フィン: 〇〇 ヘッダー: 〇〇 最高使用圧力: 〇〇MPa 最高使用温度: 〇〇°C	第十九条	・1 系列運転でも燃料貯蔵プール水温を 65°C 以下に保ち、2 系列運転の場合は燃料貯蔵プールの水温を 50°C 以下に維持する設計	容量 (設計熱交換量): 〇MW/個 容量 (設計冷却空気流量): 〇m ³ /s 伝熱面積: 〇m ² /個 原動機: 〇〇 ファン台数: 〇〇	<table border="1"> <tr><td>名称</td><td>タンクベント冷却塔</td><td>変更前</td><td>変更後</td></tr> <tr><td>種別</td><td>たて置直管式*</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>容量 (設計熱交換量)**</td><td>kW/個</td><td>(69.3***)</td><td>(***)</td></tr> <tr><td>管側最高使用圧力</td><td>kPa</td><td>(負圧) 5</td><td></td></tr> <tr><td>管側最高使用温度</td><td>°C</td><td>65</td><td></td></tr> <tr><td>胴側最高使用圧力</td><td>MPa</td><td>0.86</td><td></td></tr> <tr><td>胴側最高使用温度</td><td>°C</td><td>65</td><td></td></tr> <tr><td>伝熱面積</td><td>m²/個</td><td>(16.57**)</td><td></td></tr> <tr><td>胴内径**</td><td>mm</td><td>350**</td><td></td></tr> <tr><td>胴板厚さ**</td><td>mm</td><td>(10**)</td><td></td></tr> <tr><td>鏡板厚さ**</td><td>mm</td><td>(10**)</td><td></td></tr> <tr><td>鏡板の形状に係る寸法</td><td>mm</td><td>350.0** *7 (鏡板長径) 87.5** *7 (鏡板短径の2分の1)</td><td>変更なし</td></tr> <tr><td>ガス入口管台外径</td><td>mm</td><td>216.3** *9</td><td></td></tr> <tr><td>ガス入口管台厚さ</td><td>mm</td><td>(8.2** *9)</td><td></td></tr> <tr><td>ガス出口管台外径</td><td>mm</td><td>267.4** *9</td><td></td></tr> <tr><td>ガス出口管台厚さ</td><td>mm</td><td>(15.1** *9)</td><td></td></tr> </table> <p>(続き)</p> <table border="1"> <tr><td>胴内径**</td><td>mm</td><td>350**</td><td></td></tr> <tr><td>胴板厚さ**</td><td>mm</td><td>(10**)</td><td></td></tr> <tr><td>水入口管台外径</td><td>mm</td><td>60.5** *9</td><td></td></tr> <tr><td>水入口管台厚さ</td><td>mm</td><td>(8.7** *9)</td><td></td></tr> <tr><td>管板厚さ</td><td>mm</td><td>(25**)</td><td></td></tr> <tr><td>伝熱管外径</td><td>mm</td><td>25.4**</td><td></td></tr> <tr><td>伝熱管厚さ</td><td>mm</td><td>(2.6**)</td><td></td></tr> <tr><td>フランジ厚さ</td><td>mm</td><td>(36.0** *7)</td><td></td></tr> <tr><td>高さ**</td><td>mm</td><td>3568**</td><td></td></tr> <tr><td>胴板</td><td>板</td><td>SM400A</td><td></td></tr> <tr><td>胴鏡板</td><td>板</td><td>SM400A</td><td></td></tr> <tr><td>胴胴板</td><td>板</td><td>SM400A</td><td></td></tr> <tr><td>伝熱管</td><td>管</td><td>S25C</td><td></td></tr> <tr><td>フランジ</td><td>管</td><td>SUS304TB</td><td></td></tr> <tr><td>個数</td><td></td><td>1</td><td></td></tr> </table> <p>注記: *1: 記載の適正化を行う。既設設計図書には「円筒形固定管板式」と記載。 *2: 記載の適正化を行う。既設設計図書には「容量」と記載。 *3: 公称値を示す。 *4: SI 単位に換算したもの。 *5: 記載の適正化を行う。既設設計図書には「水室胴径」と記載。 *6: 記載の適正化を行う。既設設計図書には「水室胴部厚さ」と記載。 *7: 既設設計図書に記載がないため、記載の適正化を行う。記載内容は、平成8年9月17日付け発管業発第118号にて届け出した工事計画の部付書類「2 強度計算書」のうち、「2-1 タンクベント冷却塔強度計算書」による。 *8: 記載の適正化を行う。既設設計図書には「水室鏡板厚さ」と記載。 *9: 既設設計図書に記載がないため、記載の適正化を行う。記載内容は、設計図書による。 *10: 記載の適正化を行う。既設設計図書には「胴体内径」と記載。 *11: 記載の適正化を行う。既設設計図書には「胴体厚さ」と記載。 *12: 記載の適正化を行う。既設設計図書には「全高」と記載。</p>	名称	タンクベント冷却塔	変更前	変更後	種別	たて置直管式*			容量 (設計熱交換量)**	kW/個	(69.3***)	(***)	管側最高使用圧力	kPa	(負圧) 5		管側最高使用温度	°C	65		胴側最高使用圧力	MPa	0.86		胴側最高使用温度	°C	65		伝熱面積	m ² /個	(16.57**)		胴内径**	mm	350**		胴板厚さ**	mm	(10**)		鏡板厚さ**	mm	(10**)		鏡板の形状に係る寸法	mm	350.0** *7 (鏡板長径) 87.5** *7 (鏡板短径の2分の1)	変更なし	ガス入口管台外径	mm	216.3** *9		ガス入口管台厚さ	mm	(8.2** *9)		ガス出口管台外径	mm	267.4** *9		ガス出口管台厚さ	mm	(15.1** *9)		胴内径**	mm	350**		胴板厚さ**	mm	(10**)		水入口管台外径	mm	60.5** *9		水入口管台厚さ	mm	(8.7** *9)		管板厚さ	mm	(25**)		伝熱管外径	mm	25.4**		伝熱管厚さ	mm	(2.6**)		フランジ厚さ	mm	(36.0** *7)		高さ**	mm	3568**		胴板	板	SM400A		胴鏡板	板	SM400A		胴胴板	板	SM400A		伝熱管	管	S25C		フランジ	管	SUS304TB		個数		1		<p>空冷式の熱交換器が発電炉に無い場合、別の型の熱交換器より冷却機能に係る項目を参照する。</p> <p>管台の概形については、構造図に示す。</p> <p>伝熱管の概形については、構造図に示す。</p> <p>航空機墜落による火災により熱影響がある支持架構の柱等に耐火塗装の種類及び厚さを記載する。</p> <p>溢水、化学薬品影響を考慮し、取付箇所の項目を追加。</p> <p>ファンによる冷却機能の担保のために冷却空気流量と原動機の仕様を追加。</p>
名称	安全冷却水 B 冷却塔 (00-0000)																																																																																																																																																																																																																																																																																						
種類	機器の種類																																																																																																																																																																																																																																																																																						
耐震クラス	航空機に対する防護																																																																																																																																																																																																																																																																																						
流体の種類	容量 (設計熱交換量) MW/個																																																																																																																																																																																																																																																																																						
冷却条件	最高使用圧力 MPa																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	最高使用温度 °C																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	伝熱面積 (フィン外表面積) m ² /個																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	主要寸法																																																																																																																																																																																																																																																																																						
仕様	全長 mm																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	全幅 mm																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	全高 mm																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	伝熱管 (内管) mm																																																																																																																																																																																																																																																																																						
材料	ヘッダー																																																																																																																																																																																																																																																																																						
個数																																																																																																																																																																																																																																																																																							
名称	安全冷却水 B 冷却塔 (00-0000)	変更前	変更後																																																																																																																																																																																																																																																																																				
種類	基礎: 〇〇 冷却塔: 〇〇																																																																																																																																																																																																																																																																																						
支持地盤の許容支持力	MPa																																																																																																																																																																																																																																																																																						
支持地盤の極限支持力	MPa																																																																																																																																																																																																																																																																																						
マンメイドロックの強度	N/mm ²																																																																																																																																																																																																																																																																																						
容量	設計熱交換量 MW/個																																																																																																																																																																																																																																																																																						
設計冷却空気流量	kg/h																																																																																																																																																																																																																																																																																						
最高使用圧力	MPa																																																																																																																																																																																																																																																																																						
最高使用温度	°C																																																																																																																																																																																																																																																																																						
伝熱面積 (伝熱管及びフィン外表面積)	m ² /個																																																																																																																																																																																																																																																																																						
主要寸法	全長 mm																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	全幅 mm																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	全高 mm																																																																																																																																																																																																																																																																																						
伝熱管 (内管)	mm																																																																																																																																																																																																																																																																																						
材料	フィン																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	ヘッダー																																																																																																																																																																																																																																																																																						
耐久被膜	種類																																																																																																																																																																																																																																																																																						
厚さ	mm																																																																																																																																																																																																																																																																																						
原動機	種類																																																																																																																																																																																																																																																																																						
出力	kw/個																																																																																																																																																																																																																																																																																						
ファン台数	台																																																																																																																																																																																																																																																																																						
系統名 (ライン名)																																																																																																																																																																																																																																																																																							
設置位置																																																																																																																																																																																																																																																																																							
溢水防護上の区画番号																																																																																																																																																																																																																																																																																							
溢水防護上の配慮が必要な高さ																																																																																																																																																																																																																																																																																							
化学薬品防護上の区画番号																																																																																																																																																																																																																																																																																							
化学薬品防護上の配慮が必要な高さ																																																																																																																																																																																																																																																																																							
技術基準	機能要求② 様式-6,7	主な仕様 (詳細設計)																																																																																																																																																																																																																																																																																					
第六条	・施設の安全機能が喪失した場合の影響の相対的な程度に応じた地震力に十分耐えることのできる設計	主要寸法 全長: 〇〇mm 全幅: 〇〇mm 全高: 〇〇mm																																																																																																																																																																																																																																																																																					
第八条	・航空機墜落火災発生時においても機能が喪失しないために耐火塗装を塗布。	耐火塗料: 〇〇mm 以上																																																																																																																																																																																																																																																																																					
第十二条	・没水の影響により、防護すべき設備が機能を喪失しないための設計	取付箇所: 系統名 (ライン名): 〇〇 設置床: 〇〇 溢水防護上の区画番号: 〇〇 溢水防護上の配慮が必要な高さ: T.M.S.L 〇〇〇m 以上																																																																																																																																																																																																																																																																																					
第十三条	・没液の影響により、防護すべき設備が機能を喪失しないための設計	取付箇所: 系統名 (ライン名): 〇〇 設置床: 〇〇 化学薬品防護上の区画番号: 〇〇 化学薬品防護上の配慮が必要な高さ: T.M.S.L 〇〇〇m 以上																																																																																																																																																																																																																																																																																					
第十七条	・使用される圧力、温度、荷重その他の使用条件に対して適切な機械的強度及び化学的成分を有する材料 ・設計上定める条件において、全体的な変形を弾性域に抑える設計 ・設計上定める条件において、屈曲が生じない設計 ・適切な耐圧試験又は漏えい試験を行ったとき、これに耐え、かつ、著しい漏えいがない設計	主要材料: 伝熱管 (内管): 〇〇 フィン: 〇〇 ヘッダー: 〇〇 最高使用圧力: 〇〇MPa 最高使用温度: 〇〇°C																																																																																																																																																																																																																																																																																					
第十九条	・1 系列運転でも燃料貯蔵プール水温を 65°C 以下に保ち、2 系列運転の場合は燃料貯蔵プールの水温を 50°C 以下に維持する設計	容量 (設計熱交換量): 〇MW/個 容量 (設計冷却空気流量): 〇m ³ /s 伝熱面積: 〇m ² /個 原動機: 〇〇 ファン台数: 〇〇																																																																																																																																																																																																																																																																																					
名称	タンクベント冷却塔	変更前	変更後																																																																																																																																																																																																																																																																																				
種別	たて置直管式*																																																																																																																																																																																																																																																																																						
容量 (設計熱交換量)**	kW/個	(69.3***)	(***)																																																																																																																																																																																																																																																																																				
管側最高使用圧力	kPa	(負圧) 5																																																																																																																																																																																																																																																																																					
管側最高使用温度	°C	65																																																																																																																																																																																																																																																																																					
胴側最高使用圧力	MPa	0.86																																																																																																																																																																																																																																																																																					
胴側最高使用温度	°C	65																																																																																																																																																																																																																																																																																					
伝熱面積	m ² /個	(16.57**)																																																																																																																																																																																																																																																																																					
胴内径**	mm	350**																																																																																																																																																																																																																																																																																					
胴板厚さ**	mm	(10**)																																																																																																																																																																																																																																																																																					
鏡板厚さ**	mm	(10**)																																																																																																																																																																																																																																																																																					
鏡板の形状に係る寸法	mm	350.0** *7 (鏡板長径) 87.5** *7 (鏡板短径の2分の1)	変更なし																																																																																																																																																																																																																																																																																				
ガス入口管台外径	mm	216.3** *9																																																																																																																																																																																																																																																																																					
ガス入口管台厚さ	mm	(8.2** *9)																																																																																																																																																																																																																																																																																					
ガス出口管台外径	mm	267.4** *9																																																																																																																																																																																																																																																																																					
ガス出口管台厚さ	mm	(15.1** *9)																																																																																																																																																																																																																																																																																					
胴内径**	mm	350**																																																																																																																																																																																																																																																																																					
胴板厚さ**	mm	(10**)																																																																																																																																																																																																																																																																																					
水入口管台外径	mm	60.5** *9																																																																																																																																																																																																																																																																																					
水入口管台厚さ	mm	(8.7** *9)																																																																																																																																																																																																																																																																																					
管板厚さ	mm	(25**)																																																																																																																																																																																																																																																																																					
伝熱管外径	mm	25.4**																																																																																																																																																																																																																																																																																					
伝熱管厚さ	mm	(2.6**)																																																																																																																																																																																																																																																																																					
フランジ厚さ	mm	(36.0** *7)																																																																																																																																																																																																																																																																																					
高さ**	mm	3568**																																																																																																																																																																																																																																																																																					
胴板	板	SM400A																																																																																																																																																																																																																																																																																					
胴鏡板	板	SM400A																																																																																																																																																																																																																																																																																					
胴胴板	板	SM400A																																																																																																																																																																																																																																																																																					
伝熱管	管	S25C																																																																																																																																																																																																																																																																																					
フランジ	管	SUS304TB																																																																																																																																																																																																																																																																																					
個数		1																																																																																																																																																																																																																																																																																					

仕様表記載例
(機種：飛来物防護設備)

既認可の仕様表	仕様表案	要求事項の整理	発電炉類似設備要目表	備考																																																																																																							
<p><既認可仕様表なし></p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>変更前</th> <th>変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>名称</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>安全冷却水 B 冷却塔 飛来物防護ネット</td> </tr> <tr> <td>種類</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td>支持地盤の許容支持力度</td> <td>MPa</td> <td>—</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td>支持地盤の極限支持力度</td> <td>MPa</td> <td>—</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td>マンメイドロックの強度</td> <td>MPa</td> <td>—</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td>支持地盤</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>〇〇*1</td> </tr> <tr> <td>杭の強度</td> <td>N/mm</td> <td>—</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">主要寸法</td> <td rowspan="2">防護ネット</td> <td>線径</td> <td>mm</td> <td>—</td> <td>〇〇*2</td> </tr> <tr> <td>網目</td> <td>mm</td> <td>—</td> <td>〇〇*2</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">防護板</td> <td>厚さ</td> <td>mm</td> <td>—</td> <td>〇〇*2</td> </tr> <tr> <td>たて</td> <td>mm</td> <td>—</td> <td>〇〇*2</td> </tr> <tr> <td>横</td> <td>mm</td> <td>—</td> <td>〇〇*2</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">支持架構</td> <td>高さ</td> <td>mm</td> <td>—</td> <td>〇〇*2</td> </tr> <tr> <td>高さ</td> <td>mm</td> <td>—</td> <td>〇〇*2</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">主要材料</td> <td>防護ネット</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td>防護板</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td>支持架構</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">耐火被膜</td> <td>種類</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>〇〇*3</td> </tr> <tr> <td>厚さ</td> <td>mm</td> <td>—</td> <td>〇〇以上</td> </tr> <tr> <td>基数</td> <td>式</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>〇〇</td> </tr> </tbody> </table> <p>注記：*1 飛来物防護ネットは杭基礎を介して〇〇に支持する。 *2 公称値を示す。 *3 航空機墜落による火災により熱影響がある支持架構の柱等に耐火塗装を施す。</p>			変更前	変更後	名称	—	—	安全冷却水 B 冷却塔 飛来物防護ネット	種類	—	—	〇〇	支持地盤の許容支持力度	MPa	—	〇〇	支持地盤の極限支持力度	MPa	—	〇〇	マンメイドロックの強度	MPa	—	〇〇	支持地盤	—	—	〇〇*1	杭の強度	N/mm	—	〇〇	主要寸法	防護ネット	線径	mm	—	〇〇*2	網目	mm	—	〇〇*2	防護板	厚さ	mm	—	〇〇*2	たて	mm	—	〇〇*2	横	mm	—	〇〇*2	支持架構	高さ	mm	—	〇〇*2	高さ	mm	—	〇〇*2	主要材料	防護ネット	—	—	〇〇	防護板	—	—	〇〇	支持架構	—	—	〇〇	耐火被膜	種類	—	—	〇〇*3	厚さ	mm	—	〇〇以上	基数	式	—	—	〇〇	<table border="1"> <thead> <tr> <th>技術基準</th> <th>機能要求②</th> <th>主な仕様 (詳細設計)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>様式-6.7</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第五条 安全機能を有する施設の地盤</td> <td>・安全機能を有する施設のうち、地震の発生によって生じるおそれがあるその安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度が特に大きい施設（以下「耐震重要施設」という。）及びそれらを支持する建物・構築物、若しくは重大事故等対処施設のうち、常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設は、その供用中に大きな影響を及ぼすおそれがある地震動（以下「基準地震動」という。）による地震力が作用した場合においても、接地圧に対する十分な支持性能を有する地盤に設置する。</td> <td>支持地盤の許容支持力度：〇〇MPa 支持地盤の極限支持力度：〇〇MPa マンメイドロックの強度：〇〇MPa 支持地盤：〇〇 杭の強度：〇〇N/mm</td> </tr> <tr> <td>第八条 外部からの衝撃による損傷の防止</td> <td>・設計飛来物の貫通を防止することができる設計 ・設計飛来物の運動エネルギーを吸収することができる設計 ・設計荷重に対して、支持架構の構造健全性を維持できる設計 ・熱影響により外部火災防護対象施設の安全機能を損なわない設計</td> <td>主要寸法 防護ネット線径：〇〇mm 防護ネット網目：〇〇mm 防護板厚さ：〇〇mm 支持架構たて：〇〇mm 支持架構横：〇〇mm 支持架構高さ：〇〇mm 主要材料 防護ネット：〇〇 防護板：〇〇 支持架構：〇〇 耐火被膜 種類：〇〇 厚さ：〇〇mm以上</td> </tr> </tbody> </table>	技術基準	機能要求②	主な仕様 (詳細設計)	様式-6.7			第五条 安全機能を有する施設の地盤	・安全機能を有する施設のうち、地震の発生によって生じるおそれがあるその安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度が特に大きい施設（以下「耐震重要施設」という。）及びそれらを支持する建物・構築物、若しくは重大事故等対処施設のうち、常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設は、その供用中に大きな影響を及ぼすおそれがある地震動（以下「基準地震動」という。）による地震力が作用した場合においても、接地圧に対する十分な支持性能を有する地盤に設置する。	支持地盤の許容支持力度：〇〇MPa 支持地盤の極限支持力度：〇〇MPa マンメイドロックの強度：〇〇MPa 支持地盤：〇〇 杭の強度：〇〇N/mm	第八条 外部からの衝撃による損傷の防止	・設計飛来物の貫通を防止することができる設計 ・設計飛来物の運動エネルギーを吸収することができる設計 ・設計荷重に対して、支持架構の構造健全性を維持できる設計 ・熱影響により外部火災防護対象施設の安全機能を損なわない設計	主要寸法 防護ネット線径：〇〇mm 防護ネット網目：〇〇mm 防護板厚さ：〇〇mm 支持架構たて：〇〇mm 支持架構横：〇〇mm 支持架構高さ：〇〇mm 主要材料 防護ネット：〇〇 防護板：〇〇 支持架構：〇〇 耐火被膜 種類：〇〇 厚さ：〇〇mm以上	<p><発電炉要目表なし> 以下発電炉の基本設計方針抜粋 2.3.3 設計方針 (中略) 防護措置として設置する防護対策施設としては、防護ネット（硬鋼線材：線径φ4 mm、網目寸法40 mm）、防護鋼板（炭素鋼：板厚16 mm 以上）、架構及び扉（炭素鋼：板厚31.2 mm 以上）を設置し、内包する外部事象防護対象施設の機能を損なわないよう、外部事象防護対象施設の機能喪失に至る可能性のある飛来物が外部事象防護対象施設に衝突することを防止する設計とする。</p>	<p>設備の耐震強度を示す必要がある設備については、支持地盤の許容支持力度、支持地盤の極限支持力度、マンメイドロックの強度を記載する。杭基礎の場合は支持地盤、杭の強度を記載する。</p> <p>航空機墜落による火災防護のために必要な耐火塗装について種類、厚さを記載する。</p>
		変更前	変更後																																																																																																								
名称	—	—	安全冷却水 B 冷却塔 飛来物防護ネット																																																																																																								
種類	—	—	〇〇																																																																																																								
支持地盤の許容支持力度	MPa	—	〇〇																																																																																																								
支持地盤の極限支持力度	MPa	—	〇〇																																																																																																								
マンメイドロックの強度	MPa	—	〇〇																																																																																																								
支持地盤	—	—	〇〇*1																																																																																																								
杭の強度	N/mm	—	〇〇																																																																																																								
主要寸法	防護ネット	線径	mm	—	〇〇*2																																																																																																						
		網目	mm	—	〇〇*2																																																																																																						
	防護板	厚さ	mm	—	〇〇*2																																																																																																						
		たて	mm	—	〇〇*2																																																																																																						
		横	mm	—	〇〇*2																																																																																																						
支持架構	高さ	mm	—	〇〇*2																																																																																																							
	高さ	mm	—	〇〇*2																																																																																																							
主要材料	防護ネット	—	—	〇〇																																																																																																							
	防護板	—	—	〇〇																																																																																																							
	支持架構	—	—	〇〇																																																																																																							
耐火被膜	種類	—	—	〇〇*3																																																																																																							
	厚さ	mm	—	〇〇以上																																																																																																							
基数	式	—	—	〇〇																																																																																																							
技術基準	機能要求②	主な仕様 (詳細設計)																																																																																																									
様式-6.7																																																																																																											
第五条 安全機能を有する施設の地盤	・安全機能を有する施設のうち、地震の発生によって生じるおそれがあるその安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度が特に大きい施設（以下「耐震重要施設」という。）及びそれらを支持する建物・構築物、若しくは重大事故等対処施設のうち、常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設は、その供用中に大きな影響を及ぼすおそれがある地震動（以下「基準地震動」という。）による地震力が作用した場合においても、接地圧に対する十分な支持性能を有する地盤に設置する。	支持地盤の許容支持力度：〇〇MPa 支持地盤の極限支持力度：〇〇MPa マンメイドロックの強度：〇〇MPa 支持地盤：〇〇 杭の強度：〇〇N/mm																																																																																																									
第八条 外部からの衝撃による損傷の防止	・設計飛来物の貫通を防止することができる設計 ・設計飛来物の運動エネルギーを吸収することができる設計 ・設計荷重に対して、支持架構の構造健全性を維持できる設計 ・熱影響により外部火災防護対象施設の安全機能を損なわない設計	主要寸法 防護ネット線径：〇〇mm 防護ネット網目：〇〇mm 防護板厚さ：〇〇mm 支持架構たて：〇〇mm 支持架構横：〇〇mm 支持架構高さ：〇〇mm 主要材料 防護ネット：〇〇 防護板：〇〇 支持架構：〇〇 耐火被膜 種類：〇〇 厚さ：〇〇mm以上																																																																																																									

仕様表記載例
(機種：建物・構築物)

既認可の仕様表		仕様表案			要求事項の整理			発電炉類似設備要目表			備考																																																																																																																																																					
<p>主要設備リストで展開</p> <table border="1"> <tr> <th>名称</th> <td>燃料加工建屋</td> </tr> <tr> <th>耐震クラス</th> <td>B</td> </tr> <tr> <th>放射線防護(しゃへい)</th> <td>しゃへい設計の基準となる線量率を満足するものとする。</td> </tr> <tr> <th>航空機に対する防護</th> <td>航空機の衝突に対し、安全確保上支障がないように設計するものとする。</td> </tr> <tr> <th>基本設計方針で展開</th> <td></td> </tr> <tr> <th>支持地盤の許容支持力度</th> <td>長期：OMPα 短期：OMPα</td> </tr> <tr> <th>主要構造</th> <td>〇〇〇</td> </tr> <tr> <th>南北方向：〇m(外壁外面寸法)</th> <td></td> </tr> <tr> <th>東西方向：〇m(外壁外面寸法)</th> <td></td> </tr> <tr> <th>階数：地上2階、地下3階(一部中2階)</th> <td></td> </tr> <tr> <th>高さ：地上〇m</th> <td></td> </tr> <tr> <th>壁厚等：第1.1-3表に示す。</th> <td></td> </tr> <tr> <th>鉄筋：JIS 〇〇〇(鉄筋コンクリート用棒鋼)に定める〇及び〇</th> <td></td> </tr> <tr> <th>コンクリート：〇〇〇の規定による普通コンクリート設計基準強度</th> <td></td> </tr> <tr> <th>Fc=ON/mm²</th> <td></td> </tr> <tr> <th>密度 〇³kg/m³以上</th> <td></td> </tr> <tr> <th>添付図(平面図及び断面図)</th> <td>第1.1-1図～第1.1-9図に示す。</td> </tr> <tr> <th>基本設計方針で展開</th> <td></td> </tr> <tr> <th>特記事項</th> <td>① 管理区域内の汚染のおそれのある部屋の床及び人が触れるおそれのある壁の表面は、除染が容易で腐食し難い材料で仕上げる設計とする。(汚染防止に係る措置の範囲を第1.1-2表に示す。) ② 「建築基準法」の耐火建築物とする。 ③ 原料受払室、粉末調整第1室等の部屋で構成する区域の境界の構築物を安全上重要な施設とする。(安全上重要な施設である構築物の範囲を第1.1-2表に示す。) ④ 臨界安全上必要がある場合には、中性子相互干渉を考慮する貯蔵施設等の周囲に〇cm以上のコンクリートを配置し、核的に隔離する設計とする。</td> </tr> <tr> <th>建屋平面図で展開</th> <td></td> </tr> <tr> <th>臨界の基本設計方針、単一ユニットの装置の仕様表で展開</th> <td></td> </tr> </table>		名称	燃料加工建屋	耐震クラス	B	放射線防護(しゃへい)	しゃへい設計の基準となる線量率を満足するものとする。	航空機に対する防護	航空機の衝突に対し、安全確保上支障がないように設計するものとする。	基本設計方針で展開		支持地盤の許容支持力度	長期：OMPα 短期：OMPα	主要構造	〇〇〇	南北方向：〇m(外壁外面寸法)		東西方向：〇m(外壁外面寸法)		階数：地上2階、地下3階(一部中2階)		高さ：地上〇m		壁厚等：第1.1-3表に示す。		鉄筋：JIS 〇〇〇(鉄筋コンクリート用棒鋼)に定める〇及び〇		コンクリート：〇〇〇の規定による普通コンクリート設計基準強度		Fc=ON/mm ²		密度 〇 ³ kg/m ³ 以上		添付図(平面図及び断面図)	第1.1-1図～第1.1-9図に示す。	基本設計方針で展開		特記事項	① 管理区域内の汚染のおそれのある部屋の床及び人が触れるおそれのある壁の表面は、除染が容易で腐食し難い材料で仕上げる設計とする。(汚染防止に係る措置の範囲を第1.1-2表に示す。) ② 「建築基準法」の耐火建築物とする。 ③ 原料受払室、粉末調整第1室等の部屋で構成する区域の境界の構築物を安全上重要な施設とする。(安全上重要な施設である構築物の範囲を第1.1-2表に示す。) ④ 臨界安全上必要がある場合には、中性子相互干渉を考慮する貯蔵施設等の周囲に〇cm以上のコンクリートを配置し、核的に隔離する設計とする。	建屋平面図で展開		臨界の基本設計方針、単一ユニットの装置の仕様表で展開		<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>変更前</th> <th>変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>名称</td> <td>燃料加工建屋^{*5}</td> <td>燃料加工建屋^{*2*3} (再処理施設と共用)</td> </tr> <tr> <td>種類(主要構造)*1</td> <td>上部構造：〇〇〇 基礎：〇〇〇</td> <td>変更なし</td> </tr> <tr> <td>支持地盤の許容支持力度</td> <td>MPα 長期：〇 短期：〇</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>支持地盤の極限支持力度</td> <td>MPα</td> <td>〇</td> </tr> <tr> <td>マンメイドロックの強度</td> <td>MPα 〇^{*5}</td> <td>変更なし</td> </tr> <tr> <th rowspan="6">主要寸法</th> <td>たて×横</td> <td>m 〇〇〇^{*4}</td> <td></td> </tr> <tr> <td>高さ</td> <td>m 〇〇〇^{*4}</td> <td>〇〇〇^{*4}</td> </tr> <tr> <td>東壁</td> <td>m 〇〇～〇〇^{*4*6}</td> <td>〇〇～〇〇^{*4}</td> </tr> <tr> <td>西壁</td> <td>m 〇〇～〇〇^{*4*6}</td> <td>〇〇～〇〇^{*4}</td> </tr> <tr> <td>南壁</td> <td>m 〇〇～〇〇^{*4*6}</td> <td>〇〇～〇〇^{*4}</td> </tr> <tr> <td>北壁</td> <td>m 〇〇～〇〇^{*4*6}</td> <td>〇〇～〇〇^{*4}</td> </tr> <tr> <td>床・天井</td> <td>m 〇〇～〇〇^{*4*6}</td> <td>〇〇～〇〇^{*4}</td> </tr> <tr> <td>主要材料</td> <td>—</td> <td>鉄筋コンクリート</td> </tr> <tr> <td>個数</td> <td>—</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table> <p>*1：記載の適正化。既設工認には「主要構造」と記載。 *2：燃料加工建屋は、再処理施設と一部共用する。 *3：燃料加工建屋は、MOX燃料加工施設にて設備登録を行っている。 *4：公称値を示す。 *5：記載内容は、平成〇年〇月〇日付け平成〇原第〇号にて認可を受けた設工認申請書の「別添イ、建物1.燃料加工建屋(その1)及び貯蔵容器搬送用洞道(5)工事の方法」において記載したマンメイドロックの強度による。 *6：記載内容は、平成〇年〇月〇日付け〇号にて認可を受けた設工認申請書の添付書類「III-2-1-1-2 燃料加工建屋の耐震計算書 図面リスト 第14図(1)燃料加工建屋 断面壁断面リストから第14図(6)燃料加工建屋 断面壁断面リスト」及び添付書類「V 添付-1-2-1 燃料加工建屋の航空機に対する防護計算書 図面リスト 第1図 燃料加工建屋 防護壁断面リストから第4図 燃料加工建屋 防護スラブ断面リスト」による。 *1：記載の適正化。既設工認には「鉄筋：JIS 〇〇〇(鉄筋コンクリート用棒鋼)に定める〇及び〇 コンクリート：〇〇〇の規定による普通コンクリート設計基準強度ON/mm² 密度〇kg/m³以上」と記載。</p>			名称	変更前	変更後	名称	燃料加工建屋 ^{*5}	燃料加工建屋 ^{*2*3} (再処理施設と共用)	種類(主要構造)*1	上部構造：〇〇〇 基礎：〇〇〇	変更なし	支持地盤の許容支持力度	MPα 長期：〇 短期：〇	—	支持地盤の極限支持力度	MPα	〇	マンメイドロックの強度	MPα 〇 ^{*5}	変更なし	主要寸法	たて×横	m 〇〇〇 ^{*4}		高さ	m 〇〇〇 ^{*4}	〇〇〇 ^{*4}	東壁	m 〇〇～〇〇 ^{*4*6}	〇〇～〇〇 ^{*4}	西壁	m 〇〇～〇〇 ^{*4*6}	〇〇～〇〇 ^{*4}	南壁	m 〇〇～〇〇 ^{*4*6}	〇〇～〇〇 ^{*4}	北壁	m 〇〇～〇〇 ^{*4*6}	〇〇～〇〇 ^{*4}	床・天井	m 〇〇～〇〇 ^{*4*6}	〇〇～〇〇 ^{*4}	主要材料	—	鉄筋コンクリート	個数	—	1	<table border="1"> <thead> <tr> <th>技術基準</th> <th>機能要求②</th> <th>主な仕様(詳細設計)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>様式-6 様式-7</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第五条 地盤</td> <td>建物・構築物を接地圧に対する十分な支持性能を有する事業変更許可を受けた地盤に設置</td> <td>支持地盤の極限支持力度：OMPα マンメイドロック強度：OMPα</td> </tr> <tr> <td>第六条 地震による損傷の防止</td> <td>耐震重要度に応じた地震力に十分耐えることができる設計 基準地震動による地震力に対してその安全機能が損なわれるおそれがない設計</td> <td>主要寸法(壁厚さ)：〇mm ～〇mm 主要材料：〇〇〇〇</td> </tr> <tr> <td>第八条 外部からの衝撃による損傷の防止</td> <td>・設計荷重(竜巻)に対して機械的強度を有する設計 ・設計荷重(火山)に対して安全余裕を有する設計 その他外部衝撃に対して機械的強度を有する設計</td> <td>主要寸法(壁厚さ)：〇mm ～〇mm 主要材料：〇〇〇〇</td> </tr> <tr> <td>第十二条 遮蔽</td> <td>直接線、スカイシャイン線に対して遮蔽体の設置 基準線量率を達成するため遮蔽体の設置</td> <td>主要寸法(壁厚さ)：〇mm ～〇mm 主要材料：〇〇〇〇</td> </tr> <tr> <td>第三十条 重大事故等対処設備</td> <td>基準地震動を1.2倍した地震力に対して、必要な機能が損なわれない設計</td> <td>主要寸法(壁厚さ)：〇mm ～〇mm 主要材料：〇〇〇〇</td> </tr> </tbody> </table> <p>遮蔽設備の仕様表で展開</p>			技術基準	機能要求②	主な仕様(詳細設計)	様式-6 様式-7			第五条 地盤	建物・構築物を接地圧に対する十分な支持性能を有する事業変更許可を受けた地盤に設置	支持地盤の極限支持力度：OMPα マンメイドロック強度：OMPα	第六条 地震による損傷の防止	耐震重要度に応じた地震力に十分耐えることができる設計 基準地震動による地震力に対してその安全機能が損なわれるおそれがない設計	主要寸法(壁厚さ)：〇mm ～〇mm 主要材料：〇〇〇〇	第八条 外部からの衝撃による損傷の防止	・設計荷重(竜巻)に対して機械的強度を有する設計 ・設計荷重(火山)に対して安全余裕を有する設計 その他外部衝撃に対して機械的強度を有する設計	主要寸法(壁厚さ)：〇mm ～〇mm 主要材料：〇〇〇〇	第十二条 遮蔽	直接線、スカイシャイン線に対して遮蔽体の設置 基準線量率を達成するため遮蔽体の設置	主要寸法(壁厚さ)：〇mm ～〇mm 主要材料：〇〇〇〇	第三十条 重大事故等対処設備	基準地震動を1.2倍した地震力に対して、必要な機能が損なわれない設計	主要寸法(壁厚さ)：〇mm ～〇mm 主要材料：〇〇〇〇	<p>2 原子炉建屋に係る次の事項 (1) 原子炉建屋原子炉棟の名称、種類、設計気密度、主要寸法、材料及び個数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">名称</th> <th>変更前</th> <th>変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>種</td> <td>—</td> <td>原子炉建屋原子炉棟^{*1}</td> <td>原子炉建屋原子炉棟^{*7}</td> </tr> <tr> <td>設計気密度</td> <td>%/d</td> <td>鉄筋コンクリート造 (屋根は鉄骨構造)</td> <td>変更なし</td> </tr> <tr> <th rowspan="5">主要寸法</th> <td>たて×横</td> <td>mm</td> <td></td> </tr> <tr> <td>高さ</td> <td>mm</td> <td></td> </tr> <tr> <td>東壁</td> <td>mm</td> <td></td> </tr> <tr> <td>西壁</td> <td>mm</td> <td></td> </tr> <tr> <td>南壁</td> <td>mm</td> <td></td> </tr> <tr> <td>北壁</td> <td>mm</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>材料</td> <td>—</td> <td>鉄筋コンクリート及び鋼材^{*2}</td> <td></td> </tr> <tr> <td>個数</td> <td>—</td> <td>1^{*6}</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>注記 *1：記載の適正化を行う。既工事計画書には「原子炉建屋[原子炉棟(2次格納施設)、付属棟]」と記載。 *2：記載の適正化を行う。既工事計画書には [] と記載。 *3：公称値を示す。 *4：既工事計画書に記載がないため記載の適正化を行う。記載内容は、昭和48年4月9日付け47公第12076号にて認可された工事計画書の添付図面「第3-2図 原子炉建屋耐力壁断面リスト(No.1)」、「第3-3図 原子炉建屋 耐力壁断面リスト(No.2)」による。 *5：記載の適正化を行う。既工事計画書には「鋼材：JIS G 3101一般構造用圧延鋼材 JIS G 3106溶接構造用圧延鋼材、鉄筋：JIS G 3112鉄筋コンクリート用棒鋼、セメント：JIS R 5210普通ポルトランドセメントおよび中熱セメント JIS R 5213フライアッシュセメント、骨材：天然砂および川砂利」と記載。 *6：既工事計画書に記載がないため記載の適正化を行う。記載内容は、設計図書による。 *7：圧力低減設備その他の安全設備の放射性物質濃度制御設備及び可燃性ガス濃度制御設備並びに格納容器再循環設備(原子炉建屋ガス処理系 非常用ガス再循環系、非常用ガス処理系、水素濃度抑制系)と兼用する。</p>			名称		変更前	変更後	種	—	原子炉建屋原子炉棟 ^{*1}	原子炉建屋原子炉棟 ^{*7}	設計気密度	%/d	鉄筋コンクリート造 (屋根は鉄骨構造)	変更なし	主要寸法	たて×横	mm		高さ	mm		東壁	mm		西壁	mm		南壁	mm		北壁	mm			材料	—	鉄筋コンクリート及び鋼材 ^{*2}		個数	—	1 ^{*6}		<p>沸騰水型原子炉では、建屋気密性を被ばく評価の条件に用いているが、MOX燃料加工施設では、建屋には気密性を設定していないことから、記載は不要と判断する</p> <p>航空機防護版、Sクラスの床・天井の評価のため、燃料加工建屋の床・天井の厚さを記載</p> <p>既認可記載事項である地盤の仕様項目(支持地盤の強度)を記載。 また、マンメイドロックの強度を記載。</p>
名称	燃料加工建屋																																																																																																																																																															
耐震クラス	B																																																																																																																																																															
放射線防護(しゃへい)	しゃへい設計の基準となる線量率を満足するものとする。																																																																																																																																																															
航空機に対する防護	航空機の衝突に対し、安全確保上支障がないように設計するものとする。																																																																																																																																																															
基本設計方針で展開																																																																																																																																																																
支持地盤の許容支持力度	長期：OMPα 短期：OMPα																																																																																																																																																															
主要構造	〇〇〇																																																																																																																																																															
南北方向：〇m(外壁外面寸法)																																																																																																																																																																
東西方向：〇m(外壁外面寸法)																																																																																																																																																																
階数：地上2階、地下3階(一部中2階)																																																																																																																																																																
高さ：地上〇m																																																																																																																																																																
壁厚等：第1.1-3表に示す。																																																																																																																																																																
鉄筋：JIS 〇〇〇(鉄筋コンクリート用棒鋼)に定める〇及び〇																																																																																																																																																																
コンクリート：〇〇〇の規定による普通コンクリート設計基準強度																																																																																																																																																																
Fc=ON/mm ²																																																																																																																																																																
密度 〇 ³ kg/m ³ 以上																																																																																																																																																																
添付図(平面図及び断面図)	第1.1-1図～第1.1-9図に示す。																																																																																																																																																															
基本設計方針で展開																																																																																																																																																																
特記事項	① 管理区域内の汚染のおそれのある部屋の床及び人が触れるおそれのある壁の表面は、除染が容易で腐食し難い材料で仕上げる設計とする。(汚染防止に係る措置の範囲を第1.1-2表に示す。) ② 「建築基準法」の耐火建築物とする。 ③ 原料受払室、粉末調整第1室等の部屋で構成する区域の境界の構築物を安全上重要な施設とする。(安全上重要な施設である構築物の範囲を第1.1-2表に示す。) ④ 臨界安全上必要がある場合には、中性子相互干渉を考慮する貯蔵施設等の周囲に〇cm以上のコンクリートを配置し、核的に隔離する設計とする。																																																																																																																																																															
建屋平面図で展開																																																																																																																																																																
臨界の基本設計方針、単一ユニットの装置の仕様表で展開																																																																																																																																																																
名称	変更前	変更後																																																																																																																																																														
名称	燃料加工建屋 ^{*5}	燃料加工建屋 ^{*2*3} (再処理施設と共用)																																																																																																																																																														
種類(主要構造)*1	上部構造：〇〇〇 基礎：〇〇〇	変更なし																																																																																																																																																														
支持地盤の許容支持力度	MPα 長期：〇 短期：〇	—																																																																																																																																																														
支持地盤の極限支持力度	MPα	〇																																																																																																																																																														
マンメイドロックの強度	MPα 〇 ^{*5}	変更なし																																																																																																																																																														
主要寸法	たて×横	m 〇〇〇 ^{*4}																																																																																																																																																														
	高さ	m 〇〇〇 ^{*4}	〇〇〇 ^{*4}																																																																																																																																																													
	東壁	m 〇〇～〇〇 ^{*4*6}	〇〇～〇〇 ^{*4}																																																																																																																																																													
	西壁	m 〇〇～〇〇 ^{*4*6}	〇〇～〇〇 ^{*4}																																																																																																																																																													
	南壁	m 〇〇～〇〇 ^{*4*6}	〇〇～〇〇 ^{*4}																																																																																																																																																													
	北壁	m 〇〇～〇〇 ^{*4*6}	〇〇～〇〇 ^{*4}																																																																																																																																																													
床・天井	m 〇〇～〇〇 ^{*4*6}	〇〇～〇〇 ^{*4}																																																																																																																																																														
主要材料	—	鉄筋コンクリート																																																																																																																																																														
個数	—	1																																																																																																																																																														
技術基準	機能要求②	主な仕様(詳細設計)																																																																																																																																																														
様式-6 様式-7																																																																																																																																																																
第五条 地盤	建物・構築物を接地圧に対する十分な支持性能を有する事業変更許可を受けた地盤に設置	支持地盤の極限支持力度：OMPα マンメイドロック強度：OMPα																																																																																																																																																														
第六条 地震による損傷の防止	耐震重要度に応じた地震力に十分耐えることができる設計 基準地震動による地震力に対してその安全機能が損なわれるおそれがない設計	主要寸法(壁厚さ)：〇mm ～〇mm 主要材料：〇〇〇〇																																																																																																																																																														
第八条 外部からの衝撃による損傷の防止	・設計荷重(竜巻)に対して機械的強度を有する設計 ・設計荷重(火山)に対して安全余裕を有する設計 その他外部衝撃に対して機械的強度を有する設計	主要寸法(壁厚さ)：〇mm ～〇mm 主要材料：〇〇〇〇																																																																																																																																																														
第十二条 遮蔽	直接線、スカイシャイン線に対して遮蔽体の設置 基準線量率を達成するため遮蔽体の設置	主要寸法(壁厚さ)：〇mm ～〇mm 主要材料：〇〇〇〇																																																																																																																																																														
第三十条 重大事故等対処設備	基準地震動を1.2倍した地震力に対して、必要な機能が損なわれない設計	主要寸法(壁厚さ)：〇mm ～〇mm 主要材料：〇〇〇〇																																																																																																																																																														
名称		変更前	変更後																																																																																																																																																													
種	—	原子炉建屋原子炉棟 ^{*1}	原子炉建屋原子炉棟 ^{*7}																																																																																																																																																													
設計気密度	%/d	鉄筋コンクリート造 (屋根は鉄骨構造)	変更なし																																																																																																																																																													
主要寸法	たて×横	mm																																																																																																																																																														
	高さ	mm																																																																																																																																																														
	東壁	mm																																																																																																																																																														
	西壁	mm																																																																																																																																																														
	南壁	mm																																																																																																																																																														
北壁	mm																																																																																																																																																															
材料	—	鉄筋コンクリート及び鋼材 ^{*2}																																																																																																																																																														
個数	—	1 ^{*6}																																																																																																																																																														
<p>注1 対応する加工事業許可番号(日付)：平成17・04・20原第18号(平成22年5月13日) 注2 本建屋がBクラスのしゃへい壁を有していることを示す。また、本建屋はBクラスのしゃへい壁を有していることから、Bクラスの施設に適用される地震力に耐えるように設計する。なお、本建屋は、Sクラスの設備・機器を設置するため、基準地震動Ssで間接支持構造としての支持機能が維持されている</p> <p>耐震の添付書類(耐震重要度分類)で展開。</p>																																																																																																																																																																

仕様表記載例
(機種：遮蔽設備)

既認可の仕様表	仕様表案	要求事項の整理	発電炉類似設備要目表	備考																																																																																																																													
<p>第1.-3表 燃料加工建屋の壁厚等の主要寸法及び材料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>添付図</th> <th>主要寸法(m)</th> <th>材料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>第1.1-1図</td><td><1></td><td>〇〇</td></tr> <tr><td></td><td><2></td><td>〇〇</td></tr> <tr><td></td><td><3></td><td>〇〇</td></tr> <tr><td></td><td><4></td><td>〇〇</td></tr> <tr><td></td><td><5></td><td>〇〇</td></tr> <tr><td></td><td><6></td><td>〇〇</td></tr> <tr><td></td><td><7></td><td>〇〇</td></tr> <tr><td></td><td><8></td><td>〇〇</td></tr> <tr><td></td><td>...</td><td>...</td></tr> </tbody> </table> <p>添付図面で展開</p> <p>基本設計方針で展開</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <td>しゃへい蓋<H1></td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>耐震クラス</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>放射線防護(しゃへい)</td> <td>しゃへい設計の基準となる線量率を満足するものとする。</td> </tr> <tr> <td>個数</td> <td>〇</td> </tr> <tr> <td>構造の種類</td> <td>本体：〇〇</td> </tr> <tr> <td>主要寸法</td> <td>厚さ：第1.-6表に示す。</td> </tr> <tr> <td>主要材料</td> <td>〇〇〇〇〇〇 密度 〇kg/m³以上</td> </tr> <tr> <td>添付図(平面図及び断面図)</td> <td>第1.1-2図及び第1.1-13図に示す。 しゃへい蓋番号は、<H1></td> </tr> <tr> <td>特記事項</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1 対応する加工事業許可番号(日付)：平成17.04.20原第18号(平成22年5月13日)</p> <p>注2 しゃへい蓋は、開閉のため繰り返し取り扱うことから、コンクリート保護のため〇〇〇〇〇〇により被覆する。</p> <p>添付図面で展開</p> <p>第1.-6表 燃料加工建屋のしゃへい蓋のしゃへい厚及び材料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">添付図</th> <th rowspan="2">しゃへい厚(mm)</th> <th rowspan="2">材料</th> <th colspan="2">隣接部屋番号</th> </tr> <tr> <th>線源室</th> <th>線源室外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1.1-13図</td> <td><H1></td> <td>〇〇</td> <td>103 (貯蔵容器一時保管室)</td> <td>202 (貯蔵容器投入室)</td> </tr> </tbody> </table> <p>添付図面で展開</p>	添付図	主要寸法(m)	材料	第1.1-1図	<1>	〇〇		<2>	〇〇		<3>	〇〇		<4>	〇〇		<5>	〇〇		<6>	〇〇		<7>	〇〇		<8>	〇〇		名称	しゃへい蓋<H1>	耐震クラス	-	放射線防護(しゃへい)	しゃへい設計の基準となる線量率を満足するものとする。	個数	〇	構造の種類	本体：〇〇	主要寸法	厚さ：第1.-6表に示す。	主要材料	〇〇〇〇〇〇 密度 〇kg/m ³ 以上	添付図(平面図及び断面図)	第1.1-2図及び第1.1-13図に示す。 しゃへい蓋番号は、<H1>	特記事項	-	添付図	しゃへい厚(mm)	材料	隣接部屋番号		線源室	線源室外	第1.1-13図	<H1>	〇〇	103 (貯蔵容器一時保管室)	202 (貯蔵容器投入室)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>変更前</th> <th>変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <table border="1"> <tr><td>種類</td><td>燃料加工建屋</td></tr> <tr><td>名種</td><td>地下3階 (T.M.S.L. 〇〇m)</td></tr> </table> </td> <td> <table border="1"> <tr><td>種類</td><td>燃料加工建屋</td></tr> <tr><td>名種</td><td>地下3階 (T.M.S.L. 〇〇m)</td></tr> </table> </td> </tr> <tr> <td> <table border="1"> <tr><td>種類</td><td>燃料加工建屋</td></tr> <tr><td>名種</td><td>地下3階中2階 (T.M.S.L. 〇〇m)</td></tr> </table> </td> <td> <table border="1"> <tr><td>種類</td><td>燃料加工建屋</td></tr> <tr><td>名種</td><td>地下2階 (T.M.S.L. 〇〇m)</td></tr> </table> </td> </tr> <tr> <td> <table border="1"> <tr><td>種類</td><td>燃料加工建屋</td></tr> <tr><td>名種</td><td>地下2階 (T.M.S.L. 〇〇m)</td></tr> </table> </td> <td> <table border="1"> <tr><td>種類</td><td>燃料加工建屋</td></tr> <tr><td>名種</td><td>地下1階 (T.M.S.L. 〇〇m)</td></tr> </table> </td> </tr> </tbody> </table> <p>注記 *1：公称値を示す。</p>	変更前	変更後	<table border="1"> <tr><td>種類</td><td>燃料加工建屋</td></tr> <tr><td>名種</td><td>地下3階 (T.M.S.L. 〇〇m)</td></tr> </table>	種類	燃料加工建屋	名種	地下3階 (T.M.S.L. 〇〇m)	<table border="1"> <tr><td>種類</td><td>燃料加工建屋</td></tr> <tr><td>名種</td><td>地下3階 (T.M.S.L. 〇〇m)</td></tr> </table>	種類	燃料加工建屋	名種	地下3階 (T.M.S.L. 〇〇m)	<table border="1"> <tr><td>種類</td><td>燃料加工建屋</td></tr> <tr><td>名種</td><td>地下3階中2階 (T.M.S.L. 〇〇m)</td></tr> </table>	種類	燃料加工建屋	名種	地下3階中2階 (T.M.S.L. 〇〇m)	<table border="1"> <tr><td>種類</td><td>燃料加工建屋</td></tr> <tr><td>名種</td><td>地下2階 (T.M.S.L. 〇〇m)</td></tr> </table>	種類	燃料加工建屋	名種	地下2階 (T.M.S.L. 〇〇m)	<table border="1"> <tr><td>種類</td><td>燃料加工建屋</td></tr> <tr><td>名種</td><td>地下2階 (T.M.S.L. 〇〇m)</td></tr> </table>	種類	燃料加工建屋	名種	地下2階 (T.M.S.L. 〇〇m)	<table border="1"> <tr><td>種類</td><td>燃料加工建屋</td></tr> <tr><td>名種</td><td>地下1階 (T.M.S.L. 〇〇m)</td></tr> </table>	種類	燃料加工建屋	名種	地下1階 (T.M.S.L. 〇〇m)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>技術基準</th> <th>機能要求②</th> <th>主な仕様(詳細設計)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">第二十二条 遮蔽</td> <td>様式-6 様式-7</td> <td>主要寸法(厚さ):〇〇〇 材料:〇〇〇〇 (密度:〇〇以上)</td> </tr> <tr> <td>直接線、スカイシャイン線に対して遮蔽体の設置</td> <td>主要寸法(厚さ):〇〇〇 材料:〇〇〇〇 (密度:〇〇以上)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>基準線量率を達成するため遮蔽体の設置</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	技術基準	機能要求②	主な仕様(詳細設計)	第二十二条 遮蔽	様式-6 様式-7	主要寸法(厚さ):〇〇〇 材料:〇〇〇〇 (密度:〇〇以上)	直接線、スカイシャイン線に対して遮蔽体の設置	主要寸法(厚さ):〇〇〇 材料:〇〇〇〇 (密度:〇〇以上)		基準線量率を達成するため遮蔽体の設置		<table border="1"> <thead> <tr> <th>変更前</th> <th>変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <table border="1"> <tr><td>種類</td><td>原子炉遮蔽</td></tr> <tr><td>名種</td><td>〇〇† (〇〇†)</td></tr> </table> </td> <td> <table border="1"> <tr><td>種類</td><td>原子炉遮蔽</td></tr> <tr><td>名種</td><td>〇〇〇 (密度 〇〇以上) 〇〇† (〇〇†)</td></tr> </table> </td> </tr> <tr> <td> <table border="1"> <tr><td>種類</td><td>二次遮蔽</td></tr> <tr><td>名種</td><td>〇〇(〇〇†), 〇〇(〇〇†), 〇〇(〇〇†), 〇〇(〇〇†), 〇〇(〇〇†), 〇〇(〇〇†)</td></tr> </table> </td> <td> <table border="1"> <tr><td>種類</td><td>二次遮蔽</td></tr> <tr><td>名種</td><td>〇〇〇〇 (密度 〇〇以上) 〇〇〇〇 (密度 〇〇以上)</td></tr> </table> </td> </tr> </tbody> </table> <p>注記 *1：加工事業計画書に記載がないため記載の適正化を行う。記載内容は、設計図書による。 *2：鋼板を含む厚さ。 *3：公称値を示す。</p>	変更前	変更後	<table border="1"> <tr><td>種類</td><td>原子炉遮蔽</td></tr> <tr><td>名種</td><td>〇〇† (〇〇†)</td></tr> </table>	種類	原子炉遮蔽	名種	〇〇† (〇〇†)	<table border="1"> <tr><td>種類</td><td>原子炉遮蔽</td></tr> <tr><td>名種</td><td>〇〇〇 (密度 〇〇以上) 〇〇† (〇〇†)</td></tr> </table>	種類	原子炉遮蔽	名種	〇〇〇 (密度 〇〇以上) 〇〇† (〇〇†)	<table border="1"> <tr><td>種類</td><td>二次遮蔽</td></tr> <tr><td>名種</td><td>〇〇(〇〇†), 〇〇(〇〇†), 〇〇(〇〇†), 〇〇(〇〇†), 〇〇(〇〇†), 〇〇(〇〇†)</td></tr> </table>	種類	二次遮蔽	名種	〇〇(〇〇†), 〇〇(〇〇†), 〇〇(〇〇†), 〇〇(〇〇†), 〇〇(〇〇†), 〇〇(〇〇†)	<table border="1"> <tr><td>種類</td><td>二次遮蔽</td></tr> <tr><td>名種</td><td>〇〇〇〇 (密度 〇〇以上) 〇〇〇〇 (密度 〇〇以上)</td></tr> </table>	種類	二次遮蔽	名種	〇〇〇〇 (密度 〇〇以上) 〇〇〇〇 (密度 〇〇以上)	<p>冷却方法は放射線による温度上昇がわずかであるため記載項目としない。</p>
添付図	主要寸法(m)	材料																																																																																																																															
第1.1-1図	<1>	〇〇																																																																																																																															
	<2>	〇〇																																																																																																																															
	<3>	〇〇																																																																																																																															
	<4>	〇〇																																																																																																																															
	<5>	〇〇																																																																																																																															
	<6>	〇〇																																																																																																																															
	<7>	〇〇																																																																																																																															
	<8>	〇〇																																																																																																																															
																																																																																																																															
名称	しゃへい蓋<H1>																																																																																																																																
耐震クラス	-																																																																																																																																
放射線防護(しゃへい)	しゃへい設計の基準となる線量率を満足するものとする。																																																																																																																																
個数	〇																																																																																																																																
構造の種類	本体：〇〇																																																																																																																																
主要寸法	厚さ：第1.-6表に示す。																																																																																																																																
主要材料	〇〇〇〇〇〇 密度 〇kg/m ³ 以上																																																																																																																																
添付図(平面図及び断面図)	第1.1-2図及び第1.1-13図に示す。 しゃへい蓋番号は、<H1>																																																																																																																																
特記事項	-																																																																																																																																
添付図	しゃへい厚(mm)	材料	隣接部屋番号																																																																																																																														
			線源室	線源室外																																																																																																																													
第1.1-13図	<H1>	〇〇	103 (貯蔵容器一時保管室)	202 (貯蔵容器投入室)																																																																																																																													
変更前	変更後																																																																																																																																
<table border="1"> <tr><td>種類</td><td>燃料加工建屋</td></tr> <tr><td>名種</td><td>地下3階 (T.M.S.L. 〇〇m)</td></tr> </table>	種類	燃料加工建屋	名種	地下3階 (T.M.S.L. 〇〇m)	<table border="1"> <tr><td>種類</td><td>燃料加工建屋</td></tr> <tr><td>名種</td><td>地下3階 (T.M.S.L. 〇〇m)</td></tr> </table>	種類	燃料加工建屋	名種	地下3階 (T.M.S.L. 〇〇m)																																																																																																																								
種類	燃料加工建屋																																																																																																																																
名種	地下3階 (T.M.S.L. 〇〇m)																																																																																																																																
種類	燃料加工建屋																																																																																																																																
名種	地下3階 (T.M.S.L. 〇〇m)																																																																																																																																
<table border="1"> <tr><td>種類</td><td>燃料加工建屋</td></tr> <tr><td>名種</td><td>地下3階中2階 (T.M.S.L. 〇〇m)</td></tr> </table>	種類	燃料加工建屋	名種	地下3階中2階 (T.M.S.L. 〇〇m)	<table border="1"> <tr><td>種類</td><td>燃料加工建屋</td></tr> <tr><td>名種</td><td>地下2階 (T.M.S.L. 〇〇m)</td></tr> </table>	種類	燃料加工建屋	名種	地下2階 (T.M.S.L. 〇〇m)																																																																																																																								
種類	燃料加工建屋																																																																																																																																
名種	地下3階中2階 (T.M.S.L. 〇〇m)																																																																																																																																
種類	燃料加工建屋																																																																																																																																
名種	地下2階 (T.M.S.L. 〇〇m)																																																																																																																																
<table border="1"> <tr><td>種類</td><td>燃料加工建屋</td></tr> <tr><td>名種</td><td>地下2階 (T.M.S.L. 〇〇m)</td></tr> </table>	種類	燃料加工建屋	名種	地下2階 (T.M.S.L. 〇〇m)	<table border="1"> <tr><td>種類</td><td>燃料加工建屋</td></tr> <tr><td>名種</td><td>地下1階 (T.M.S.L. 〇〇m)</td></tr> </table>	種類	燃料加工建屋	名種	地下1階 (T.M.S.L. 〇〇m)																																																																																																																								
種類	燃料加工建屋																																																																																																																																
名種	地下2階 (T.M.S.L. 〇〇m)																																																																																																																																
種類	燃料加工建屋																																																																																																																																
名種	地下1階 (T.M.S.L. 〇〇m)																																																																																																																																
技術基準	機能要求②	主な仕様(詳細設計)																																																																																																																															
第二十二条 遮蔽	様式-6 様式-7	主要寸法(厚さ):〇〇〇 材料:〇〇〇〇 (密度:〇〇以上)																																																																																																																															
	直接線、スカイシャイン線に対して遮蔽体の設置	主要寸法(厚さ):〇〇〇 材料:〇〇〇〇 (密度:〇〇以上)																																																																																																																															
	基準線量率を達成するため遮蔽体の設置																																																																																																																																
変更前	変更後																																																																																																																																
<table border="1"> <tr><td>種類</td><td>原子炉遮蔽</td></tr> <tr><td>名種</td><td>〇〇† (〇〇†)</td></tr> </table>	種類	原子炉遮蔽	名種	〇〇† (〇〇†)	<table border="1"> <tr><td>種類</td><td>原子炉遮蔽</td></tr> <tr><td>名種</td><td>〇〇〇 (密度 〇〇以上) 〇〇† (〇〇†)</td></tr> </table>	種類	原子炉遮蔽	名種	〇〇〇 (密度 〇〇以上) 〇〇† (〇〇†)																																																																																																																								
種類	原子炉遮蔽																																																																																																																																
名種	〇〇† (〇〇†)																																																																																																																																
種類	原子炉遮蔽																																																																																																																																
名種	〇〇〇 (密度 〇〇以上) 〇〇† (〇〇†)																																																																																																																																
<table border="1"> <tr><td>種類</td><td>二次遮蔽</td></tr> <tr><td>名種</td><td>〇〇(〇〇†), 〇〇(〇〇†), 〇〇(〇〇†), 〇〇(〇〇†), 〇〇(〇〇†), 〇〇(〇〇†)</td></tr> </table>	種類	二次遮蔽	名種	〇〇(〇〇†), 〇〇(〇〇†), 〇〇(〇〇†), 〇〇(〇〇†), 〇〇(〇〇†), 〇〇(〇〇†)	<table border="1"> <tr><td>種類</td><td>二次遮蔽</td></tr> <tr><td>名種</td><td>〇〇〇〇 (密度 〇〇以上) 〇〇〇〇 (密度 〇〇以上)</td></tr> </table>	種類	二次遮蔽	名種	〇〇〇〇 (密度 〇〇以上) 〇〇〇〇 (密度 〇〇以上)																																																																																																																								
種類	二次遮蔽																																																																																																																																
名種	〇〇(〇〇†), 〇〇(〇〇†), 〇〇(〇〇†), 〇〇(〇〇†), 〇〇(〇〇†), 〇〇(〇〇†)																																																																																																																																
種類	二次遮蔽																																																																																																																																
名種	〇〇〇〇 (密度 〇〇以上) 〇〇〇〇 (密度 〇〇以上)																																																																																																																																

仕様表記載例
(機種：建物・構築物（火災区域構築物）)

既認可の仕様表	仕様表案	要求事項の整理	発電炉類似設備要目表	備考																																																																																																																																																																																																																																																															
既認可の仕様表に該当なし	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="5">変更前</th> <th colspan="5">変更後</th> </tr> <tr> <th colspan="3">名称</th> <th rowspan="2">種類</th> <th rowspan="2">主要寸法 (mm)</th> <th rowspan="2">材料</th> <th colspan="3">名称</th> <th rowspan="2">種類</th> <th rowspan="2">主要寸法 (mm)</th> <th rowspan="2">材料</th> </tr> <tr> <th>火災区域名称</th> <th>区分</th> <th>番号</th> <th>火災区域名称</th> <th>区分</th> <th>番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td rowspan="6">壁</td> <td rowspan="6">○以上 (○*1)</td> <td rowspan="6">鉄筋コンクリート</td> <td>○○室</td> <td>火災区域</td> <td>○○</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○○室</td> <td>火災区域</td> <td>○○</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○○室</td> <td>火災区域</td> <td>○○</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○○室</td> <td>火災区域</td> <td>○○</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○○室</td> <td>火災区域</td> <td>○○</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○○室</td> <td>火災区域</td> <td>○○</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>*1 公称値のうち最小のものを示す。</p>	変更前					変更後					名称			種類	主要寸法 (mm)	材料	名称			種類	主要寸法 (mm)	材料	火災区域名称	区分	番号	火災区域名称	区分	番号				壁	○以上 (○*1)	鉄筋コンクリート	○○室	火災区域	○○							○○室	火災区域	○○							○○室	火災区域	○○							○○室	火災区域	○○							○○室	火災区域	○○							○○室	火災区域	○○				<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">技術基準</th> <th colspan="2">機能要求②</th> <th rowspan="2">主な仕様 (詳細設計)</th> </tr> <tr> <th colspan="2">様式-6 様式-7</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第十一 条 火災等による損傷の防止</td> <td colspan="2">3時間以上の耐火能力を有する耐火壁の設置</td> <td>3時間耐火に設計上必要な ○mm以上の壁厚を有するコンクリート壁の設置 壁厚：○mm以上 材料：○○○</td> </tr> </tbody> </table>	技術基準	機能要求②		主な仕様 (詳細設計)	様式-6 様式-7		第十一 条 火災等による損傷の防止	3時間以上の耐火能力を有する耐火壁の設置		3時間耐火に設計上必要な ○mm以上の壁厚を有するコンクリート壁の設置 壁厚：○mm以上 材料：○○○	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="4">変更前</th> <th colspan="4">変更後</th> </tr> <tr> <th>名称</th> <th>区分</th> <th>番号</th> <th>種類</th> <th>名称</th> <th>区分</th> <th>番号</th> <th>種類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>火災区域 (区画) 名称</td> <td>火災区域</td> <td>E-1</td> <td>壁</td> <td>火災区域 (区画) 名称</td> <td>火災区域</td> <td>E-1</td> <td>壁</td> </tr> <tr> <td>原子炉建屋原子炉棟及び原子炉建屋付属棟 (E-1) *</td> <td>火災区域</td> <td>E-3</td> <td>壁</td> <td>原子炉建屋原子炉棟及び原子炉建屋付属棟 (E-3) *</td> <td>火災区域</td> <td>E-3</td> <td>壁</td> </tr> <tr> <td>原子炉建屋付属棟 (E-4) *</td> <td>火災区域</td> <td>E-4</td> <td>壁</td> <td>原子炉建屋付属棟 (E-4) *</td> <td>火災区域</td> <td>E-4</td> <td>壁</td> </tr> <tr> <td>原子炉建屋付属棟 (E-5) *</td> <td>火災区域</td> <td>E-5</td> <td>壁</td> <td>原子炉建屋付属棟 (E-5) *</td> <td>火災区域</td> <td>E-5</td> <td>壁</td> </tr> <tr> <td>原子炉建屋付属棟 (E-6) *</td> <td>火災区域</td> <td>E-6</td> <td>壁</td> <td>原子炉建屋付属棟 (E-6) *</td> <td>火災区域</td> <td>E-6</td> <td>壁</td> </tr> <tr> <td>原子炉建屋付属棟 (E-7) *</td> <td>火災区域</td> <td>E-7</td> <td>壁</td> <td>原子炉建屋付属棟 (E-7) *</td> <td>火災区域</td> <td>E-7</td> <td>壁</td> </tr> <tr> <td>原子炉建屋原子炉棟 (E-8) *</td> <td>火災区域</td> <td>E-8</td> <td>壁</td> <td>原子炉建屋原子炉棟 (E-8) *</td> <td>火災区域</td> <td>E-8</td> <td>壁</td> </tr> <tr> <td>原子炉建屋原子炉棟 (E-9) *</td> <td>火災区域</td> <td>E-9</td> <td>壁</td> <td>原子炉建屋原子炉棟 (E-9) *</td> <td>火災区域</td> <td>E-9</td> <td>壁</td> </tr> <tr> <td>原子炉建屋原子炉棟 (E-10) *</td> <td>火災区域</td> <td>E-10</td> <td>壁</td> <td>原子炉建屋原子炉棟 (E-10) *</td> <td>火災区域</td> <td>E-10</td> <td>壁</td> </tr> <tr> <td>原子炉建屋原子炉棟 (E-11) *</td> <td>火災区域</td> <td>E-11</td> <td>壁</td> <td>原子炉建屋原子炉棟 (E-11) *</td> <td>火災区域</td> <td>E-11</td> <td>壁</td> </tr> <tr> <td>原子炉建屋原子炉棟 (E-12) *</td> <td>火災区域</td> <td>E-12</td> <td>壁</td> <td>原子炉建屋原子炉棟 (E-12) *</td> <td>火災区域</td> <td>E-12</td> <td>壁</td> </tr> <tr> <td>原子炉建屋付属棟 (DC-2C ルーフペンチファン室) *</td> <td>火災区域</td> <td>0-4</td> <td>壁</td> <td>原子炉建屋付属棟 (DC-2C ルーフペンチファン室) *</td> <td>火災区域</td> <td>0-4</td> <td>壁</td> </tr> <tr> <td>原子炉建屋付属棟 (DC-2D ルーフペンチファン室) *</td> <td>火災区域</td> <td>0-5</td> <td>壁</td> <td>原子炉建屋付属棟 (DC-2D ルーフペンチファン室) *</td> <td>火災区域</td> <td>0-5</td> <td>壁</td> </tr> <tr> <td>原子炉建屋付属棟 (DC-2E ルーフペンチファン室) *</td> <td>火災区域</td> <td>0-6</td> <td>壁</td> <td>原子炉建屋付属棟 (DC-2E ルーフペンチファン室) *</td> <td>火災区域</td> <td>0-6</td> <td>壁</td> </tr> <tr> <td>原子炉建屋付属棟 (屋上) *</td> <td>火災区域</td> <td>0-7</td> <td>壁</td> <td>原子炉建屋付属棟 (屋上) *</td> <td>火災区域</td> <td>0-7</td> <td>壁</td> </tr> <tr> <td>原子炉建屋付属棟 (E-1) *</td> <td>火災区域</td> <td>E-1</td> <td>壁</td> <td>原子炉建屋付属棟 (E-1) *</td> <td>火災区域</td> <td>E-1</td> <td>壁</td> </tr> <tr> <td>原子炉建屋付属棟 (E-5) *</td> <td>火災区域</td> <td>E-5</td> <td>壁</td> <td>原子炉建屋付属棟 (E-5) *</td> <td>火災区域</td> <td>E-5</td> <td>壁</td> </tr> <tr> <td>原子炉建屋付属棟 (E-6) *</td> <td>火災区域</td> <td>E-6</td> <td>壁</td> <td>原子炉建屋付属棟 (E-6) *</td> <td>火災区域</td> <td>E-6</td> <td>壁</td> </tr> </tbody> </table> <p>注記 *1:本設備は既存の設備である。 *2:公称値のうち最小のものを示す。</p>	変更前				変更後				名称	区分	番号	種類	名称	区分	番号	種類	火災区域 (区画) 名称	火災区域	E-1	壁	火災区域 (区画) 名称	火災区域	E-1	壁	原子炉建屋原子炉棟及び原子炉建屋付属棟 (E-1) *	火災区域	E-3	壁	原子炉建屋原子炉棟及び原子炉建屋付属棟 (E-3) *	火災区域	E-3	壁	原子炉建屋付属棟 (E-4) *	火災区域	E-4	壁	原子炉建屋付属棟 (E-4) *	火災区域	E-4	壁	原子炉建屋付属棟 (E-5) *	火災区域	E-5	壁	原子炉建屋付属棟 (E-5) *	火災区域	E-5	壁	原子炉建屋付属棟 (E-6) *	火災区域	E-6	壁	原子炉建屋付属棟 (E-6) *	火災区域	E-6	壁	原子炉建屋付属棟 (E-7) *	火災区域	E-7	壁	原子炉建屋付属棟 (E-7) *	火災区域	E-7	壁	原子炉建屋原子炉棟 (E-8) *	火災区域	E-8	壁	原子炉建屋原子炉棟 (E-8) *	火災区域	E-8	壁	原子炉建屋原子炉棟 (E-9) *	火災区域	E-9	壁	原子炉建屋原子炉棟 (E-9) *	火災区域	E-9	壁	原子炉建屋原子炉棟 (E-10) *	火災区域	E-10	壁	原子炉建屋原子炉棟 (E-10) *	火災区域	E-10	壁	原子炉建屋原子炉棟 (E-11) *	火災区域	E-11	壁	原子炉建屋原子炉棟 (E-11) *	火災区域	E-11	壁	原子炉建屋原子炉棟 (E-12) *	火災区域	E-12	壁	原子炉建屋原子炉棟 (E-12) *	火災区域	E-12	壁	原子炉建屋付属棟 (DC-2C ルーフペンチファン室) *	火災区域	0-4	壁	原子炉建屋付属棟 (DC-2C ルーフペンチファン室) *	火災区域	0-4	壁	原子炉建屋付属棟 (DC-2D ルーフペンチファン室) *	火災区域	0-5	壁	原子炉建屋付属棟 (DC-2D ルーフペンチファン室) *	火災区域	0-5	壁	原子炉建屋付属棟 (DC-2E ルーフペンチファン室) *	火災区域	0-6	壁	原子炉建屋付属棟 (DC-2E ルーフペンチファン室) *	火災区域	0-6	壁	原子炉建屋付属棟 (屋上) *	火災区域	0-7	壁	原子炉建屋付属棟 (屋上) *	火災区域	0-7	壁	原子炉建屋付属棟 (E-1) *	火災区域	E-1	壁	原子炉建屋付属棟 (E-1) *	火災区域	E-1	壁	原子炉建屋付属棟 (E-5) *	火災区域	E-5	壁	原子炉建屋付属棟 (E-5) *	火災区域	E-5	壁	原子炉建屋付属棟 (E-6) *	火災区域	E-6	壁	原子炉建屋付属棟 (E-6) *	火災区域	E-6	壁	
変更前					変更後																																																																																																																																																																																																																																																														
名称			種類	主要寸法 (mm)	材料	名称			種類	主要寸法 (mm)	材料																																																																																																																																																																																																																																																								
火災区域名称	区分	番号				火災区域名称	区分	番号																																																																																																																																																																																																																																																											
			壁	○以上 (○*1)	鉄筋コンクリート	○○室	火災区域	○○																																																																																																																																																																																																																																																											
						○○室	火災区域	○○																																																																																																																																																																																																																																																											
						○○室	火災区域	○○																																																																																																																																																																																																																																																											
						○○室	火災区域	○○																																																																																																																																																																																																																																																											
						○○室	火災区域	○○																																																																																																																																																																																																																																																											
						○○室	火災区域	○○																																																																																																																																																																																																																																																											
技術基準	機能要求②		主な仕様 (詳細設計)																																																																																																																																																																																																																																																																
	様式-6 様式-7																																																																																																																																																																																																																																																																		
第十一 条 火災等による損傷の防止	3時間以上の耐火能力を有する耐火壁の設置		3時間耐火に設計上必要な ○mm以上の壁厚を有するコンクリート壁の設置 壁厚：○mm以上 材料：○○○																																																																																																																																																																																																																																																																
変更前				変更後																																																																																																																																																																																																																																																															
名称	区分	番号	種類	名称	区分	番号	種類																																																																																																																																																																																																																																																												
火災区域 (区画) 名称	火災区域	E-1	壁	火災区域 (区画) 名称	火災区域	E-1	壁																																																																																																																																																																																																																																																												
原子炉建屋原子炉棟及び原子炉建屋付属棟 (E-1) *	火災区域	E-3	壁	原子炉建屋原子炉棟及び原子炉建屋付属棟 (E-3) *	火災区域	E-3	壁																																																																																																																																																																																																																																																												
原子炉建屋付属棟 (E-4) *	火災区域	E-4	壁	原子炉建屋付属棟 (E-4) *	火災区域	E-4	壁																																																																																																																																																																																																																																																												
原子炉建屋付属棟 (E-5) *	火災区域	E-5	壁	原子炉建屋付属棟 (E-5) *	火災区域	E-5	壁																																																																																																																																																																																																																																																												
原子炉建屋付属棟 (E-6) *	火災区域	E-6	壁	原子炉建屋付属棟 (E-6) *	火災区域	E-6	壁																																																																																																																																																																																																																																																												
原子炉建屋付属棟 (E-7) *	火災区域	E-7	壁	原子炉建屋付属棟 (E-7) *	火災区域	E-7	壁																																																																																																																																																																																																																																																												
原子炉建屋原子炉棟 (E-8) *	火災区域	E-8	壁	原子炉建屋原子炉棟 (E-8) *	火災区域	E-8	壁																																																																																																																																																																																																																																																												
原子炉建屋原子炉棟 (E-9) *	火災区域	E-9	壁	原子炉建屋原子炉棟 (E-9) *	火災区域	E-9	壁																																																																																																																																																																																																																																																												
原子炉建屋原子炉棟 (E-10) *	火災区域	E-10	壁	原子炉建屋原子炉棟 (E-10) *	火災区域	E-10	壁																																																																																																																																																																																																																																																												
原子炉建屋原子炉棟 (E-11) *	火災区域	E-11	壁	原子炉建屋原子炉棟 (E-11) *	火災区域	E-11	壁																																																																																																																																																																																																																																																												
原子炉建屋原子炉棟 (E-12) *	火災区域	E-12	壁	原子炉建屋原子炉棟 (E-12) *	火災区域	E-12	壁																																																																																																																																																																																																																																																												
原子炉建屋付属棟 (DC-2C ルーフペンチファン室) *	火災区域	0-4	壁	原子炉建屋付属棟 (DC-2C ルーフペンチファン室) *	火災区域	0-4	壁																																																																																																																																																																																																																																																												
原子炉建屋付属棟 (DC-2D ルーフペンチファン室) *	火災区域	0-5	壁	原子炉建屋付属棟 (DC-2D ルーフペンチファン室) *	火災区域	0-5	壁																																																																																																																																																																																																																																																												
原子炉建屋付属棟 (DC-2E ルーフペンチファン室) *	火災区域	0-6	壁	原子炉建屋付属棟 (DC-2E ルーフペンチファン室) *	火災区域	0-6	壁																																																																																																																																																																																																																																																												
原子炉建屋付属棟 (屋上) *	火災区域	0-7	壁	原子炉建屋付属棟 (屋上) *	火災区域	0-7	壁																																																																																																																																																																																																																																																												
原子炉建屋付属棟 (E-1) *	火災区域	E-1	壁	原子炉建屋付属棟 (E-1) *	火災区域	E-1	壁																																																																																																																																																																																																																																																												
原子炉建屋付属棟 (E-5) *	火災区域	E-5	壁	原子炉建屋付属棟 (E-5) *	火災区域	E-5	壁																																																																																																																																																																																																																																																												
原子炉建屋付属棟 (E-6) *	火災区域	E-6	壁	原子炉建屋付属棟 (E-6) *	火災区域	E-6	壁																																																																																																																																																																																																																																																												

仕様表記載例（機種：計装/放管設備）（インターロック）

既認可の仕様表	仕様表案	要求事項の整理	発電炉類似設備要目表	備考																																																				
<p>MOX 施設にて既認可仕様表なし</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="468 233 617 401">インターロックの種類</th> <th data-bbox="468 401 617 541">検出器の種類</th> <th data-bbox="468 541 617 682">個数</th> <th data-bbox="468 682 617 905">取付箇所</th> <th data-bbox="468 905 617 1108">インターロックの起動信号を発生させる条件</th> <th data-bbox="468 1108 617 1228">設定値</th> <th data-bbox="468 1228 617 1348">インターロックの起動に要する信号の個数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="617 233 914 401">〇〇〇〇 混合ガス 水素濃度高^{*2}</td> <td data-bbox="617 401 914 541">焼結炉系混合ガス受槽入口 水素濃度検出器</td> <td data-bbox="617 541 914 682">〇</td> <td data-bbox="617 682 914 905"> <table border="1"> <tr> <td>系統名 (ライン名)</td> <td>〇〇〇</td> </tr> <tr> <td>設置床</td> <td>〇〇〇</td> </tr> <tr> <td>溢水防護上の 区画番号</td> <td>T.M.S.L.〇m</td> </tr> <tr> <td>溢水防護上の 配慮が必要な高さ</td> <td>〇〇〇</td> </tr> <tr> <td></td> <td>T.M.S.L.〇m 以上</td> </tr> </table> </td> <td data-bbox="617 905 914 1108">—</td> <td data-bbox="617 1108 914 1228">〇%以上</td> <td data-bbox="617 1228 914 1348">〇</td> </tr> </tbody> </table> <p>注記 *1: 本インターロックは、起動信号を発生させない条件を設定しないため、「—」とする。 *2: 本インターロックは、燃料加工建屋に受け入れる水素・アルゴン混合ガス中の水素濃度が〇%を超える場合には、焼結炉系混合ガス濃度異常遮断弁により焼結炉への水素・アルゴン混合ガスの供給を遮断する。</p>	インターロックの種類	検出器の種類	個数	取付箇所	インターロックの起動信号を発生させる条件	設定値	インターロックの起動に要する信号の個数	〇〇〇〇 混合ガス 水素濃度高 ^{*2}	焼結炉系混合ガス受槽入口 水素濃度検出器	〇	<table border="1"> <tr> <td>系統名 (ライン名)</td> <td>〇〇〇</td> </tr> <tr> <td>設置床</td> <td>〇〇〇</td> </tr> <tr> <td>溢水防護上の 区画番号</td> <td>T.M.S.L.〇m</td> </tr> <tr> <td>溢水防護上の 配慮が必要な高さ</td> <td>〇〇〇</td> </tr> <tr> <td></td> <td>T.M.S.L.〇m 以上</td> </tr> </table>	系統名 (ライン名)	〇〇〇	設置床	〇〇〇	溢水防護上の 区画番号	T.M.S.L.〇m	溢水防護上の 配慮が必要な高さ	〇〇〇		T.M.S.L.〇m 以上	—	〇%以上	〇	<p>【様式-6,7の整理により機能要求②としたもの】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1267 262 1389 296">技術基準</th> <th data-bbox="1267 296 1389 401">機能要求② 様式-6,7</th> <th data-bbox="1267 401 1389 506">主な使用 (詳細設計)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1267 296 1389 457">第十一条 火災による 損傷の防止</td> <td data-bbox="1267 296 1389 457">・燃料加工建屋に受け入れる水素・アルゴン混合ガスの水素濃度を確認し、万一、水素濃度が〇vol%を超える場合には、水素・アルゴン混合ガス濃度異常遮断弁により焼結炉等への水素・アルゴン混合ガスの供給を自動で停止する設計</td> <td data-bbox="1267 296 1389 457">設定値 〇% インターロックの起動に要する信号の個数 〇個</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1267 457 1389 598">第十二条 溢水による 損傷の防止</td> <td data-bbox="1267 457 1389 598">・機能喪失高さは発生した溢水による水位に対して安全余裕を確保する設計</td> <td data-bbox="1267 457 1389 598">溢水防護上の区画番号 溢水防護上の配慮が必要な高さ</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1267 598 1389 760">第十八条 警報設備等</td> <td data-bbox="1267 598 1389 760">水素・アルゴン混合ガス供給設備には混合ガス水素濃度高による混合ガス供給停止回路を設け、水素濃度が〇%を超える場合に、焼結炉及び小規模焼結処理装置への水素・アルゴン混合ガスの供給を自動で停止する設計とする。</td> <td data-bbox="1267 598 1389 760">設定値 〇% インターロックの起動に要する信号の個数 〇個</td> </tr> </tbody> </table> <p>インターロックの動作内容を注釈で記載。</p>	技術基準	機能要求② 様式-6,7	主な使用 (詳細設計)	第十一条 火災による 損傷の防止	・燃料加工建屋に受け入れる水素・アルゴン混合ガスの水素濃度を確認し、万一、水素濃度が〇vol%を超える場合には、水素・アルゴン混合ガス濃度異常遮断弁により焼結炉等への水素・アルゴン混合ガスの供給を自動で停止する設計	設定値 〇% インターロックの起動に要する信号の個数 〇個	第十二条 溢水による 損傷の防止	・機能喪失高さは発生した溢水による水位に対して安全余裕を確保する設計	溢水防護上の区画番号 溢水防護上の配慮が必要な高さ	第十八条 警報設備等	水素・アルゴン混合ガス供給設備には混合ガス水素濃度高による混合ガス供給停止回路を設け、水素濃度が〇%を超える場合に、焼結炉及び小規模焼結処理装置への水素・アルゴン混合ガスの供給を自動で停止する設計とする。	設定値 〇% インターロックの起動に要する信号の個数 〇個	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2" data-bbox="1905 233 2027 296">変更前</th> <th colspan="2" data-bbox="1905 296 2027 359">変更後</th> </tr> <tr> <th data-bbox="1905 359 2027 443">原子炉非常停止番号の種類^{*1}</th> <th data-bbox="1905 443 2027 527">検出器の種類</th> <th data-bbox="1905 527 2027 611">取付箇所</th> <th data-bbox="1905 611 2027 695">個数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="2027 359 2178 443">中性子束低^{*17}</td> <td data-bbox="2027 443 2178 527">平均出力領域計装^{*18}</td> <td data-bbox="2027 527 2178 611">系統名(ライン名) 設置床</td> <td data-bbox="2027 611 2178 695">〇</td> </tr> <tr> <td data-bbox="2178 359 2329 443">主蒸気管放射能検出器^{*12, *45}</td> <td data-bbox="2178 443 2329 527">主蒸気管放射能検出器</td> <td data-bbox="2178 527 2329 611">系統名(ライン名) 設置床</td> <td data-bbox="2178 611 2329 695">〇</td> </tr> </tbody> </table> <p>注記 *1: 記載の適正化を行う。既工事計画書には「原子炉スクラム信号の種類」と記載。 *2: 記載の適正化を行う。既工事計画書には「原子炉スクラムに要する個数」と記載。 *3: 記載の適正化を行う。既工事計画書には「原子炉スクラムをバイパスするインターロック」と記載。 *4: 記載の適正化を行う。既工事計画書には「圧力検出器」と記載。 *5: 既工事計画書に記載がないため記載の適正化を行う。記載内容は、設計図書による。 *17: 本番号は記載の適正化のみを行うものであり、手続き対象外である。 *18: 個数はチャンネル数を示す。 *50: スクラム回路は、個の検出器からなるA、B系統のチャンネルで構成され、A、B各々に属する最低個の検出器が同時に動作すれば、原子炉はスクラムされる。 *51: スクラム回路は、個の検出器からなるA、B系統のチャンネルで構成され、A、B各々に属する最低個の検出器が同時に動作すれば、原子炉はスクラムされる。 *57: 本検出器は、工学的安全施設等の起動信号のうち主蒸気管放射能弁の「主蒸気管放射能弁」として使用する検出器と同じである。</p>	変更前		変更後		原子炉非常停止番号の種類 ^{*1}	検出器の種類	取付箇所	個数	中性子束低 ^{*17}	平均出力領域計装 ^{*18}	系統名(ライン名) 設置床	〇	主蒸気管放射能検出器 ^{*12, *45}	主蒸気管放射能検出器	系統名(ライン名) 設置床	〇	
インターロックの種類	検出器の種類	個数	取付箇所	インターロックの起動信号を発生させる条件	設定値	インターロックの起動に要する信号の個数																																																		
〇〇〇〇 混合ガス 水素濃度高 ^{*2}	焼結炉系混合ガス受槽入口 水素濃度検出器	〇	<table border="1"> <tr> <td>系統名 (ライン名)</td> <td>〇〇〇</td> </tr> <tr> <td>設置床</td> <td>〇〇〇</td> </tr> <tr> <td>溢水防護上の 区画番号</td> <td>T.M.S.L.〇m</td> </tr> <tr> <td>溢水防護上の 配慮が必要な高さ</td> <td>〇〇〇</td> </tr> <tr> <td></td> <td>T.M.S.L.〇m 以上</td> </tr> </table>	系統名 (ライン名)	〇〇〇	設置床	〇〇〇	溢水防護上の 区画番号	T.M.S.L.〇m	溢水防護上の 配慮が必要な高さ	〇〇〇		T.M.S.L.〇m 以上	—	〇%以上	〇																																								
系統名 (ライン名)	〇〇〇																																																							
設置床	〇〇〇																																																							
溢水防護上の 区画番号	T.M.S.L.〇m																																																							
溢水防護上の 配慮が必要な高さ	〇〇〇																																																							
	T.M.S.L.〇m 以上																																																							
技術基準	機能要求② 様式-6,7	主な使用 (詳細設計)																																																						
第十一条 火災による 損傷の防止	・燃料加工建屋に受け入れる水素・アルゴン混合ガスの水素濃度を確認し、万一、水素濃度が〇vol%を超える場合には、水素・アルゴン混合ガス濃度異常遮断弁により焼結炉等への水素・アルゴン混合ガスの供給を自動で停止する設計	設定値 〇% インターロックの起動に要する信号の個数 〇個																																																						
第十二条 溢水による 損傷の防止	・機能喪失高さは発生した溢水による水位に対して安全余裕を確保する設計	溢水防護上の区画番号 溢水防護上の配慮が必要な高さ																																																						
第十八条 警報設備等	水素・アルゴン混合ガス供給設備には混合ガス水素濃度高による混合ガス供給停止回路を設け、水素濃度が〇%を超える場合に、焼結炉及び小規模焼結処理装置への水素・アルゴン混合ガスの供給を自動で停止する設計とする。	設定値 〇% インターロックの起動に要する信号の個数 〇個																																																						
変更前		変更後																																																						
原子炉非常停止番号の種類 ^{*1}	検出器の種類	取付箇所	個数																																																					
中性子束低 ^{*17}	平均出力領域計装 ^{*18}	系統名(ライン名) 設置床	〇																																																					
主蒸気管放射能検出器 ^{*12, *45}	主蒸気管放射能検出器	系統名(ライン名) 設置床	〇																																																					

仕様表記載例（機種：計装／放管設備）（計測装置）

既認可の仕様表	仕様表案	要求事項の整理	発電炉類似設備要目表	備考																																																																
MOX 施設にて既認可仕様表なし	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">名称</th> <th>焼結炉系混合ガス受槽入口 水素濃度検出器</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>検出器の種類</td> <td>—</td> <td>〇〇〇〇式</td> </tr> <tr> <td>計測範囲</td> <td>%</td> <td>〇〇～〇〇</td> </tr> <tr> <td>警報動作範囲</td> <td>%</td> <td>〇〇～〇〇</td> </tr> <tr> <td>個数</td> <td>—</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">取付箇所</td> <td>系統名(ライン名)</td> <td>〇〇〇〇</td> </tr> <tr> <td>設置床</td> <td>〇〇〇〇 T.M.S.L.〇m</td> </tr> <tr> <td>溢水防護上の区画番号</td> <td>〇〇〇〇</td> </tr> <tr> <td>溢水防護上の配慮が必要な高さ</td> <td>T.M.S.L.〇〇m以上</td> </tr> </tbody> </table>	名称		焼結炉系混合ガス受槽入口 水素濃度検出器	検出器の種類	—	〇〇〇〇式	計測範囲	%	〇〇～〇〇	警報動作範囲	%	〇〇～〇〇	個数	—	〇〇	取付箇所	系統名(ライン名)	〇〇〇〇	設置床	〇〇〇〇 T.M.S.L.〇m	溢水防護上の区画番号	〇〇〇〇	溢水防護上の配慮が必要な高さ	T.M.S.L.〇〇m以上	<p>【様式-6,7の整理により機能要求②としたもの】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>技術基準</th> <th>機能要求② 様式-6,7</th> <th>主な使用 (詳細設計)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第十一条 火災による 損傷の防止</td> <td>・燃料加工建屋内で水素濃度を確認し、万一、水素濃度が〇vol%を超える場合には、水素・アルゴン混合ガス濃度異常遮断弁により焼結炉等への水素・アルゴン混合ガスの供給を自動で停止する設計</td> <td>計測範囲 〇〇～〇〇 警報動作範囲 〇〇～〇〇</td> </tr> <tr> <td>第十二条 溢水による 損傷の防止</td> <td>・機能喪失高さは発生した溢水による水位に対して安全余裕を確保する設計</td> <td>溢水防護上の 区画番号 溢水防護上の 配慮が必要な 高さ</td> </tr> <tr> <td>第十八条 警報設備等</td> <td>水素・アルゴン混合ガス供給設備には混合ガス水素濃度高による混合ガス供給停止回路を設け、水素濃度が〇%を超える場合に、焼結炉及び小規模焼結処理装置への水素・アルゴン混合ガスの供給を自動で停止する設計とする。</td> <td>計測範囲 〇〇～〇〇 警報動作範囲 〇〇～〇〇</td> </tr> </tbody> </table>	技術基準	機能要求② 様式-6,7	主な使用 (詳細設計)	第十一条 火災による 損傷の防止	・燃料加工建屋内で水素濃度を確認し、万一、水素濃度が〇vol%を超える場合には、水素・アルゴン混合ガス濃度異常遮断弁により焼結炉等への水素・アルゴン混合ガスの供給を自動で停止する設計	計測範囲 〇〇～〇〇 警報動作範囲 〇〇～〇〇	第十二条 溢水による 損傷の防止	・機能喪失高さは発生した溢水による水位に対して安全余裕を確保する設計	溢水防護上の 区画番号 溢水防護上の 配慮が必要な 高さ	第十八条 警報設備等	水素・アルゴン混合ガス供給設備には混合ガス水素濃度高による混合ガス供給停止回路を設け、水素濃度が〇%を超える場合に、焼結炉及び小規模焼結処理装置への水素・アルゴン混合ガスの供給を自動で停止する設計とする。	計測範囲 〇〇～〇〇 警報動作範囲 〇〇～〇〇	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">変更前</th> <th colspan="2">変更後</th> </tr> <tr> <th>名称</th> <th>仕様</th> <th>名称</th> <th>仕様</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>検出器の種類</td> <td>〇〇〇〇内水素濃度*1 〇〇〇〇式水素検出器</td> <td>変更なし</td> <td></td> </tr> <tr> <td>計測範囲</td> <td>〇～〇 〇～〇</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>警報動作範囲</td> <td>—</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>個数</td> <td>〇</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>取付箇所</td> <td>〇〇〇〇 〇〇〇〇m*2 〇〇〇〇m*3</td> <td></td> <td>〇〇〇〇*2 〇〇〇〇*3 〇〇〇〇m以上*2 〇〇〇〇m以上*3</td> </tr> </tbody> </table> <p>注記 *1：既工事計画書に記載がないため記載の適正化を行う。記載内容は、設計図書による。 *2：対象計器は、〇〇〇〇 *3：対象計器は、〇〇〇〇</p>	変更前		変更後		名称	仕様	名称	仕様	検出器の種類	〇〇〇〇内水素濃度*1 〇〇〇〇式水素検出器	変更なし		計測範囲	〇～〇 〇～〇			警報動作範囲	—			個数	〇			取付箇所	〇〇〇〇 〇〇〇〇m*2 〇〇〇〇m*3		〇〇〇〇*2 〇〇〇〇*3 〇〇〇〇m以上*2 〇〇〇〇m以上*3	
名称		焼結炉系混合ガス受槽入口 水素濃度検出器																																																																		
検出器の種類	—	〇〇〇〇式																																																																		
計測範囲	%	〇〇～〇〇																																																																		
警報動作範囲	%	〇〇～〇〇																																																																		
個数	—	〇〇																																																																		
取付箇所	系統名(ライン名)	〇〇〇〇																																																																		
	設置床	〇〇〇〇 T.M.S.L.〇m																																																																		
	溢水防護上の区画番号	〇〇〇〇																																																																		
	溢水防護上の配慮が必要な高さ	T.M.S.L.〇〇m以上																																																																		
技術基準	機能要求② 様式-6,7	主な使用 (詳細設計)																																																																		
第十一条 火災による 損傷の防止	・燃料加工建屋内で水素濃度を確認し、万一、水素濃度が〇vol%を超える場合には、水素・アルゴン混合ガス濃度異常遮断弁により焼結炉等への水素・アルゴン混合ガスの供給を自動で停止する設計	計測範囲 〇〇～〇〇 警報動作範囲 〇〇～〇〇																																																																		
第十二条 溢水による 損傷の防止	・機能喪失高さは発生した溢水による水位に対して安全余裕を確保する設計	溢水防護上の 区画番号 溢水防護上の 配慮が必要な 高さ																																																																		
第十八条 警報設備等	水素・アルゴン混合ガス供給設備には混合ガス水素濃度高による混合ガス供給停止回路を設け、水素濃度が〇%を超える場合に、焼結炉及び小規模焼結処理装置への水素・アルゴン混合ガスの供給を自動で停止する設計とする。	計測範囲 〇〇～〇〇 警報動作範囲 〇〇～〇〇																																																																		
変更前		変更後																																																																		
名称	仕様	名称	仕様																																																																	
検出器の種類	〇〇〇〇内水素濃度*1 〇〇〇〇式水素検出器	変更なし																																																																		
計測範囲	〇～〇 〇～〇																																																																			
警報動作範囲	—																																																																			
個数	〇																																																																			
取付箇所	〇〇〇〇 〇〇〇〇m*2 〇〇〇〇m*3		〇〇〇〇*2 〇〇〇〇*3 〇〇〇〇m以上*2 〇〇〇〇m以上*3																																																																	

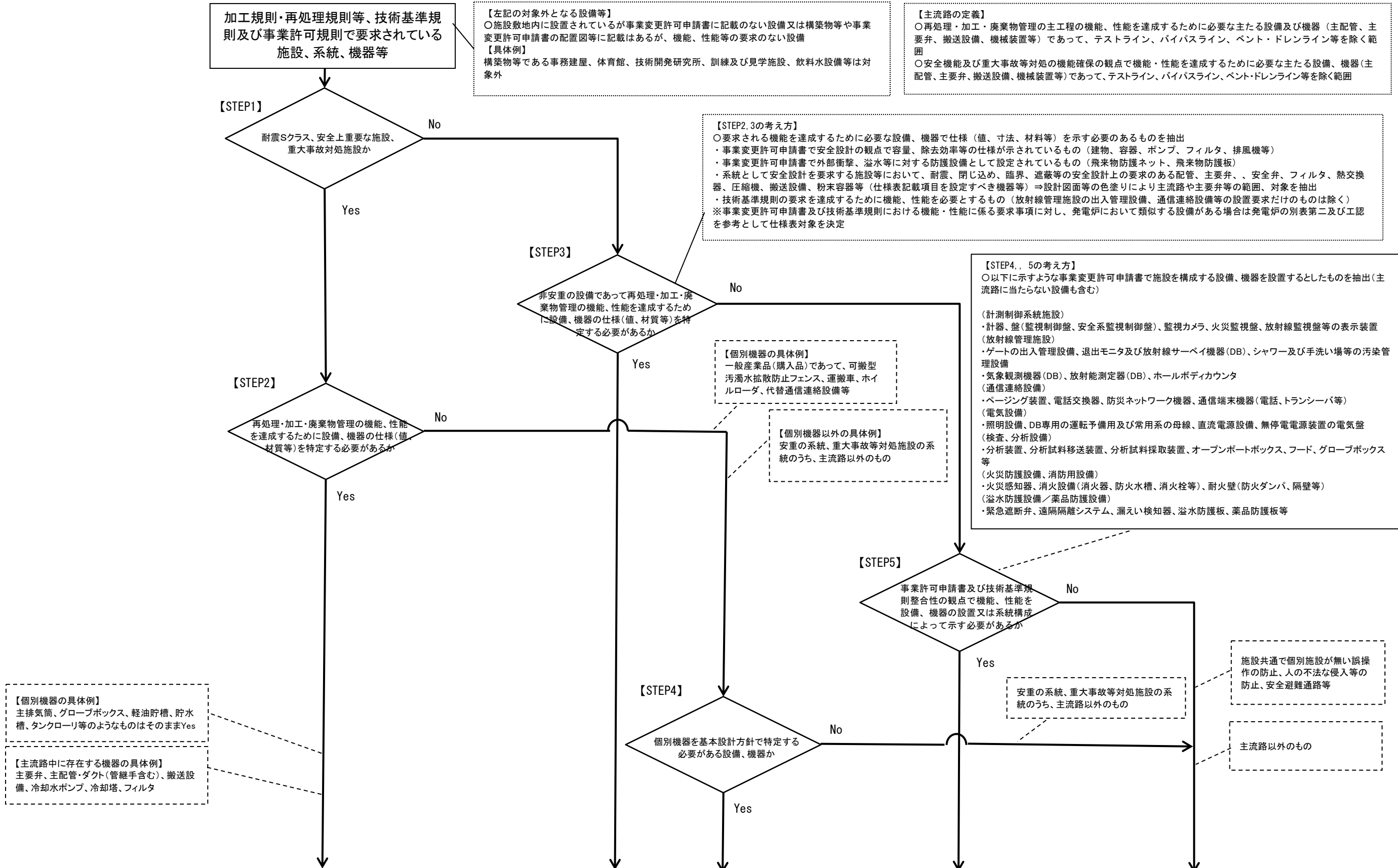
仕様表記載例（機種：主配管）

既認可の仕様表	仕様表案	要求事項の整理	発電炉類似設備要目表	備考																																																																																																						
<p>第1.-2表 設計条件及び仕様</p> <p>系統図(注1)</p> <p>系統図凡例 第1.-1図 低レベル廃液処理設備の系統図(1/5) 第1.-2図 低レベル廃液処理設備の系統図(2/5) 第1.-3図 低レベル廃液処理設備の系統図(3/5) 第1.-4図 低レベル廃液処理設備の系統図(4/5) 第1.-5図 低レベル廃液処理設備の系統図(5/5) 第1.-6図 低レベル廃液処理設備の系統図(5/5)</p> <p>耐震クラス Cクラス</p> <p>主要な構成材 OOOO</p> <p>取り扱う廃液の種類 空調機器からの凝縮水 金相試験機器からの排水 純水製造機器からの排水 手洗水・シャワーからの排水 床に排水された消火水等</p> <p>本設備の今回の申請範囲 検査槽までの配管等のうち、燃料加工建屋の壁、床等に埋設する部分を含む配管等</p> <p>排水口から再処理施設までの配管等</p> <p>注1 技術基準に対する仕様として、系統図により排水口以外からの排水がないこと</p> <p>添付図面の目次で示す。</p> <p>耐震クラスは主要設備リストで整理する。</p> <p>工程情報を示す項目であり、設備仕様に直接関係しない項目であるため、仕様表に記載しない。</p>	<p>変更後</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称^{※1}</th> <th>最高使用圧力^{※2} hPa</th> <th>最高使用温度^{※3} ℃</th> <th>外径^{※4} mm</th> <th>壁厚^{※5} mm</th> <th>主要材料^{※6}</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>検査槽の配管のうち、燃料加工建屋の壁、床等に埋設する部分を含む配管等</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>OOO</td> <td>OO</td> <td>OO</td> <td>OO</td> <td>OO</td> <td>OO</td> </tr> <tr> <td>～</td> <td>～</td> <td>～</td> <td>～</td> <td>～</td> <td>～</td> </tr> <tr> <td>OOO</td> <td>OO</td> <td>OO</td> <td>OO</td> <td>OO</td> <td>OO</td> </tr> <tr> <td>～</td> <td>～</td> <td>～</td> <td>～</td> <td>～</td> <td>～</td> </tr> <tr> <td>OOO</td> <td>OO</td> <td>OO</td> <td>OO</td> <td>OO</td> <td>OO</td> </tr> </tbody> </table> <p>変更なし</p> <p>注記 ※1：公称値を示す。 ※2：記載の適正化。既設工認では「本設備の今回の申請範囲」と記載。 ※3：記載の適正化。既設工認では「排水口から再処理施設までの配管等」と記載。 ※4：記載の適正化。既設工認には記載がないため、記載内容は、設計図書による。 ※5：記載の適正化。既設工認では「主要な構成材」と記載。 ※6：当該ラインについては、主配管に該当しないため記載の適正化を行う。</p> <p>主要材料は、強度評価等の使用材料を示すため、材料番号（例 SUS304 等）を記載する。</p>	名称 ^{※1}	最高使用圧力 ^{※2} hPa	最高使用温度 ^{※3} ℃	外径 ^{※4} mm	壁厚 ^{※5} mm	主要材料 ^{※6}	検査槽の配管のうち、燃料加工建屋の壁、床等に埋設する部分を含む配管等	—	—	—	—	—	OOO	OO	OO	OO	OO	OO	～	～	～	～	～	～	OOO	OO	OO	OO	OO	OO	～	～	～	～	～	～	OOO	OO	OO	OO	OO	OO	<p>【様式-6,7の整理により機能要求②としたもの】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>技術基準</th> <th>機能要求② 様式-6,7</th> <th>主な使用 (詳細設計)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第十五条 材料及び構造</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 使用される圧力、温度、荷重その他の使用条件に対して適切な機械的強度及び化学的成分を有する材料 設計上定める条件において、全体的な変形を弾性域に抑える設計 設計上定める条件において、屈曲が生じない設計 </td> <td> 最高使用圧力： ○○MPa 最高使用温度： ○○℃ 主要寸法 外径：○○mm 厚さ：○○mm 主要材料：○○ </td> </tr> </tbody> </table> <p>共通 09 の申請対象設備の選定の結果、主配管の対象外となった既認可配管は、変更後を「-」とし、注釈において主配管に該当しないため記載の適正化を行うことを記載する。</p>	技術基準	機能要求② 様式-6,7	主な使用 (詳細設計)	第十五条 材料及び構造	<ul style="list-style-type: none"> 使用される圧力、温度、荷重その他の使用条件に対して適切な機械的強度及び化学的成分を有する材料 設計上定める条件において、全体的な変形を弾性域に抑える設計 設計上定める条件において、屈曲が生じない設計 	最高使用圧力： ○○MPa 最高使用温度： ○○℃ 主要寸法 外径：○○mm 厚さ：○○mm 主要材料：○○	<p>発電炉類似設備要目表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>最高使用圧力 (MPa)</th> <th>最高使用温度 (℃)</th> <th>外径 (mm)</th> <th>壁厚 (mm)</th> <th>材料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉建屋空気取入口弁</td> <td>0.014^{※1}</td> <td>72</td> <td>609.6</td> <td>12.0^{※2}</td> <td>SMA15</td> </tr> <tr> <td>非常用ガス再循環系フィルタドレイン</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>609.4</td> <td>19.5^{※3}</td> <td>SMA15</td> </tr> <tr> <td>不活性ガス系</td> <td>0.014^{※1}</td> <td>72</td> <td>609.6</td> <td>12.0^{※2}</td> <td>SMA15</td> </tr> <tr> <td>不活性ガス混合点</td> <td>0.014^{※1}</td> <td>72</td> <td>215.3</td> <td>8.2^{※3}</td> <td>S1742</td> </tr> <tr> <td>原子炉再循環系</td> <td>0.014^{※1}</td> <td>72</td> <td>609.6</td> <td>12.0^{※2}</td> <td>SMA15</td> </tr> <tr> <td>非常用ガス再循環系</td> <td>0.014^{※1}</td> <td>72</td> <td>305.4^{※4}</td> <td>12.0^{※2}</td> <td>SMA15^{※5}</td> </tr> <tr> <td>非常用ガス処理系分岐点</td> <td>0.014^{※1}</td> <td>72</td> <td>305.6</td> <td>19.0^{※3}</td> <td>S1742</td> </tr> <tr> <td>S20-12A及びS20-13A、B</td> <td>0.014^{※1}</td> <td>72</td> <td>609.6</td> <td>12.0^{※2}</td> <td>SMA15</td> </tr> </tbody> </table> <p>注記 ※1：設計図書による。 ※2：S 15 規格に準拠したもの。 ※3：既設工事仕様書に記載がないため、記載の適正化を行う。記載内容は、昭和 6 月 2 日付け自衛隊令第 387 号にて認可された工事仕様書の添付書類「図-1-2 非常用ガス再循環系配管の規格仕様」による。 ※4：エボシについては、管と同等以上の厚さのものを使用。 ※5：SUS304 相当の材料を使用。 ※6：工事仕様書には「原子炉再循環系」の記載があるが、本設備には「原子炉再循環系」の記載がないため、記載の適正化を行う。既設工事仕様書には「原子炉再循環系」の記載があるが、本設備には「原子炉再循環系」の記載がないため、記載の適正化を行う。 ※7：1 層を指す。 ※8：記載の適正化を行う。既設工事仕様書には「原子炉再循環系」の記載があるが、本設備には「原子炉再循環系」の記載がないため、記載の適正化を行う。 ※9：記載の適正化を行う。既設工事仕様書には「原子炉再循環系」の記載があるが、本設備には「原子炉再循環系」の記載がないため、記載の適正化を行う。 ※10：記載の適正化を行う。既設工事仕様書には「原子炉再循環系」の記載があるが、本設備には「原子炉再循環系」の記載がないため、記載の適正化を行う。</p>	名称	最高使用圧力 (MPa)	最高使用温度 (℃)	外径 (mm)	壁厚 (mm)	材料	原子炉建屋空気取入口弁	0.014 ^{※1}	72	609.6	12.0 ^{※2}	SMA15	非常用ガス再循環系フィルタドレイン	—	—	609.4	19.5 ^{※3}	SMA15	不活性ガス系	0.014 ^{※1}	72	609.6	12.0 ^{※2}	SMA15	不活性ガス混合点	0.014 ^{※1}	72	215.3	8.2 ^{※3}	S1742	原子炉再循環系	0.014 ^{※1}	72	609.6	12.0 ^{※2}	SMA15	非常用ガス再循環系	0.014 ^{※1}	72	305.4 ^{※4}	12.0 ^{※2}	SMA15 ^{※5}	非常用ガス処理系分岐点	0.014 ^{※1}	72	305.6	19.0 ^{※3}	S1742	S20-12A及びS20-13A、B	0.014 ^{※1}	72	609.6	12.0 ^{※2}	SMA15	<p>備考</p>
名称 ^{※1}	最高使用圧力 ^{※2} hPa	最高使用温度 ^{※3} ℃	外径 ^{※4} mm	壁厚 ^{※5} mm	主要材料 ^{※6}																																																																																																					
検査槽の配管のうち、燃料加工建屋の壁、床等に埋設する部分を含む配管等	—	—	—	—	—																																																																																																					
OOO	OO	OO	OO	OO	OO																																																																																																					
～	～	～	～	～	～																																																																																																					
OOO	OO	OO	OO	OO	OO																																																																																																					
～	～	～	～	～	～																																																																																																					
OOO	OO	OO	OO	OO	OO																																																																																																					
技術基準	機能要求② 様式-6,7	主な使用 (詳細設計)																																																																																																								
第十五条 材料及び構造	<ul style="list-style-type: none"> 使用される圧力、温度、荷重その他の使用条件に対して適切な機械的強度及び化学的成分を有する材料 設計上定める条件において、全体的な変形を弾性域に抑える設計 設計上定める条件において、屈曲が生じない設計 	最高使用圧力： ○○MPa 最高使用温度： ○○℃ 主要寸法 外径：○○mm 厚さ：○○mm 主要材料：○○																																																																																																								
名称	最高使用圧力 (MPa)	最高使用温度 (℃)	外径 (mm)	壁厚 (mm)	材料																																																																																																					
原子炉建屋空気取入口弁	0.014 ^{※1}	72	609.6	12.0 ^{※2}	SMA15																																																																																																					
非常用ガス再循環系フィルタドレイン	—	—	609.4	19.5 ^{※3}	SMA15																																																																																																					
不活性ガス系	0.014 ^{※1}	72	609.6	12.0 ^{※2}	SMA15																																																																																																					
不活性ガス混合点	0.014 ^{※1}	72	215.3	8.2 ^{※3}	S1742																																																																																																					
原子炉再循環系	0.014 ^{※1}	72	609.6	12.0 ^{※2}	SMA15																																																																																																					
非常用ガス再循環系	0.014 ^{※1}	72	305.4 ^{※4}	12.0 ^{※2}	SMA15 ^{※5}																																																																																																					
非常用ガス処理系分岐点	0.014 ^{※1}	72	305.6	19.0 ^{※3}	S1742																																																																																																					
S20-12A及びS20-13A、B	0.014 ^{※1}	72	609.6	12.0 ^{※2}	SMA15																																																																																																					

仕様表記載例（機種：主要弁）

既認可の仕様表	仕様表案	要求事項の整理	発電炉類似設備要目表	備考																																																																																																																																		
MOX 施設にて既認可仕様表なし	<table border="1" data-bbox="483 289 1231 940"> <thead> <tr> <th colspan="2">名称</th> <th colspan="2">焼結炉混合ガス濃度異常遮断弁*1</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>種類</td> <td>—</td> <td colspan="2">止め弁</td> </tr> <tr> <td>最高使用圧力</td> <td>Pa</td> <td colspan="2">〇〇〇</td> </tr> <tr> <td>最高使用温度</td> <td>℃</td> <td colspan="2">〇〇〇</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">主要寸法</td> <td>呼び径</td> <td>—</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td>弁箱厚さ</td> <td>mm</td> <td>〇〇以上</td> </tr> <tr> <td>弁ふた厚さ</td> <td>mm</td> <td>〇〇以上</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">主要材料</td> <td>弁箱</td> <td>—</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td>弁ふた</td> <td>—</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td>弁体</td> <td>—</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td>駆動方法</td> <td>—</td> <td colspan="2">〇〇作動</td> </tr> <tr> <td>閉止時間</td> <td>—</td> <td colspan="2">—*2</td> </tr> <tr> <td>個数</td> <td>—</td> <td colspan="2">〇〇</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">取付箇所</td> <td>系統名 (ライン名)</td> <td>—</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td>設置床</td> <td>—</td> <td>〇〇 T. M. S. L. 〇m</td> </tr> <tr> <td>溢水防護上の 区画番号</td> <td>—</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td>溢水防護上の 配慮が必要な 高さ</td> <td>—</td> <td>T. M. S. L. 〇m 以上</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="468 947 1240 1060">注記 *1: 本機器は、〇〇〇〇混合ガス水素濃度高によるインターロック(検出器：焼結炉系混合ガス受槽入口水素濃度検出器)の信号により水素濃度が〇vol%を超える場合には、焼結炉への水素・アルゴン混合ガスの供給を遮断する機能を有する。</p> <p data-bbox="528 1066 1240 1123">*2: 本機器は、閉止時間が技術基準上の性能仕様とならないため、閉止時間は「—」とする。</p> <div data-bbox="608 1213 1136 1318" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 20px;"> <p>1 項新規申請のため変更前後表とはしていない</p> </div>	名称		焼結炉混合ガス濃度異常遮断弁*1		種類	—	止め弁		最高使用圧力	Pa	〇〇〇		最高使用温度	℃	〇〇〇		主要寸法	呼び径	—	〇〇	弁箱厚さ	mm	〇〇以上	弁ふた厚さ	mm	〇〇以上	主要材料	弁箱	—	〇〇	弁ふた	—	〇〇	弁体	—	〇〇	駆動方法	—	〇〇作動		閉止時間	—	—*2		個数	—	〇〇		取付箇所	系統名 (ライン名)	—	〇〇	設置床	—	〇〇 T. M. S. L. 〇m	溢水防護上の 区画番号	—	〇〇	溢水防護上の 配慮が必要な 高さ	—	T. M. S. L. 〇m 以上	<p data-bbox="1380 220 1751 241">【様式-6,7の整理により機能要求②としたもの】</p> <table border="1" data-bbox="1270 241 1881 583"> <thead> <tr> <th>技術基準</th> <th>機能要求② 様式-6,7</th> <th>主な使用 (詳細設計)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第十二条 溢水による 損傷の防止</td> <td>・機能喪失高さは発生した溢水による水位に対して安全余裕を確保する設計</td> <td>溢水防護上の 区画番号 溢水防護上の 配慮が必要な 高さ</td> </tr> <tr> <td>第十八条 警報設備等</td> <td>水素・アルゴン混合ガス供給設備には混合ガス水素濃度高による混合ガス供給停止回路を設け、水素濃度が〇%を超える場合に、焼結炉及び小規模焼結処理装置への水素・アルゴン混合ガスの供給を自動で停止する設計とする。</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	技術基準	機能要求② 様式-6,7	主な使用 (詳細設計)	第十二条 溢水による 損傷の防止	・機能喪失高さは発生した溢水による水位に対して安全余裕を確保する設計	溢水防護上の 区画番号 溢水防護上の 配慮が必要な 高さ	第十八条 警報設備等	水素・アルゴン混合ガス供給設備には混合ガス水素濃度高による混合ガス供給停止回路を設け、水素濃度が〇%を超える場合に、焼結炉及び小規模焼結処理装置への水素・アルゴン混合ガスの供給を自動で停止する設計とする。	—	<table border="1" data-bbox="1908 283 2597 877"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>変更前*</th> <th>変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>名</td> <td>称</td> <td>〇〇〇〇</td> <td></td> </tr> <tr> <td>種</td> <td>類</td> <td>—</td> <td>止め弁</td> </tr> <tr> <td>最</td> <td>高 使 用 圧 力</td> <td>MPa</td> <td>〇〇〇〇</td> </tr> <tr> <td>最</td> <td>高 使 用 温 度</td> <td>℃</td> <td>〇〇〇〇</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">主</td> <td>呼 び 径</td> <td>—</td> <td>〇〇〇〇</td> </tr> <tr> <td>弁 箱 厚 さ</td> <td>mm</td> <td></td> </tr> <tr> <td>弁 ふ た 厚 さ</td> <td>mm</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">材</td> <td>弁</td> <td>箱</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>弁</td> <td>ふ</td> <td>た</td> </tr> <tr> <td>駆</td> <td>動 方 法</td> <td>—</td> <td>〇〇〇〇</td> </tr> <tr> <td>個</td> <td>数</td> <td>—</td> <td>〇〇〇〇</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">取</td> <td rowspan="2">系 統 名 (ラ イ ン 名)</td> <td>—</td> <td>〇〇〇〇</td> </tr> <tr> <td></td> <td>〇〇〇〇 m</td> </tr> <tr> <td>設 置 床</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td>溢 水 防 護 上 の 区 画 番 号</td> <td>—</td> <td>〇〇〇〇</td> </tr> <tr> <td>溢 水 防 護 上 の 配 慮 が 必 要 な 高 さ</td> <td>—</td> <td>〇〇〇〇 m 以上</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="1908 884 2597 934">注記 * : 既工事計画書に記載がないため記載の適正化を行う。記載内容は、設計図書による。</p>			変更前*	変更後	名	称	〇〇〇〇		種	類	—	止め弁	最	高 使 用 圧 力	MPa	〇〇〇〇	最	高 使 用 温 度	℃	〇〇〇〇	主	呼 び 径	—	〇〇〇〇	弁 箱 厚 さ	mm		弁 ふ た 厚 さ	mm		材	弁	箱	—	弁	ふ	た	駆	動 方 法	—	〇〇〇〇	個	数	—	〇〇〇〇	取	系 統 名 (ラ イ ン 名)	—	〇〇〇〇		〇〇〇〇 m	設 置 床	—		溢 水 防 護 上 の 区 画 番 号	—	〇〇〇〇	溢 水 防 護 上 の 配 慮 が 必 要 な 高 さ	—	〇〇〇〇 m 以上	
名称		焼結炉混合ガス濃度異常遮断弁*1																																																																																																																																				
種類	—	止め弁																																																																																																																																				
最高使用圧力	Pa	〇〇〇																																																																																																																																				
最高使用温度	℃	〇〇〇																																																																																																																																				
主要寸法	呼び径	—	〇〇																																																																																																																																			
	弁箱厚さ	mm	〇〇以上																																																																																																																																			
	弁ふた厚さ	mm	〇〇以上																																																																																																																																			
主要材料	弁箱	—	〇〇																																																																																																																																			
	弁ふた	—	〇〇																																																																																																																																			
	弁体	—	〇〇																																																																																																																																			
駆動方法	—	〇〇作動																																																																																																																																				
閉止時間	—	—*2																																																																																																																																				
個数	—	〇〇																																																																																																																																				
取付箇所	系統名 (ライン名)	—	〇〇																																																																																																																																			
	設置床	—	〇〇 T. M. S. L. 〇m																																																																																																																																			
	溢水防護上の 区画番号	—	〇〇																																																																																																																																			
	溢水防護上の 配慮が必要な 高さ	—	T. M. S. L. 〇m 以上																																																																																																																																			
技術基準	機能要求② 様式-6,7	主な使用 (詳細設計)																																																																																																																																				
第十二条 溢水による 損傷の防止	・機能喪失高さは発生した溢水による水位に対して安全余裕を確保する設計	溢水防護上の 区画番号 溢水防護上の 配慮が必要な 高さ																																																																																																																																				
第十八条 警報設備等	水素・アルゴン混合ガス供給設備には混合ガス水素濃度高による混合ガス供給停止回路を設け、水素濃度が〇%を超える場合に、焼結炉及び小規模焼結処理装置への水素・アルゴン混合ガスの供給を自動で停止する設計とする。	—																																																																																																																																				
		変更前*	変更後																																																																																																																																			
名	称	〇〇〇〇																																																																																																																																				
種	類	—	止め弁																																																																																																																																			
最	高 使 用 圧 力	MPa	〇〇〇〇																																																																																																																																			
最	高 使 用 温 度	℃	〇〇〇〇																																																																																																																																			
主	呼 び 径	—	〇〇〇〇																																																																																																																																			
	弁 箱 厚 さ	mm																																																																																																																																				
	弁 ふ た 厚 さ	mm																																																																																																																																				
材	弁	箱	—																																																																																																																																			
	弁	ふ	た																																																																																																																																			
駆	動 方 法	—	〇〇〇〇																																																																																																																																			
個	数	—	〇〇〇〇																																																																																																																																			
取	系 統 名 (ラ イ ン 名)	—	〇〇〇〇																																																																																																																																			
			〇〇〇〇 m																																																																																																																																			
	設 置 床	—																																																																																																																																				
	溢 水 防 護 上 の 区 画 番 号	—	〇〇〇〇																																																																																																																																			
溢 水 防 護 上 の 配 慮 が 必 要 な 高 さ	—	〇〇〇〇 m 以上																																																																																																																																				

設工認申請設備選定フロー



区分	【グレード①】 仕様表対象機器の具体例	【グレード②-a】 基本設計方針対象機器の具体例	【グレード②-b】 基本設計方針対象の具体例
再処理	【耐震Sクラス、安全上重要な施設】 □安重設備（燃料貯蔵プール等、溶解槽、よう素追出し槽、中継槽、抽出塔、プルトニウム溶液TBP洗浄器、分離建屋一時貯留処理槽、プルトニウム濃縮槽、精製建屋一時貯留処理槽、一時貯槽、焙焼炉、還元炉、粉末充填機、保管容器、粉末缶、混合酸化物貯蔵容器、高レベル濃縮液貯槽、Sクラスグローブボックス、計測制御設備又は安全保護回路からの信号で作動する主要弁、固化セル圧力放出系の逆止弁（安全弁及び逃がし弁）等） □安重Sクラスの塔槽類廃ガス処理設備又は換気設備のフィルタ、ダクト、排風機 □安重Sクラスの計測制御設備、安全保護回路、制御室換気設備、主排気筒、主排気筒ガスモニタ、遮蔽設備（セル遮蔽、遮蔽扉、遮蔽窓といった補助遮蔽等） ・電気設備（非常用所内電源系統）、安全冷却水系（冷却塔、ポンプ、熱交換器等）、安全圧縮空気系（圧縮機、貯槽等）、安全蒸気系（安全蒸気ボイラ等）、プール水冷却系（ポンプ、熱交換器等）、補給水設備（貯槽、ポンプ等） 【重大事故等対処設備】 □サイフォンブレーカ、止水板及び蓋、代替／重大事故時可溶性中性子吸収材供給系の供給槽、供給弁等、代替安全圧縮空気系の可搬型ホースを接続する流路、系統上に設置する弁及びダンバ、水封安全器（安全弁及び逃がし弁）等、代替安全冷却水系の可搬型ホースを接続する流路、系統上に設置する弁及びダンバ、可搬型排水貯槽、可搬型中型移送ポンプ、代替換気設備／廃ガス貯留設備の廃ガス貯留槽、廃ガス貯留槽の安全弁、空気圧縮機、凝縮器、予備凝縮器、可搬型ダクト、可搬型フィルタ、可搬型排風機、大型移送ポンプ車、放水砲、可搬型建屋外ホース、軽油貯槽、軽油用タンクローリ、代替モニタリング設備、計装設備、代替電源設備、代替試料分析関係設備、代替放射能観測設備、代替気象観測設備、アルファ・ベータ線用サーベイメータ等 【上記以外】 □再処理施設の主流路となる塔槽類廃ガス処理設備又は換気設備排気系統、フィルタ、主排気筒、北換気筒、低レベル廃棄物処理建屋換気筒 □再処理施設の主流路となる廃液系統に設置される配管、廃液貯槽、蒸発缶、ろ過装置、海洋放出ポンプ、海洋放出口 □再処理施設の主流路となる系統（使用済燃料の受入れ～分離～脱硝～酸回収及び溶媒回収）に設置される配管、貯槽、蒸発缶、搬送設備、機械装置等 ・火災防護対象設備の固定式消火設備（ガス消火設備等）、耐火壁のうち火災区域／火災区画構築物（コンクリート壁） ・溢水防護対象設備／化学薬品防護設備の防水区画境界に設置する防水区画構築物（堰、防水扉、水密扉） ・電巻防護対策設備の飛来物防護ネット及び飛来物防護板 ・遮蔽設備（外部遮蔽、遮蔽扉、遮蔽窓、遮蔽ハッチ、遮蔽体付グローブボックスといった補助遮蔽等）	【設計基準対象施設】 再処理工程のうち、主たる経路にあたらぬ以下の設備 ・計測制御系統施設の計器、盤等 ・電気設備の照明設備等 ・溢水防護設備及び化学薬品防護設備の溢水防護板・薬品防護板、自動検知・遠隔隔離システム、緊急遮断弁等 ・分析設備の分析装置、気送設備、フード等 ・空キャスクの保管エリア、保管廃棄する区画（エリア） ・空キャスクの保守に用いるクレーン、台車等 ・DB設備の個人管理設備、出入管理設備、気象観測設備、放射線サーベイ機器 ・通信連絡設備（通信盤、通信端末） ・火災防護設備の火災感知器、消火器、固定式消火設備（消火栓等）、耐火壁（防火ダンバ、隔壁） 【重大事故等対処設備】 ・可搬型汚濁水拡散防止フェンス、運搬車、ホイールローダ、代替通信連絡設備等	【設計基準対象施設】 ・誤操作の防止、人の不法な侵入等の防止、安全避難通路等 ・①、②-a以外のテストライン、バイパスライン、ペント・ドレンライン等の機器 【重大事故等対処施設】 ・①、②-a以外のテストライン、バイパスライン、ペント・ドレンライン等の機器
MOX	【耐震Sクラス、安全上重要な施設】 □安重設備（Sクラスグローブボックス、焼結炉、貯蔵設備、臨界管理用の高制限ゲート、混合酸化物貯蔵容器等）安重グローブボックスに内蔵する核燃料物質を取り扱う機器 □安重Sクラスのフィルタ、ダクト、排風機 □安重Sクラスのグローブボックス消火装置（ポンベ、主配管、主要弁、安全弁） 【重大事故等対処設備】 □グローブボックス排気設備のダクトのうちSAとして使用する範囲及び可搬型ダクトを接続する流路、系統上に設置するダンバ、可搬型排風機付フィルタユニット、可搬ダクト等 ・大型移送ポンプ車、放水砲、可搬型建屋外ホース、軽油貯槽、軽油用タンクローリ、代替モニタリング設備、代替試料分析関係設備、代替放射能観測設備、代替気象観測設備、可搬型タンバ出口風速計、アルファ・ベータ線用サーベイメータ等 【上記以外】 □加工施設の主流路となる排気系統、フィルタ、排気筒 □加工施設の主流路となる廃液系統に設置される配管、検査槽、廃液貯槽、検査槽・廃液貯槽間及び排水口から共有する再処理施設への送液用のポンプ、ろ過処理装置、吸着処理装置（処理装置に付随する貯槽、ポンプ含む）	【設計基準対象施設】 □加工工程のうち、添加剤、被覆材等の部材取扱設備、立ち合い検査設備等の加工の主たる経路にあたらぬ設備 ・グローブボックス内に設置する分析設備 ・オープンポートボックス、フード □排水口から海洋放出口までの経路 ・輸送容器の保管エリア、保管廃棄する区画（エリア） ・DB設備の個人管理設備、出入管理設備、気象観測設備、放射線サーベイ機器 ・自動火災報知機、消火器、耐火壁、消火栓、避難・誘導設備、運転保安灯、非常用母線、常用母線、通信連絡設備、水素・アルゴン混合ガス設備（供給停止回路、遮断弁等を除く）、荷役設備、選別・保管設備等 【重大事故等対処設備】 ・監視測定用運搬車、可搬型汚濁水拡散防止フェンス、運搬車、代替通信連絡設備等	【設計基準対象施設】 ・誤操作の防止、人の不法な侵入等の防止、安全避難通路等 ・①、②-a以外のテストライン、バイパスライン、ペント・ドレンライン等の機器 【重大事故等対処施設】 ・①、②-a以外のテストライン、バイパスライン、ペント・ドレンライン等の機器
廃棄物管理	【耐震Sクラス、安全上重要な施設】 ・収納管、通風管 ・遮蔽設備（床面走行クレーン（遮蔽容器）、貯蔵区域遮蔽等） 【上記以外】 ・廃棄物管理施設の主流路（返還ガラス固化体の受入れ～貯蔵）を行う系統に設置されるクレーン、台車等の搬送設備、ガラス固化体の各種検査装置、床面走行クレーン等 ・廃棄物管理施設の主流路となる排気系統、フィルタ、排風機、北換気筒 ・遮蔽設備（外部遮蔽、遮蔽扉、遮蔽窓、遮蔽ハッチ、遮蔽体付グローブボックスといった補助遮蔽等）	【設計基準対象施設】 廃棄物管理工程のうち、主たる経路にあたらぬ以下の設備 ・計測制御系統施設の計器、盤等 ・電気設備の盤及び照明設備等 ・空キャスクの保管エリア、保管廃棄する区画（エリア） ・空キャスクの保守に用いるクレーン、台車、扉等 ・個人管理設備、出入管理設備、気象観測設備、放射線サーベイ機器 ・火災防護設備の火災感知器、消火器、固定式消火設備（消火栓等）、耐火壁、通信連絡設備（通信盤、通信端末）	【設計基準対象施設】 ・誤操作の防止、人の不法な侵入等の防止、安全避難通路等 ・①、②-a以外のテストライン、バイパスライン、ペント・ドレンライン等の機器
濃縮	【耐震Sクラス、安全上重要な施設】 ・該当なし 【重大事故等対処設備】 ・該当なし 【上記以外】 ・加工施設の主流路（UF6を内包する系統（第1類、第2類））に設置される配管、発生槽、遠心分離機、各コールドラップ、各回収槽、排気系統、廃液系統、フィルタ等 ・インターロック等の機能を有するロータリポンプ、高濃液インバータ装置 ・UF6を内包する機器（第1類、第2類）を搬送するクレーン、搬送台車 ・放射線監視測定機器（排気用モニタ、モニタリングポスト等）、非常用設備（無停電電源、DG、遠隔消火設備等）、その他（搬送、洗缶、除染設備等）	【設計基準対象施設】 加工工程のうち、主たる経路（UF6を内包する系統（第1類、第2類））にあたらぬ以下の設備 ・保管廃棄する区画（エリア） ・個人管理設備、出入管理設備、気象観測設備、放射線サーベイ機器 ・自動火災報知機、消火器、消火栓、避難・誘導設備、非常用照明、通信連絡設備等 【重大事故等対処設備】 ・該当なし	【設計基準対象施設】 ・誤操作の防止、人の不法な侵入等の防止、安全避難通路等 ・①、②-a以外のテストライン、バイパスライン、ペント・ドレンライン等の機器

設工認申請対象設備（申請対象設備リスト）

添付書類の発電炉との比較

【添付書類 ○○】

発電炉（東海第二）	MOX 燃料加工施設	備考
<div data-bbox="80 456 882 855" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>添付書類の記載内容に対して項目単位でその記載程度を発電炉と比較し、記載すべき事項の抜けや論点として扱うべき差がないかを確認する ※規則の名称、添付書類の名称など差があることが明らかな項目は比較対象としない。</p> </div>	<div data-bbox="1122 895 2134 1273" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【備考】 差に対して記載の変更が必要と判断した場合はその旨を記載し、修正案を示す。 差に対して記載修正が必要なく、新たな論点が生じるものではない場合はその旨を示す。 また、記載位置が異なるが、記載がある場合はその旨を記載する。</p> </div>	

仕様表対象選定手引き（案）
 <比較検討>

発電炉 工認手続きガイド	仕様表対象選定手引き（案）
<p>2. 工事の計画の認可及び届出及び認可手続の範囲</p> <p>(2) 工事計画に記載すべき設備及び機器等の範囲</p> <p>工事計画に記載しなければならない事項は、規則第9条第2項又は第12条第2項で発電用原子炉施設の種類に応じて規則別表第2の中欄で定めるものとされており、規則別表第2の中欄において、設備ごとにさらに機器等の単位で記載要求事項を定めている。この規則別表第2に規定されている記載要求事項については、少なくとも技術基準規則への適合性を示す上で必要十分な内容が記載される必要がある、以下では、規則別表第1における設備及び機器等の規定も含めて、機器等の仕様に関する記載要求範囲と設備及び機器等の記載要求範囲に分けて示す。</p>	<p>2 設工認申請における仕様表作成手引き</p> <p>1. 目的</p> <p>再処理規則第2条に規定される再処理施設，加工規則第3条の2の2に規定される加工施設の種類の，廃棄物管理規則第4条に規定される特定廃棄物管理施設の種類の記載する施設のうち新規制基準対応として事業変更許可申請書への整合及び技術基準規則への適合を機器等の仕様で示す設備（以下「仕様表対象設備」という。）について，設備及び機器等の記載要求範囲，機器等の仕様に関する記載要求範囲に関する記載の統一及び一貫性を図ることを目的として仕様表作成手引きを策定する。</p> <p>なお，記載例については，別紙1に示す。</p>
<p>仕様表対象選定手引きの基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 発電炉工認ガイドは、法令化されている別表第1及び別表第2を補足する観点から追加記載が必要な事項等について纏められているが、当社はこれが無いことを踏まえて「①設備及び機器等の記載要求範囲（仕様表対象設備の考え方⇒具体的な個別機器⇒個別施設）」「②個別機器の仕様表記載項目（記載項目の考え方，具体的な記載項目）」「③仕様表の記載方法（具体的な記載方法及び記載例）」の順に展開し，わかりやすいように展開して仕様表対象選定手引きを構成，記載する。 ・ 発電炉別表第1及び別表第2が無い場合、記載にあたっては対象としたものの根拠（理由）がわかるように記載する。（空欄を活用） ・ 仕様表対象選定手引きは発電炉工認ガイドの記載内容，記載程度を参考（対比）としているものは比較できるように記載する。 ・ 本手引きで用いる用語の定義は，可能な限り事業指定基準規則，技術基準規則，事業変更許可申請書等において定義しているものと一致させることで，理解し易いように記載する。また，手引きに基づき仕様表対象を選定する作業者が混乱，バラツキが発生しないよう必要に応じて理解できる程度まで噛み砕いた記載とする。 ・ 記載はなるべく簡潔に記載するように努め，特に簡潔に記載するにあたって考え方，対象が極力不明確とならないよう「～を含む。」「～を除く。」といった表現を用いるとともに，「○○等」は対象を列記して記載する場合のみに使用する。 	

仕様表対象選定手引き（案）

<比較検討>

発電炉 工認手続きガイド	仕様表対象選定手引き（案）
<p>2) 設備及び機器等の記載要求範囲</p> <p>規則別表第2の中欄においては、同表の上欄で示している発電用原子炉施設の種類として、原子炉本体、核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設、原子炉冷却系統施設、計測制御系統施設、放射性廃棄物の廃棄施設、放射線管理施設、原子炉格納施設及びその他発電用原子炉の附属施設に区分し、設備ごとに熱交換器、ポンプ、容器、貯蔵槽、ろ過装置、安全弁及び逃がし弁、主要弁、主配管、送風機、排風機並びにフィルタ等の機器等を記載することとされている。これらについて、まず個別機器等の記載要求範囲を示すとともに、個別施設ごとに設備及び機器等の記載要求範囲を示す。</p>	<p>2. 設備及び機器等の記載要求範囲</p> <p>再処理規則第2条に規定される再処理施設、加工規則第3条の2の2に規定される加工施設の種類の、廃棄物管理規則第4条に規定される特定廃棄物管理施設の種類の施設（以下「個別施設」という。）に区分し、個別施設毎に建物・構築物、熱交換器、ポンプ、容器、貯槽、ろ過装置、安全弁及び逃がし弁、主要弁、主配管、ファン及びフィルタ等の機器（以下「個別機器等」という。）を記載する。これらについて、まず核燃料施設の特徴を踏まえた個別機器等の記載要求範囲を示すとともに、個別施設毎に設備の記載要求範囲を示す。</p> <p>仕様表対象設備は、「事業変更許可申請書本文に示す各施設の主たる機能（当該設備の主たる機能及び安全機能）とその達成のために設置する主要な設備＝主流路*」及び「公衆及び放射線業務従事者への影響を可能な限り低減する」という規制要求事項の主旨を踏まえ、公衆に対する影響の程度に応じた以下に示す3つの分類に該当する個別機器等を対象とする。</p> <p>※主流路とは、当該設備が果たすべき主たる機能（例：使用済燃料の受入れ及び貯蔵、せん断等）を達成するための本流に含まれる個別機器等の纏まり（系統、設備）であり、プロセス・ユーティリティ設備であれば容器、主配管、主要弁といったもの、搬送・機械設備であればクレーン、台車といったものを纏めたものをいう。</p>

仕様表対象選定手引き（案）

<比較検討>

発電炉 工認手続きガイド	仕様表対象選定手引き（案）
	<p><仕様表対象設備の基本的な考え方></p> <p>【分類A】</p> <p>・機能の喪失により、公衆又は放射線業務従事者に放射線障害を及ぼすおそれがあるもの及び運転時における異常な過渡変化時、設計基準事故時又は重大事故時等において公衆又は放射線業務従事者に及ぼすおそれがある放射線障害を防止するため、放射性物質又は放射線が核燃料施設を設置する工場又は事業所（以下「工場等」という。）外へ放出されることを抑制し、又は防止するものとして、安全上重要な施設、重大事故等対処施設、耐震Sクラス設備、常設耐震重要重大事故等対処設備及び1.2倍の基準地震動による地震力により機能喪失しない設備（以下「耐震重要施設等」という。）のうち主要な個別機器等</p> <p>【分類B】</p> <p>(1) 通常運転状態において公衆又は放射線業務従事者に及ぼすおそれがある放射線障害を防止するため、放射性物質又は放射線が核燃料施設を設置する工場等外へ放出されることを抑制し、又は防止するものとして、安全機能を有する施設のうち、核燃料物質等の貯蔵・保管・廃棄機能に係る確認を必要とする使用済燃料の貯蔵施設、製品貯蔵施設及び放射性廃棄物の廃棄施設（気体・液体・固体）の主要な個別機器等</p> <p>(2) 事業変更許可申請書本文に記載している再処理、廃棄物管理、MOX 燃料加工を行うための使用済燃料又は核燃料物質等を含む溶液又は粉末を取り扱う主要な個別機器等</p> <p>【分類C】</p> <p>・設計想定事象（自然現象、工場若しくは事業所内又はその周辺における核燃料施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。）、火災、溢水その他の核燃料施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象）において、安全上重要な施設、重大事故等対処施設、耐震重要施設等の機器等の機能喪失を防止するものとして、安全機能を有する施設のうち、その他加工施設、その他再処理設備の附属施設、その他廃棄物管理設備の附属施設の火災防護設備、溢水防護設備、竜巻防護対策設備等の主要な個別機器等</p>

仕様表対象選定手引き（案）

<比較検討>

発電炉 工認手続ガイド	当社施設 設工認 仕様表対象選定手引き（案）				
<p>(個別機器等事項)</p>	<p>(個別機器等事項)</p> <p>個別機器等事項では、核燃料施設（再処理施設、廃棄物管理施設、MOX 燃料加工施設）に設置される機器等が、前項で示す基本的な考え方に該当する機器等の仕様を仕様表に記載するにあたり、機能、性能及び構造上の類似性を考慮し、複数の種類（機種）に区分する。</p> <p>種類（機種）の区分は、核燃料施設の特徴から複数の施設において類似性がある「施設共通の機器」と類似性が無い「施設固有の機器」に分けて区分する。</p> <p>【施設共通の機器】</p> <p>施設共通の機器としては、以下のとおりとする。</p> <p>なお、主流路中に設置される小型ポット、フィルタのような機器であって主配管と同等の経路維持のために構造強度を有することで適合性を示す必要がある機器は、基本設計方針及び添付書類（強度及び耐食性に関する説明書、添付図面）で示す。</p> <p>(a) 容器（円筒・円環・板状・角柱型）</p> <table border="1" data-bbox="1492 856 2620 1934"> <thead> <tr> <th data-bbox="1492 856 1605 898">分類</th> <th data-bbox="1605 856 2620 898">対象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1492 898 1605 1934">A</td> <td data-bbox="1605 898 2620 1934"> <p>臨界防止、閉じ込め、火災及び爆発防止、廃棄（浄化含む）、落下及び転倒防止、安全上重要な施設の機能を維持するために必要な支援機能の観点から再処理設備本体の溶解施設、分離施設、精製施設、脱硝施設、液体廃棄物の廃棄施設、固体廃棄物の廃棄施設及びその他再処理設備の附属施設においてはブルトニウム（低濃度のもを除く）を含む溶液又は粉末を保有する貯槽、高レベル放射性液体廃棄物（高レベル廃液、不溶解残渣廃液、アルカリ濃縮廃液、抽出廃液等）を保有する貯槽、設計基準事故時において溶解槽に供給する硝酸ガドリニウムを保有する可溶性中性子吸収材緊急供給槽、漏えいした高レベル放射性液体廃棄物の沸騰を防止するための希积水（水）を保有する貯槽、非常用発電機へ燃料を供給する燃料貯蔵設備の燃料タンク、圧縮空気を供給する空気貯槽等とする。また、設計上の想定を超える条件で発生する臨界事故時における拡大防止、放射線分解による水素爆発防止、冷却機能喪失による蒸発乾固防止、TBP 等の錯体の急激な反応における火災及び爆発防止に対する重大事故等への対処のうち、重大事故等を仮定する容器である設計基準対処施設と兼用する貯槽、代替可溶性中性子吸収材緊急供給槽、重大事故時可溶性中性子吸収材供給槽、補機駆動用燃料供給設備の軽油貯槽、タンクローリ、代替換気設備のうち廃ガス貯留設備の水封安全器、廃ガス貯留槽、代替安全圧縮空気系の圧縮空気を供給する圧縮空気自動供給貯槽、圧縮空気自動供給／機器圧縮空気自動供給／圧縮空気手動供給ユニット（ポンペ）、臨界事故時水素掃気系（本体用：一般／安全（水素、計測制御））の圧縮空気貯槽、代替安全冷却水系の可搬型排水受槽、緊急時対策所における居住性を確保するための空気を保有するポンペ並びに緊急時対策建屋電源設備の発電機へ燃料を供給する燃料貯蔵タンク、MOX 燃料加工施設の閉じ込める機能喪失に対処するための遠隔消火装置（ポンペ）等で常設又は可搬型のものとする。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	分類	対象	A	<p>臨界防止、閉じ込め、火災及び爆発防止、廃棄（浄化含む）、落下及び転倒防止、安全上重要な施設の機能を維持するために必要な支援機能の観点から再処理設備本体の溶解施設、分離施設、精製施設、脱硝施設、液体廃棄物の廃棄施設、固体廃棄物の廃棄施設及びその他再処理設備の附属施設においてはブルトニウム（低濃度のもを除く）を含む溶液又は粉末を保有する貯槽、高レベル放射性液体廃棄物（高レベル廃液、不溶解残渣廃液、アルカリ濃縮廃液、抽出廃液等）を保有する貯槽、設計基準事故時において溶解槽に供給する硝酸ガドリニウムを保有する可溶性中性子吸収材緊急供給槽、漏えいした高レベル放射性液体廃棄物の沸騰を防止するための希积水（水）を保有する貯槽、非常用発電機へ燃料を供給する燃料貯蔵設備の燃料タンク、圧縮空気を供給する空気貯槽等とする。また、設計上の想定を超える条件で発生する臨界事故時における拡大防止、放射線分解による水素爆発防止、冷却機能喪失による蒸発乾固防止、TBP 等の錯体の急激な反応における火災及び爆発防止に対する重大事故等への対処のうち、重大事故等を仮定する容器である設計基準対処施設と兼用する貯槽、代替可溶性中性子吸収材緊急供給槽、重大事故時可溶性中性子吸収材供給槽、補機駆動用燃料供給設備の軽油貯槽、タンクローリ、代替換気設備のうち廃ガス貯留設備の水封安全器、廃ガス貯留槽、代替安全圧縮空気系の圧縮空気を供給する圧縮空気自動供給貯槽、圧縮空気自動供給／機器圧縮空気自動供給／圧縮空気手動供給ユニット（ポンペ）、臨界事故時水素掃気系（本体用：一般／安全（水素、計測制御））の圧縮空気貯槽、代替安全冷却水系の可搬型排水受槽、緊急時対策所における居住性を確保するための空気を保有するポンペ並びに緊急時対策建屋電源設備の発電機へ燃料を供給する燃料貯蔵タンク、MOX 燃料加工施設の閉じ込める機能喪失に対処するための遠隔消火装置（ポンペ）等で常設又は可搬型のものとする。</p>
分類	対象				
A	<p>臨界防止、閉じ込め、火災及び爆発防止、廃棄（浄化含む）、落下及び転倒防止、安全上重要な施設の機能を維持するために必要な支援機能の観点から再処理設備本体の溶解施設、分離施設、精製施設、脱硝施設、液体廃棄物の廃棄施設、固体廃棄物の廃棄施設及びその他再処理設備の附属施設においてはブルトニウム（低濃度のもを除く）を含む溶液又は粉末を保有する貯槽、高レベル放射性液体廃棄物（高レベル廃液、不溶解残渣廃液、アルカリ濃縮廃液、抽出廃液等）を保有する貯槽、設計基準事故時において溶解槽に供給する硝酸ガドリニウムを保有する可溶性中性子吸収材緊急供給槽、漏えいした高レベル放射性液体廃棄物の沸騰を防止するための希积水（水）を保有する貯槽、非常用発電機へ燃料を供給する燃料貯蔵設備の燃料タンク、圧縮空気を供給する空気貯槽等とする。また、設計上の想定を超える条件で発生する臨界事故時における拡大防止、放射線分解による水素爆発防止、冷却機能喪失による蒸発乾固防止、TBP 等の錯体の急激な反応における火災及び爆発防止に対する重大事故等への対処のうち、重大事故等を仮定する容器である設計基準対処施設と兼用する貯槽、代替可溶性中性子吸収材緊急供給槽、重大事故時可溶性中性子吸収材供給槽、補機駆動用燃料供給設備の軽油貯槽、タンクローリ、代替換気設備のうち廃ガス貯留設備の水封安全器、廃ガス貯留槽、代替安全圧縮空気系の圧縮空気を供給する圧縮空気自動供給貯槽、圧縮空気自動供給／機器圧縮空気自動供給／圧縮空気手動供給ユニット（ポンペ）、臨界事故時水素掃気系（本体用：一般／安全（水素、計測制御））の圧縮空気貯槽、代替安全冷却水系の可搬型排水受槽、緊急時対策所における居住性を確保するための空気を保有するポンペ並びに緊急時対策建屋電源設備の発電機へ燃料を供給する燃料貯蔵タンク、MOX 燃料加工施設の閉じ込める機能喪失に対処するための遠隔消火装置（ポンペ）等で常設又は可搬型のものとする。</p>				

仕様表対象選定手引き（案）

<比較検討>

発電炉 工認手続ガイド	当社施設 設工認 仕様表対象選定手引き（案）										
	<p>B (1)廃棄（浄化含む）機能の観点から気体廃棄物の廃棄施設においては廃ガスの洗浄液を保有する貯槽、洗浄塔、スプレイ塔等、液体廃棄物の廃棄施設においてはアルカリ廃液及び低レベル廃液、廃溶媒、分析済溶液、廃樹脂等を保有する貯槽とする。</p> <p>(2)安全機能を有する施設のうち、再処理設備本体の溶解施設、分離施設、精製施設、脱硝施設、酸及び溶媒の回収施設において溶解を行うための硝酸の調整、供給を行う貯槽、溶解、抽出を行った際の洗浄廃液、凝縮液等を保有する貯槽、分離施設、精製施設、脱硝施設のウラン溶液を保有する貯槽及び低濃度プルトニウムを含む溶液を保有する貯槽、精製施設の注水槽、脱硝施設のウラン粉末を保有する貯槽、還元炉へ供給する還元ガスを保有する貯槽、酸及び溶媒の回収施設における回収硝酸、溶媒を保有する貯槽、分析済溶液を保有する貯槽とする。</p> <p>C 安全機能を有する施設のうち、火災防護設備の消火設備のうち給水処理設備と兼用するろ過水貯槽及び固定式消火設備の消火剤を保有する容器（ボンベ）、圧縮空気を供給する空気貯槽、給水処理設備の純水貯槽、化学薬品貯蔵供給設備の薬品等を保有する貯槽とする。</p>										
	<p>➤ 他施設と共用する給水処理設備のろ過水貯槽、圧縮空気設備の空気貯槽等の主登録先は再処理施設とする。</p>										
	<p>(b)容器（塔型）</p>										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1486 1094 1614 1136">分類</th> <th data-bbox="1614 1094 2623 1136">対象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1486 1136 1614 1493">A</td> <td data-bbox="1614 1136 2623 1493">臨界防止、閉じ込め、火災及び爆発防止、廃棄（浄化含む）機能の観点から再処理設備本体の精製施設においてはプルトニウム濃縮缶、酸化塔、脱ガスタ、酸及び溶媒の回収施設においては第2酸回収系の蒸発缶・精留塔、気体の廃棄施設においては廃ガスの浄化を行う洗浄塔、吸収塔、ルテニウム吸着塔、廃ガス洗浄器等、液体廃棄物の廃棄施設においては高レベル廃液等を処理するための高レベル廃液濃縮缶とする。また、放射線分解による水素爆発及びTBP等の錯体の急激な反応における火災及び爆発に対する重大事故等への対処のうち、重大事故等を仮定する容器である設計基準対処施設と兼用するプルトニウム濃縮缶、高レベル廃液濃縮缶とする。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1486 1493 1614 1766">B</td> <td data-bbox="1614 1493 2623 1766">(1)廃棄（浄化含む）機能の観点から気体廃棄物の廃棄施設においては廃ガスの浄化を行う洗浄塔、スプレイ塔等、液体廃棄物の廃棄施設においてはアルカリ廃液及び低レベル廃液等を処理するための蒸発缶とする。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1486 1766 1614 1808"></td> <td data-bbox="1614 1766 2623 1808">(2)安全機能を有する施設のうち、分離施設、精製施設においてはウラン濃縮缶、酸及び溶媒の回収施設においては第1酸回収系及び溶媒処理系の蒸発缶、精留塔、溶媒蒸留塔、脱硝施設においてはウラン濃縮缶とする。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1486 1808 1614 1856">C</td> <td data-bbox="1614 1808 2623 1856">該当する個別機器等はない。</td> </tr> </tbody> </table>	分類	対象	A	臨界防止、閉じ込め、火災及び爆発防止、廃棄（浄化含む）機能の観点から再処理設備本体の精製施設においてはプルトニウム濃縮缶、酸化塔、脱ガスタ、酸及び溶媒の回収施設においては第2酸回収系の蒸発缶・精留塔、気体の廃棄施設においては廃ガスの浄化を行う洗浄塔、吸収塔、ルテニウム吸着塔、廃ガス洗浄器等、液体廃棄物の廃棄施設においては高レベル廃液等を処理するための高レベル廃液濃縮缶とする。また、放射線分解による水素爆発及びTBP等の錯体の急激な反応における火災及び爆発に対する重大事故等への対処のうち、重大事故等を仮定する容器である設計基準対処施設と兼用するプルトニウム濃縮缶、高レベル廃液濃縮缶とする。	B	(1)廃棄（浄化含む）機能の観点から気体廃棄物の廃棄施設においては廃ガスの浄化を行う洗浄塔、スプレイ塔等、液体廃棄物の廃棄施設においてはアルカリ廃液及び低レベル廃液等を処理するための蒸発缶とする。		(2)安全機能を有する施設のうち、分離施設、精製施設においてはウラン濃縮缶、酸及び溶媒の回収施設においては第1酸回収系及び溶媒処理系の蒸発缶、精留塔、溶媒蒸留塔、脱硝施設においてはウラン濃縮缶とする。	C	該当する個別機器等はない。
分類	対象										
A	臨界防止、閉じ込め、火災及び爆発防止、廃棄（浄化含む）機能の観点から再処理設備本体の精製施設においてはプルトニウム濃縮缶、酸化塔、脱ガスタ、酸及び溶媒の回収施設においては第2酸回収系の蒸発缶・精留塔、気体の廃棄施設においては廃ガスの浄化を行う洗浄塔、吸収塔、ルテニウム吸着塔、廃ガス洗浄器等、液体廃棄物の廃棄施設においては高レベル廃液等を処理するための高レベル廃液濃縮缶とする。また、放射線分解による水素爆発及びTBP等の錯体の急激な反応における火災及び爆発に対する重大事故等への対処のうち、重大事故等を仮定する容器である設計基準対処施設と兼用するプルトニウム濃縮缶、高レベル廃液濃縮缶とする。										
B	(1)廃棄（浄化含む）機能の観点から気体廃棄物の廃棄施設においては廃ガスの浄化を行う洗浄塔、スプレイ塔等、液体廃棄物の廃棄施設においてはアルカリ廃液及び低レベル廃液等を処理するための蒸発缶とする。										
	(2)安全機能を有する施設のうち、分離施設、精製施設においてはウラン濃縮缶、酸及び溶媒の回収施設においては第1酸回収系及び溶媒処理系の蒸発缶、精留塔、溶媒蒸留塔、脱硝施設においてはウラン濃縮缶とする。										
C	該当する個別機器等はない。										

仕様表対象選定手引き（案）

<比較検討>

発電炉 工認手続ガイド	当社施設 設工認 仕様表対象選定手引き（案）																
	<p>(c) 容器（ライニング型）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1486 275 1614 317">分類</th> <th data-bbox="1614 275 2620 317">対象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1486 317 1614 499">A</td> <td data-bbox="1614 317 2620 499">閉じ込め（崩壊熱除去）機能の観点から使用済燃料の貯蔵施設の容器である燃料貯蔵プール等及び補給水槽並びに重大事故等の対処において使用済燃料貯蔵槽への注水又は代替安全冷却水系等による冷却，注水を行うための水を保有する水供給設備の貯水槽とする。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1486 499 1614 682">B</td> <td data-bbox="1614 499 2620 682">(1) 廃棄・保管機能の観点から液体及び固体廃棄物の廃棄施設において低レベル放射性廃液，低レベル固体廃棄物（廃樹脂等）の処理・貯蔵・保管を行うための貯槽とする。 (2) 該当する個別機器等はない。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1486 682 1614 772">C</td> <td data-bbox="1614 682 2620 772">安全機能を有する施設のうち，火災時における消火性能を担保するための消火水を保有する消火用水貯槽，消火水槽（緊急時対策建屋用）とする。</td> </tr> </tbody> </table> <p>▶ 容器（ライニング型）は，建物・構築物に金属ライニング又は樹脂コーティングされた容器をいう。</p> <p>▶ 他施設と共用する給水処理設備の消火用水貯槽，消火水槽（緊急時対策建屋用），水供給設備の貯水槽の主登録先は再処理施設とする。</p> <p>(d) パルスカラム</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1486 999 1614 1041">分類</th> <th data-bbox="1614 999 2620 1041">対象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1486 1041 1614 1182">A</td> <td data-bbox="1614 1041 2620 1182">臨界防止，閉じ込め，火災及び爆発防止機能維持の観点から，再処理設備本体の分離施設，精製施設においてプルトニウム（低濃度のものを除く）を含む有機溶媒又は溶液の抽出及び核分裂生成物を洗浄により除去するパルスカラムとする。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1486 1182 1614 1365">B</td> <td data-bbox="1614 1182 2620 1365">(1) 該当する個別機器等はない。 (2) 安全機能を有する施設のうち，再処理設備本体の分離施設，精製施設において低濃度のプルトニウムを含む有機溶媒又は溶液，ウランを含む有機溶媒又は溶液の抽出及び核分裂生成物を洗浄により除去するパルスカラムとする。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1486 1365 1614 1407">C</td> <td data-bbox="1614 1365 2620 1407">該当する個別機器等はない。</td> </tr> </tbody> </table>	分類	対象	A	閉じ込め（崩壊熱除去）機能の観点から使用済燃料の貯蔵施設の容器である燃料貯蔵プール等及び補給水槽並びに重大事故等の対処において使用済燃料貯蔵槽への注水又は代替安全冷却水系等による冷却，注水を行うための水を保有する水供給設備の貯水槽とする。	B	(1) 廃棄・保管機能の観点から液体及び固体廃棄物の廃棄施設において低レベル放射性廃液，低レベル固体廃棄物（廃樹脂等）の処理・貯蔵・保管を行うための貯槽とする。 (2) 該当する個別機器等はない。	C	安全機能を有する施設のうち，火災時における消火性能を担保するための消火水を保有する消火用水貯槽，消火水槽（緊急時対策建屋用）とする。	分類	対象	A	臨界防止，閉じ込め，火災及び爆発防止機能維持の観点から，再処理設備本体の分離施設，精製施設においてプルトニウム（低濃度のものを除く）を含む有機溶媒又は溶液の抽出及び核分裂生成物を洗浄により除去するパルスカラムとする。	B	(1) 該当する個別機器等はない。 (2) 安全機能を有する施設のうち，再処理設備本体の分離施設，精製施設において低濃度のプルトニウムを含む有機溶媒又は溶液，ウランを含む有機溶媒又は溶液の抽出及び核分裂生成物を洗浄により除去するパルスカラムとする。	C	該当する個別機器等はない。
分類	対象																
A	閉じ込め（崩壊熱除去）機能の観点から使用済燃料の貯蔵施設の容器である燃料貯蔵プール等及び補給水槽並びに重大事故等の対処において使用済燃料貯蔵槽への注水又は代替安全冷却水系等による冷却，注水を行うための水を保有する水供給設備の貯水槽とする。																
B	(1) 廃棄・保管機能の観点から液体及び固体廃棄物の廃棄施設において低レベル放射性廃液，低レベル固体廃棄物（廃樹脂等）の処理・貯蔵・保管を行うための貯槽とする。 (2) 該当する個別機器等はない。																
C	安全機能を有する施設のうち，火災時における消火性能を担保するための消火水を保有する消火用水貯槽，消火水槽（緊急時対策建屋用）とする。																
分類	対象																
A	臨界防止，閉じ込め，火災及び爆発防止機能維持の観点から，再処理設備本体の分離施設，精製施設においてプルトニウム（低濃度のものを除く）を含む有機溶媒又は溶液の抽出及び核分裂生成物を洗浄により除去するパルスカラムとする。																
B	(1) 該当する個別機器等はない。 (2) 安全機能を有する施設のうち，再処理設備本体の分離施設，精製施設において低濃度のプルトニウムを含む有機溶媒又は溶液，ウランを含む有機溶媒又は溶液の抽出及び核分裂生成物を洗浄により除去するパルスカラムとする。																
C	該当する個別機器等はない。																

仕様表対象選定手引き（案）

<比較検討>

発電炉 工認手続ガイド	当社施設 設工認 仕様表対象選定手引き（案）																
	<p>(e) ミキサセトラ</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1492 275 1611 317">分類</th> <th data-bbox="1611 275 2620 317">対象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1492 317 1611 457">A</td> <td data-bbox="1611 317 2620 457">臨界防止、閉じ込め機能、火災及び爆発防止機能の観点から再処理設備本体の分離施設、精製施設においてプルトニウム（低濃度のものを除く）を含む有機溶媒又は溶液の抽出及び核分裂生成物を洗浄により除去するミキサセトラとする。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1492 457 1611 684">B</td> <td data-bbox="1611 457 2620 684">(1) 該当する個別機器等はない。 (2) 安全機能を有する施設のうち、再処理設備本体の分離施設、精製施設、酸及び溶媒の回収施設において低濃度のプルトニウムを含む有機溶媒又は溶液、ウランを含む有機溶媒又は溶液等、再利用する有機溶媒等を含む溶液等を溶液の抽出及び核分裂生成物を洗浄により除去するミキサセトラとする。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1492 684 1611 730">C</td> <td data-bbox="1611 684 2620 730">該当する個別機器等はない。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(f) 漏えい液受皿</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1492 821 1611 863">分類</th> <th data-bbox="1611 821 2620 863">対象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1492 863 1611 1140">A</td> <td data-bbox="1611 863 2620 1140">臨界防止、閉じ込め機能維持の観点から、再処理設備本体の精製施設、脱硝施設においてプルトニウム（低濃度のものを除く）を含む溶液の漏えいによる臨界を防止するための液厚を確保する必要がある漏えい液受皿及び再処理設備本体の溶解施設、分離施設、精製施設、放射性廃棄物の廃棄施設において高レベル放射性液体廃棄物が配管等から漏えいした場合に漏えい液を回収するために設置する漏えい液受皿とする。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1492 1140 1611 1230">B</td> <td data-bbox="1611 1140 2620 1230">(1) 該当する個別機器等はない。 (2) 該当する個別機器等はない。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1492 1230 1611 1276">C</td> <td data-bbox="1611 1230 2620 1276">該当する個別機器等はない。</td> </tr> </tbody> </table> <p>➤ 上記以外の放射性物質等を含む溶液が漏えいした場合に設置される漏えい液受皿は、基本設計方針及び添付書類（閉じ込めの機能に関する説明書、添付図面）で示す。</p>	分類	対象	A	臨界防止、閉じ込め機能、火災及び爆発防止機能の観点から再処理設備本体の分離施設、精製施設においてプルトニウム（低濃度のものを除く）を含む有機溶媒又は溶液の抽出及び核分裂生成物を洗浄により除去するミキサセトラとする。	B	(1) 該当する個別機器等はない。 (2) 安全機能を有する施設のうち、再処理設備本体の分離施設、精製施設、酸及び溶媒の回収施設において低濃度のプルトニウムを含む有機溶媒又は溶液、ウランを含む有機溶媒又は溶液等、再利用する有機溶媒等を含む溶液等を溶液の抽出及び核分裂生成物を洗浄により除去するミキサセトラとする。	C	該当する個別機器等はない。	分類	対象	A	臨界防止、閉じ込め機能維持の観点から、再処理設備本体の精製施設、脱硝施設においてプルトニウム（低濃度のものを除く）を含む溶液の漏えいによる臨界を防止するための液厚を確保する必要がある漏えい液受皿及び再処理設備本体の溶解施設、分離施設、精製施設、放射性廃棄物の廃棄施設において高レベル放射性液体廃棄物が配管等から漏えいした場合に漏えい液を回収するために設置する漏えい液受皿とする。	B	(1) 該当する個別機器等はない。 (2) 該当する個別機器等はない。	C	該当する個別機器等はない。
分類	対象																
A	臨界防止、閉じ込め機能、火災及び爆発防止機能の観点から再処理設備本体の分離施設、精製施設においてプルトニウム（低濃度のものを除く）を含む有機溶媒又は溶液の抽出及び核分裂生成物を洗浄により除去するミキサセトラとする。																
B	(1) 該当する個別機器等はない。 (2) 安全機能を有する施設のうち、再処理設備本体の分離施設、精製施設、酸及び溶媒の回収施設において低濃度のプルトニウムを含む有機溶媒又は溶液、ウランを含む有機溶媒又は溶液等、再利用する有機溶媒等を含む溶液等を溶液の抽出及び核分裂生成物を洗浄により除去するミキサセトラとする。																
C	該当する個別機器等はない。																
分類	対象																
A	臨界防止、閉じ込め機能維持の観点から、再処理設備本体の精製施設、脱硝施設においてプルトニウム（低濃度のものを除く）を含む溶液の漏えいによる臨界を防止するための液厚を確保する必要がある漏えい液受皿及び再処理設備本体の溶解施設、分離施設、精製施設、放射性廃棄物の廃棄施設において高レベル放射性液体廃棄物が配管等から漏えいした場合に漏えい液を回収するために設置する漏えい液受皿とする。																
B	(1) 該当する個別機器等はない。 (2) 該当する個別機器等はない。																
C	該当する個別機器等はない。																

仕様表対象選定手引き（案）
 <比較検討>

発電炉 工認手続ガイド	当社施設 設工認 仕様表対象選定手引き（案）																
	<p>(g) 運搬・製品容器</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1492 279 1611 321">分類</th> <th data-bbox="1611 279 2620 321">対象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1492 321 1611 457">A</td> <td data-bbox="1611 321 2620 457">臨界防止，閉じ込め機能維持の観点から，ウラン粉末又はMOX粉末を収納する運搬・製品容器，固体廃棄物の廃棄施設において熔融ガラスを保管するキャニスタで可搬型のものとする。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1492 457 1611 909">B</td> <td data-bbox="1611 457 2620 909"> (1) 廃棄・保管機能の観点から高濃縮度燃料貯蔵ラックへ使用済燃料を収納する際に使用する収納缶，固体廃棄物の廃棄施設においてハル・エンドピース，チャンネルボックス及びバーナブルポイズン，低レベル固体廃棄物のうちプルトニウムを含む溶液若しくは粉末又は高レベル廃液等により汚染された廃棄物であって補助遮蔽等を用いて放射線への影響を低減又は散逸防止のための措置を講じて事業所内を運搬する容器で可搬型のものとする。また，MOX燃料加工施設においては，臨界防止機能の維持の観点からの加工工程上で取り扱うMOX粉末，燃料棒等を収納する容器で可搬型のものとする。 (2) 安全機能を有する施設のうち，使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の防染バケツトで可搬型のものとする。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1492 909 1611 951">C</td> <td data-bbox="1611 909 2620 951">該当する個別機器等はない。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(h) ろ過装置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1492 1045 1611 1087">分類</th> <th data-bbox="1611 1045 2620 1087">対象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1492 1087 1611 1140">A</td> <td data-bbox="1611 1087 2620 1140">該当する個別機器等はない。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1492 1140 1611 1318">B</td> <td data-bbox="1611 1140 2620 1318"> (1) 使用済燃料の貯蔵，廃棄（浄化含む）機能の観点から使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の燃料貯蔵プール等のプール水の浄化又は液体廃棄物の廃棄施設の低レベル廃液等の脱塩，ろ過，浄化するろ過装置とする。 (2) 該当する個別機器等はない。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1492 1318 1611 1360">C</td> <td data-bbox="1611 1318 2620 1360">該当する個別機器等はない。</td> </tr> </tbody> </table>	分類	対象	A	臨界防止，閉じ込め機能維持の観点から，ウラン粉末又はMOX粉末を収納する運搬・製品容器，固体廃棄物の廃棄施設において熔融ガラスを保管するキャニスタで可搬型のものとする。	B	(1) 廃棄・保管機能の観点から高濃縮度燃料貯蔵ラックへ使用済燃料を収納する際に使用する収納缶，固体廃棄物の廃棄施設においてハル・エンドピース，チャンネルボックス及びバーナブルポイズン，低レベル固体廃棄物のうちプルトニウムを含む溶液若しくは粉末又は高レベル廃液等により汚染された廃棄物であって補助遮蔽等を用いて放射線への影響を低減又は散逸防止のための措置を講じて事業所内を運搬する容器で可搬型のものとする。また，MOX燃料加工施設においては，臨界防止機能の維持の観点からの加工工程上で取り扱うMOX粉末，燃料棒等を収納する容器で可搬型のものとする。 (2) 安全機能を有する施設のうち，使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の防染バケツトで可搬型のものとする。	C	該当する個別機器等はない。	分類	対象	A	該当する個別機器等はない。	B	(1) 使用済燃料の貯蔵，廃棄（浄化含む）機能の観点から使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の燃料貯蔵プール等のプール水の浄化又は液体廃棄物の廃棄施設の低レベル廃液等の脱塩，ろ過，浄化するろ過装置とする。 (2) 該当する個別機器等はない。	C	該当する個別機器等はない。
分類	対象																
A	臨界防止，閉じ込め機能維持の観点から，ウラン粉末又はMOX粉末を収納する運搬・製品容器，固体廃棄物の廃棄施設において熔融ガラスを保管するキャニスタで可搬型のものとする。																
B	(1) 廃棄・保管機能の観点から高濃縮度燃料貯蔵ラックへ使用済燃料を収納する際に使用する収納缶，固体廃棄物の廃棄施設においてハル・エンドピース，チャンネルボックス及びバーナブルポイズン，低レベル固体廃棄物のうちプルトニウムを含む溶液若しくは粉末又は高レベル廃液等により汚染された廃棄物であって補助遮蔽等を用いて放射線への影響を低減又は散逸防止のための措置を講じて事業所内を運搬する容器で可搬型のものとする。また，MOX燃料加工施設においては，臨界防止機能の維持の観点からの加工工程上で取り扱うMOX粉末，燃料棒等を収納する容器で可搬型のものとする。 (2) 安全機能を有する施設のうち，使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の防染バケツトで可搬型のものとする。																
C	該当する個別機器等はない。																
分類	対象																
A	該当する個別機器等はない。																
B	(1) 使用済燃料の貯蔵，廃棄（浄化含む）機能の観点から使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の燃料貯蔵プール等のプール水の浄化又は液体廃棄物の廃棄施設の低レベル廃液等の脱塩，ろ過，浄化するろ過装置とする。 (2) 該当する個別機器等はない。																
C	該当する個別機器等はない。																

仕様表対象選定手引き（案）

<比較検討>

発電炉 工認手続ガイド	当社施設 設工認 仕様表対象選定手引き（案）																
	<p>(i) 熱交換器</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1492 275 1614 317">分類</th> <th data-bbox="1614 275 2620 317">対象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1492 317 1614 638">A</td> <td data-bbox="1614 317 2620 638">使用済燃料の貯蔵，閉じ込め（崩壊熱除去），廃棄（浄化含む）機能の観点から使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設，再処理設備本体，放射性廃棄物の廃棄施設（気体，液体，固体）において崩壊熱除去を行う熱交換器及び廃ガスを冷却して除湿することにより，廃ガス中の放射性トリチウム，揮発性ルテニウム等を除去する凝縮器，冷却器とする。また，放射線分解による水素爆発及び冷却機能喪失による蒸発乾固に対する重大事故等への対処に必要な代替換気設備の凝縮器，予備凝縮器とする。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1492 638 1614 863">B</td> <td data-bbox="1614 638 2620 863">(1) 廃棄（浄化含む）機能の観点から放射性廃棄物の廃棄施設（気体，液体，固体）において廃ガスを冷却して除湿することにより，廃ガス中の放射性トリチウムの除去，廃ガス中のNO_xガス回収，揮発性ルテニウムを除去する凝縮器，冷却器等，低レベル廃液等を処理するための蒸発缶（加熱部）とする。 該当する個別機器等はない。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1492 863 1614 905">C</td> <td data-bbox="1614 863 2620 905">該当する個別機器等はない。</td> </tr> </tbody> </table> <p> ▶ 容器の附属品として設置している冷却又は加熱を行うコイル，ジャケット，蒸発缶（加熱部）等は，ユニット品として容器側に機能，性能に係る仕様を纏めて記載する。 ▶ 廃棄機能に係らない換気・空調用又は製品製造のための加熱・冷却用の熱交換器は除く。 </p> <p>(j) 冷却塔／冷凍機</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1492 1136 1614 1178">分類</th> <th data-bbox="1614 1136 2620 1178">対象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1492 1178 1614 1451">A</td> <td data-bbox="1614 1178 2620 1451">閉じ込め（崩壊熱除去）機能の観点から気体廃棄物の廃棄施設及びその他再処理設備の附属施設の安全冷却水系のセル内クーラ，冷却塔，冷凍機とする。また，設計上の想定を超える条件で発生する臨界事故時における拡大防止及び TBP 等の錯体の急激な反応における火災及び爆発に対する重大事故等への対処のうち，設計基準対処施設と兼用する廃ガス貯留処理設備の空気圧縮機冷却用の冷却水を供給する一般冷却系（再処理設備本体用等）の冷却塔とする。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1492 1451 1614 1587">B</td> <td data-bbox="1614 1451 2620 1587">(1) 該当する個別機器等はない。 (2) 安全機能を有する施設のうち，その他再処理設備の附属施設において各施設へ冷却水を供給するための一般冷却水系の冷却塔／冷凍機とする。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1492 1587 1614 1629">C</td> <td data-bbox="1614 1587 2620 1629">該当する個別機器等はない。</td> </tr> </tbody> </table> <p> ▶ 冷却塔／冷凍機は動的機器（ファン，圧縮機）を有するユニット品として冷却塔／冷凍機側に機能，性能に係る仕様を纏めて記載する。 ▶ 廃棄機能に係らない換気・空調用の冷却塔／冷凍機は除く。 </p>	分類	対象	A	使用済燃料の貯蔵，閉じ込め（崩壊熱除去），廃棄（浄化含む）機能の観点から使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設，再処理設備本体，放射性廃棄物の廃棄施設（気体，液体，固体）において崩壊熱除去を行う熱交換器及び廃ガスを冷却して除湿することにより，廃ガス中の放射性トリチウム，揮発性ルテニウム等を除去する凝縮器，冷却器とする。また，放射線分解による水素爆発及び冷却機能喪失による蒸発乾固に対する重大事故等への対処に必要な代替換気設備の凝縮器，予備凝縮器とする。	B	(1) 廃棄（浄化含む）機能の観点から放射性廃棄物の廃棄施設（気体，液体，固体）において廃ガスを冷却して除湿することにより，廃ガス中の放射性トリチウムの除去，廃ガス中のNO _x ガス回収，揮発性ルテニウムを除去する凝縮器，冷却器等，低レベル廃液等を処理するための蒸発缶（加熱部）とする。 該当する個別機器等はない。	C	該当する個別機器等はない。	分類	対象	A	閉じ込め（崩壊熱除去）機能の観点から気体廃棄物の廃棄施設及びその他再処理設備の附属施設の安全冷却水系のセル内クーラ，冷却塔，冷凍機とする。また，設計上の想定を超える条件で発生する臨界事故時における拡大防止及び TBP 等の錯体の急激な反応における火災及び爆発に対する重大事故等への対処のうち，設計基準対処施設と兼用する廃ガス貯留処理設備の空気圧縮機冷却用の冷却水を供給する一般冷却系（再処理設備本体用等）の冷却塔とする。	B	(1) 該当する個別機器等はない。 (2) 安全機能を有する施設のうち，その他再処理設備の附属施設において各施設へ冷却水を供給するための一般冷却水系の冷却塔／冷凍機とする。	C	該当する個別機器等はない。
分類	対象																
A	使用済燃料の貯蔵，閉じ込め（崩壊熱除去），廃棄（浄化含む）機能の観点から使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設，再処理設備本体，放射性廃棄物の廃棄施設（気体，液体，固体）において崩壊熱除去を行う熱交換器及び廃ガスを冷却して除湿することにより，廃ガス中の放射性トリチウム，揮発性ルテニウム等を除去する凝縮器，冷却器とする。また，放射線分解による水素爆発及び冷却機能喪失による蒸発乾固に対する重大事故等への対処に必要な代替換気設備の凝縮器，予備凝縮器とする。																
B	(1) 廃棄（浄化含む）機能の観点から放射性廃棄物の廃棄施設（気体，液体，固体）において廃ガスを冷却して除湿することにより，廃ガス中の放射性トリチウムの除去，廃ガス中のNO _x ガス回収，揮発性ルテニウムを除去する凝縮器，冷却器等，低レベル廃液等を処理するための蒸発缶（加熱部）とする。 該当する個別機器等はない。																
C	該当する個別機器等はない。																
分類	対象																
A	閉じ込め（崩壊熱除去）機能の観点から気体廃棄物の廃棄施設及びその他再処理設備の附属施設の安全冷却水系のセル内クーラ，冷却塔，冷凍機とする。また，設計上の想定を超える条件で発生する臨界事故時における拡大防止及び TBP 等の錯体の急激な反応における火災及び爆発に対する重大事故等への対処のうち，設計基準対処施設と兼用する廃ガス貯留処理設備の空気圧縮機冷却用の冷却水を供給する一般冷却系（再処理設備本体用等）の冷却塔とする。																
B	(1) 該当する個別機器等はない。 (2) 安全機能を有する施設のうち，その他再処理設備の附属施設において各施設へ冷却水を供給するための一般冷却水系の冷却塔／冷凍機とする。																
C	該当する個別機器等はない。																

仕様表対象選定手引き（案）

<比較検討>

発電炉 工認手続ガイド	当社施設 設工認 仕様表対象選定手引き（案）																
	<p>(k) ボイラ</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1486 275 1614 317">分類</th> <th data-bbox="1614 275 2620 317">対象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1486 317 1614 457">A</td> <td data-bbox="1614 317 2620 457">閉じ込め機能維持の観点から高レベル放射性液体廃棄物の漏えいが発生した場合に その他再処理設備の附属施設の安全蒸気系から特殊ポンプへ漏えい液回収駆動用の 蒸気を供給するための安全蒸気ボイラとする。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1486 457 1614 638">B</td> <td data-bbox="1614 457 2620 638">(1) 廃棄機能の観点から蒸発缶処理能力に関わる低レベル廃液処理設備の蒸発缶等へ の加熱蒸気を供給する蒸気発生器とする。 (2) 安全機能を有する施設のうち、その他再処理設備の附属施設において各施設へ供 給する蒸気を供給するための一般蒸気系のボイラとする。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1486 638 1614 680">C</td> <td data-bbox="1614 638 2620 680">該当する個別機器等はない。</td> </tr> </tbody> </table> <p>▶ ボイラは動的機器（ファン、圧縮機）、容器等を含むユニット品としてボイラ側で機能、性能に係る 仕様を纏めて記載する。</p> <p>▶ 廃棄機能に係らない換気・空調用のボイラは除く。</p> <p>▶ 他施設と共用するボイラの主登録先は再処理施設とする。</p> <p>(1) 電気ヒータ</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1486 1094 1614 1136">分類</th> <th data-bbox="1614 1094 2620 1136">対象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1486 1136 1614 1276">A</td> <td data-bbox="1614 1136 2620 1276">廃棄機能の観点から気体廃棄物の廃棄施設のせん断処理・溶解廃ガス処理設備に設 置し、廃ガス中の放射性よう素を除去するためのよう素フィルタへ送る廃ガスを加 熱する加熱器（電気ヒータ）とする。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1486 1276 1614 1457">B</td> <td data-bbox="1614 1276 2620 1457">(1) 廃棄機能の観点から気体廃棄物の廃棄施設の塔槽類廃ガス処理設備及び高レベル 廃液ガラス固化廃ガス処理設備に設置し、廃ガス中の放射性よう素を除去するた めのよう素フィルタへ送る廃ガスを加熱する加熱器（電気ヒータ）とする。 (2) 該当する個別機器等はない。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1486 1457 1614 1499">C</td> <td data-bbox="1614 1457 2620 1499">該当する個別機器等はない。</td> </tr> </tbody> </table>	分類	対象	A	閉じ込め機能維持の観点から高レベル放射性液体廃棄物の漏えいが発生した場合に その他再処理設備の附属施設の安全蒸気系から特殊ポンプへ漏えい液回収駆動用の 蒸気を供給するための安全蒸気ボイラとする。	B	(1) 廃棄機能の観点から蒸発缶処理能力に関わる低レベル廃液処理設備の蒸発缶等へ の加熱蒸気を供給する蒸気発生器とする。 (2) 安全機能を有する施設のうち、その他再処理設備の附属施設において各施設へ供 給する蒸気を供給するための一般蒸気系のボイラとする。	C	該当する個別機器等はない。	分類	対象	A	廃棄機能の観点から気体廃棄物の廃棄施設のせん断処理・溶解廃ガス処理設備に設 置し、廃ガス中の放射性よう素を除去するためのよう素フィルタへ送る廃ガスを加 熱する加熱器（電気ヒータ）とする。	B	(1) 廃棄機能の観点から気体廃棄物の廃棄施設の塔槽類廃ガス処理設備及び高レベル 廃液ガラス固化廃ガス処理設備に設置し、廃ガス中の放射性よう素を除去するた めのよう素フィルタへ送る廃ガスを加熱する加熱器（電気ヒータ）とする。 (2) 該当する個別機器等はない。	C	該当する個別機器等はない。
分類	対象																
A	閉じ込め機能維持の観点から高レベル放射性液体廃棄物の漏えいが発生した場合に その他再処理設備の附属施設の安全蒸気系から特殊ポンプへ漏えい液回収駆動用の 蒸気を供給するための安全蒸気ボイラとする。																
B	(1) 廃棄機能の観点から蒸発缶処理能力に関わる低レベル廃液処理設備の蒸発缶等へ の加熱蒸気を供給する蒸気発生器とする。 (2) 安全機能を有する施設のうち、その他再処理設備の附属施設において各施設へ供 給する蒸気を供給するための一般蒸気系のボイラとする。																
C	該当する個別機器等はない。																
分類	対象																
A	廃棄機能の観点から気体廃棄物の廃棄施設のせん断処理・溶解廃ガス処理設備に設 置し、廃ガス中の放射性よう素を除去するためのよう素フィルタへ送る廃ガスを加 熱する加熱器（電気ヒータ）とする。																
B	(1) 廃棄機能の観点から気体廃棄物の廃棄施設の塔槽類廃ガス処理設備及び高レベル 廃液ガラス固化廃ガス処理設備に設置し、廃ガス中の放射性よう素を除去するた めのよう素フィルタへ送る廃ガスを加熱する加熱器（電気ヒータ）とする。 (2) 該当する個別機器等はない。																
C	該当する個別機器等はない。																

仕様表対象選定手引き（案）

<比較検討>

発電炉 工認手続ガイド	当社施設 設工認 仕様表対象選定手引き（案）																
	<p>(m)ポンプ</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1486 275 1614 317">分類</th> <th data-bbox="1614 275 2620 317">対象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1486 317 1614 457">A</td> <td data-bbox="1614 317 2620 457">放射性物質を含む溶液の廃棄、冷却、閉じ込め、臨界防止（形状寸法管理）、非常用電源等の安全上重要な施設の安全機能維持及び重大事故等の対処（冷却、放水、注水）に必要な水、燃料等を移送、補給するポンプで常設又は可搬型のものとする。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1486 457 1614 684">B</td> <td data-bbox="1614 457 2620 684">(1) 廃棄（浄化含む）機能の観点から燃料貯蔵プール等の浄化を行うろ過装置にプール水等を供給するポンプ、気体廃棄物の廃棄施設において廃ガスを移送する溶媒処理廃ガス処理系のポンプ、液体又は固体廃棄物の廃棄施設の低レベル廃液等の廃棄処理を行うための蒸発缶、ろ過装置への供給等に使用するポンプとする。 (2) 該当する個別機器等はない。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1486 684 1614 772">C</td> <td data-bbox="1614 684 2620 772">火災防護設備の消火設備のうち消火剤（水）を供給するポンプ、建物の地下水の排水を行うポンプとする。</td> </tr> </tbody> </table> <p>▶ ポンプは動力源に電源を使用するポンプであり、安全機能、性能の担保に関係しない溶液の移送のみを行うもの及びドラム缶から発電機等へ燃料を補給する際に使用するハンドポンプ、消火配管の系統内圧力を維持するポンプは除く。</p> <p>▶ 他施設と共用する消火設備の消火剤（水）を供給するポンプの主登録先は再処理施設とする。</p> <p>(n)特殊ポンプ</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1486 1045 1614 1087">分類</th> <th data-bbox="1614 1045 2620 1087">対象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1486 1087 1614 1228">A</td> <td data-bbox="1614 1087 2620 1228">高レベル廃液等の漏えい時において閉じ込め機能維持の観点から沸騰の可能性がある溶液を移送するために安全蒸気系からの蒸気を供給して駆動するスチームジェットポンプとする。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1486 1228 1614 1316">B</td> <td data-bbox="1614 1228 2620 1316">(1) 該当する個別機器等はない。 (2) 該当する個別機器等はない。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1486 1316 1614 1358">C</td> <td data-bbox="1614 1316 2620 1358">該当する個別機器等はない。</td> </tr> </tbody> </table> <p>▶ 上記以外の放射性物質等を含む溶液が漏えいした場合に回収する特殊ポンプは、基本設計方針及び添付書類（閉じ込めの機能に関する説明書、添付図面）で示す。</p>	分類	対象	A	放射性物質を含む溶液の廃棄、冷却、閉じ込め、臨界防止（形状寸法管理）、非常用電源等の安全上重要な施設の安全機能維持及び重大事故等の対処（冷却、放水、注水）に必要な水、燃料等を移送、補給するポンプで常設又は可搬型のものとする。	B	(1) 廃棄（浄化含む）機能の観点から燃料貯蔵プール等の浄化を行うろ過装置にプール水等を供給するポンプ、気体廃棄物の廃棄施設において廃ガスを移送する溶媒処理廃ガス処理系のポンプ、液体又は固体廃棄物の廃棄施設の低レベル廃液等の廃棄処理を行うための蒸発缶、ろ過装置への供給等に使用するポンプとする。 (2) 該当する個別機器等はない。	C	火災防護設備の消火設備のうち消火剤（水）を供給するポンプ、建物の地下水の排水を行うポンプとする。	分類	対象	A	高レベル廃液等の漏えい時において閉じ込め機能維持の観点から沸騰の可能性がある溶液を移送するために安全蒸気系からの蒸気を供給して駆動するスチームジェットポンプとする。	B	(1) 該当する個別機器等はない。 (2) 該当する個別機器等はない。	C	該当する個別機器等はない。
分類	対象																
A	放射性物質を含む溶液の廃棄、冷却、閉じ込め、臨界防止（形状寸法管理）、非常用電源等の安全上重要な施設の安全機能維持及び重大事故等の対処（冷却、放水、注水）に必要な水、燃料等を移送、補給するポンプで常設又は可搬型のものとする。																
B	(1) 廃棄（浄化含む）機能の観点から燃料貯蔵プール等の浄化を行うろ過装置にプール水等を供給するポンプ、気体廃棄物の廃棄施設において廃ガスを移送する溶媒処理廃ガス処理系のポンプ、液体又は固体廃棄物の廃棄施設の低レベル廃液等の廃棄処理を行うための蒸発缶、ろ過装置への供給等に使用するポンプとする。 (2) 該当する個別機器等はない。																
C	火災防護設備の消火設備のうち消火剤（水）を供給するポンプ、建物の地下水の排水を行うポンプとする。																
分類	対象																
A	高レベル廃液等の漏えい時において閉じ込め機能維持の観点から沸騰の可能性がある溶液を移送するために安全蒸気系からの蒸気を供給して駆動するスチームジェットポンプとする。																
B	(1) 該当する個別機器等はない。 (2) 該当する個別機器等はない。																
C	該当する個別機器等はない。																

仕様表対象選定手引き（案）

<比較検討>

発電炉 工認手続ガイド	当社施設 設工認 仕様表対象選定手引き（案）																
	<p>(o) 圧縮機</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1492 275 1611 317">分類</th> <th data-bbox="1611 275 2620 317">対象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1492 317 1611 548">A</td> <td data-bbox="1611 317 2620 548">火災及び爆発防止（水素掃気）及び安全上重要な施設の支援機能（計測制御用空気の供給等）の確保及び重大事故等の対処に必要な圧縮空気（水素掃気用圧縮空気の供給及び臨界事故時における廃ガス貯留を行うための空気供給並びに計測制御用空気の供給等）を供給する安全圧縮空気系及び一般圧縮空気系の空気圧縮機で常設又は可搬型のものとする。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1492 548 1611 684">B</td> <td data-bbox="1611 548 2620 684">(1) 該当する個別機器等はない。 (2) 安全機能を有する施設のうち、その他再処理設備の附属施設において各施設へ供給する圧縮空気を供給するための一般圧縮空気系の圧縮機とする。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1492 684 1611 726">C</td> <td data-bbox="1611 684 2620 726">該当する個別機器等はない。</td> </tr> </tbody> </table> <p>➤ 上記以外の圧縮機で溶液移送用、計装用（弁駆動用、計測用）、機械装置駆動用、発電機始動用に使用するものを除く。</p> <p>➤ 他施設と共用する圧縮機の主登録先は再処理施設とする。</p> <p>(p) ファン</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1492 957 1611 999">分類</th> <th data-bbox="1611 957 2620 999">対象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1492 999 1611 1409">A</td> <td data-bbox="1611 999 2620 1409">安全上重要な施設及び重大事故等対処設備のうち「公衆の放射線障害の防止（環境への放射性物質の放出量を合理的に達成できる限り低くすること）を目的として設置するもの」として、放射性物質の放出を抑制、低減及びセル、グローブボックス等への閉じ込め（廃棄、換気、崩壊熱除去）機能の観点から気体廃棄物の廃棄施設の廃ガス及び空気を廃棄する廃ガス処理設備及び換気設備の排風機及び製品貯蔵施設の崩壊熱を除去するための換気設備の排風機、設計基準事故時及び重大事故時において「従事者等の放射線防護を目的として設置するもの」として、従事者等の居住性を維持する観点から制御室及び緊急時対策所に設置する換気設備の送風機で常設又は可搬型のものとする。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1492 1409 1611 1629">B</td> <td data-bbox="1611 1409 2620 1629">(1) 安全機能を有する施設のうち「公衆の放射線障害の防止（環境への放射性物質の放出量を合理的に達成できる限り低くすること）を目的として設置するもの」として、放射性物質の放出を抑制、低減及び建屋内等への閉じ込め（換気、廃棄）機能を持つ気体廃棄物の廃棄施設の廃ガス及び空気を廃棄する廃ガス処理設備及び換気設備（収納管及びフード等含む）の排風機とする。 (2) 該当する個別機器等はない。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1492 1629 1611 1724">C</td> <td data-bbox="1611 1629 2620 1724">該当する個別機器等はない。</td> </tr> </tbody> </table> <p>➤ 廃棄・換気・崩壊熱除去機能に係らない換気・空調用の送風機は除く。</p>	分類	対象	A	火災及び爆発防止（水素掃気）及び安全上重要な施設の支援機能（計測制御用空気の供給等）の確保及び重大事故等の対処に必要な圧縮空気（水素掃気用圧縮空気の供給及び臨界事故時における廃ガス貯留を行うための空気供給並びに計測制御用空気の供給等）を供給する安全圧縮空気系及び一般圧縮空気系の空気圧縮機で常設又は可搬型のものとする。	B	(1) 該当する個別機器等はない。 (2) 安全機能を有する施設のうち、その他再処理設備の附属施設において各施設へ供給する圧縮空気を供給するための一般圧縮空気系の圧縮機とする。	C	該当する個別機器等はない。	分類	対象	A	安全上重要な施設及び重大事故等対処設備のうち「公衆の放射線障害の防止（環境への放射性物質の放出量を合理的に達成できる限り低くすること）を目的として設置するもの」として、放射性物質の放出を抑制、低減及びセル、グローブボックス等への閉じ込め（廃棄、換気、崩壊熱除去）機能の観点から気体廃棄物の廃棄施設の廃ガス及び空気を廃棄する廃ガス処理設備及び換気設備の排風機及び製品貯蔵施設の崩壊熱を除去するための換気設備の排風機、設計基準事故時及び重大事故時において「従事者等の放射線防護を目的として設置するもの」として、従事者等の居住性を維持する観点から制御室及び緊急時対策所に設置する換気設備の送風機で常設又は可搬型のものとする。	B	(1) 安全機能を有する施設のうち「公衆の放射線障害の防止（環境への放射性物質の放出量を合理的に達成できる限り低くすること）を目的として設置するもの」として、放射性物質の放出を抑制、低減及び建屋内等への閉じ込め（換気、廃棄）機能を持つ気体廃棄物の廃棄施設の廃ガス及び空気を廃棄する廃ガス処理設備及び換気設備（収納管及びフード等含む）の排風機とする。 (2) 該当する個別機器等はない。	C	該当する個別機器等はない。
分類	対象																
A	火災及び爆発防止（水素掃気）及び安全上重要な施設の支援機能（計測制御用空気の供給等）の確保及び重大事故等の対処に必要な圧縮空気（水素掃気用圧縮空気の供給及び臨界事故時における廃ガス貯留を行うための空気供給並びに計測制御用空気の供給等）を供給する安全圧縮空気系及び一般圧縮空気系の空気圧縮機で常設又は可搬型のものとする。																
B	(1) 該当する個別機器等はない。 (2) 安全機能を有する施設のうち、その他再処理設備の附属施設において各施設へ供給する圧縮空気を供給するための一般圧縮空気系の圧縮機とする。																
C	該当する個別機器等はない。																
分類	対象																
A	安全上重要な施設及び重大事故等対処設備のうち「公衆の放射線障害の防止（環境への放射性物質の放出量を合理的に達成できる限り低くすること）を目的として設置するもの」として、放射性物質の放出を抑制、低減及びセル、グローブボックス等への閉じ込め（廃棄、換気、崩壊熱除去）機能の観点から気体廃棄物の廃棄施設の廃ガス及び空気を廃棄する廃ガス処理設備及び換気設備の排風機及び製品貯蔵施設の崩壊熱を除去するための換気設備の排風機、設計基準事故時及び重大事故時において「従事者等の放射線防護を目的として設置するもの」として、従事者等の居住性を維持する観点から制御室及び緊急時対策所に設置する換気設備の送風機で常設又は可搬型のものとする。																
B	(1) 安全機能を有する施設のうち「公衆の放射線障害の防止（環境への放射性物質の放出量を合理的に達成できる限り低くすること）を目的として設置するもの」として、放射性物質の放出を抑制、低減及び建屋内等への閉じ込め（換気、廃棄）機能を持つ気体廃棄物の廃棄施設の廃ガス及び空気を廃棄する廃ガス処理設備及び換気設備（収納管及びフード等含む）の排風機とする。 (2) 該当する個別機器等はない。																
C	該当する個別機器等はない。																

仕様表対象選定手引き（案）

<比較検討>

発電炉 工認手続ガイド	当社施設 設工認 仕様表対象選定手引き（案）																				
<p>B. 主要弁 主配管に施設する弁のうち、「原子炉冷却材圧力バウンダリの隔離弁」、「原子炉非常停止信号又は工学的安全施設等起動（作動）信号により直接作動する自動操作弁（原子炉格納容器バウンダリの隔離弁を含む。）」及び「加圧水型発電用原子炉施設の主蒸気逃がし弁（設置許可基準規則第2条第2項第14号の重大事故等対処設備として最終的な熱の逃がし場へ輸送する設備として機能するもの）」をいう。</p> <p>C. 安全弁及び逃がし弁 通常運転状態、工学的安全施設の作動状態又は重大事故等対処設備の作動状態において、容器又は主配管の過圧破損を防止するために設置する安全弁又は逃がし弁をいう。</p>	<p>(q) 主要弁</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1486 275 1614 317">分類</th> <th data-bbox="1614 275 2623 317">対象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1486 317 1614 590">A</td> <td data-bbox="1614 317 2623 590"> ・安全上重要な施設の安全機能維持及び重大事故等への対処のために必要な計測制御系統施設及び警報設備等からの自動操作信号により作動する弁，ダンパとする。 ・計測制御系統施設及び警報設備等からの自動操作信号により作動する弁，ダンパ以外で，設計基準事故又は重大事故等への対処のために必要な主配管に設置する弁のうち安全評価，有効性評価でその機能，性能（バウンダリ含む）を期待している弁及びダンパ（手動弁及び手動ダンパを除く）で常設又は可搬型のものとする。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1486 590 1614 726">B</td> <td data-bbox="1614 590 2623 726">(1)安全機能を有する施設のうち，火災及び爆発の防止の観点から熱的・化学的制限値を維持のために必要な計測制御系統施設及び警報設備等からの自動操作信号により作動する弁，ダンパとする。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1486 726 1614 768"></td> <td data-bbox="1614 726 2623 768">(2)該当する個別機器等はない。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1486 768 1614 863">C</td> <td data-bbox="1614 768 2623 863">蒸気が漏えいした場合の影響を抑制するためにこれを隔離するためのシステムからの信号により作動する弁とする。</td> </tr> </tbody> </table> <p>以下に主要弁のうち，自動操作信号により作動する弁以外の対象例を示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 重大事故時において放射線分解により発生する水素の発生防止のために代替安全圧縮空気系の圧縮空気自動供給槽から所定の圧力又は流量で水素掃気用の空気を供給するために作動する減圧弁（代替安全圧縮空気系） ➤ 高レベル廃液ガラス固化設備の熔融ガラスの漏えい時における固化セル圧力放出系からの放出を行うために作動する逆止弁（設計基準事故時における閉じ込め機能維持） ➤ プール水冷却系又は安全冷却水系の機能維持の観点から下位クラスとの接続部に設置され冷却水の異常な漏出を防止するために作動する逆止弁（安全冷却水系による崩壊熱除去機能:PS の維持） <p>(r) 安全弁及び逃がし弁</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1486 1360 1614 1402">分類</th> <th data-bbox="1614 1360 2623 1402">対象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1486 1402 1614 1539">A</td> <td data-bbox="1614 1402 2623 1539">通常運転状態，安全上重要な施設の作動状態又は重大事故等対処設備の作動状態において，容器又は主配管の過圧破損を防止するために設置する安全弁又は逃し弁で常設又は可搬型のものとする。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1486 1539 1614 1581">B</td> <td data-bbox="1614 1539 2623 1581">(1) 該当する個別機器等はない。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1486 1581 1614 1623"></td> <td data-bbox="1614 1581 2623 1623">(2) 該当する個別機器等はない。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1486 1623 1614 1675">C</td> <td data-bbox="1614 1623 2623 1675">該当する個別機器等はない。</td> </tr> </tbody> </table> <p>以下に安全弁及び逃がし弁の対象例を示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 圧縮空気設備の安全圧縮空気系の容器又は主配管の過圧破損を防止するために設置する安全弁又は逃がし弁とする。（通常運転時） ➤ 設計基準事故時において高レベル廃液の漏えいが発生した場合に起動する給水施設の蒸気供給設備の安全蒸気系の容器又は主配管の過圧破損を防止するために設置する安全弁及び逃がし弁とする。（設計基準事故時） 	分類	対象	A	・安全上重要な施設の安全機能維持及び重大事故等への対処のために必要な計測制御系統施設及び警報設備等からの自動操作信号により作動する弁，ダンパとする。 ・計測制御系統施設及び警報設備等からの自動操作信号により作動する弁，ダンパ以外で，設計基準事故又は重大事故等への対処のために必要な主配管に設置する弁のうち安全評価，有効性評価でその機能，性能（バウンダリ含む）を期待している弁及びダンパ（手動弁及び手動ダンパを除く）で常設又は可搬型のものとする。	B	(1)安全機能を有する施設のうち，火災及び爆発の防止の観点から熱的・化学的制限値を維持のために必要な計測制御系統施設及び警報設備等からの自動操作信号により作動する弁，ダンパとする。		(2)該当する個別機器等はない。	C	蒸気が漏えいした場合の影響を抑制するためにこれを隔離するためのシステムからの信号により作動する弁とする。	分類	対象	A	通常運転状態，安全上重要な施設の作動状態又は重大事故等対処設備の作動状態において，容器又は主配管の過圧破損を防止するために設置する安全弁又は逃し弁で常設又は可搬型のものとする。	B	(1) 該当する個別機器等はない。		(2) 該当する個別機器等はない。	C	該当する個別機器等はない。
分類	対象																				
A	・安全上重要な施設の安全機能維持及び重大事故等への対処のために必要な計測制御系統施設及び警報設備等からの自動操作信号により作動する弁，ダンパとする。 ・計測制御系統施設及び警報設備等からの自動操作信号により作動する弁，ダンパ以外で，設計基準事故又は重大事故等への対処のために必要な主配管に設置する弁のうち安全評価，有効性評価でその機能，性能（バウンダリ含む）を期待している弁及びダンパ（手動弁及び手動ダンパを除く）で常設又は可搬型のものとする。																				
B	(1)安全機能を有する施設のうち，火災及び爆発の防止の観点から熱的・化学的制限値を維持のために必要な計測制御系統施設及び警報設備等からの自動操作信号により作動する弁，ダンパとする。																				
	(2)該当する個別機器等はない。																				
C	蒸気が漏えいした場合の影響を抑制するためにこれを隔離するためのシステムからの信号により作動する弁とする。																				
分類	対象																				
A	通常運転状態，安全上重要な施設の作動状態又は重大事故等対処設備の作動状態において，容器又は主配管の過圧破損を防止するために設置する安全弁又は逃し弁で常設又は可搬型のものとする。																				
B	(1) 該当する個別機器等はない。																				
	(2) 該当する個別機器等はない。																				
C	該当する個別機器等はない。																				

仕様表対象選定手引き（案）

<比較検討>

発電炉 工認手続ガイド	当社施設 設工認 仕様表対象選定手引き（案）				
<p>A. 主配管</p> <p>通常運転状態，工学的安全施設の作動状態又は重大事故等時においてその配管が属する系統に求める主たる機能を果たすために本流が流れる配管をいう。使用済樹脂移送配管のように，流体が常時流れないものも含むこととする。</p> <p>ただし，放射線管理施設の換気設備においては，事故時において公衆並びに中央制御室，緊急時制御室及び緊急時対策所の従事者等の放射線障害の防止の機能として必要なもので他の設備に属さないものとする。</p> <p>本流が流れる箇所の管継手も主配管とし，要目表に記載する必要があるが，クラス3管，重大事故等クラス3管又は発電用火力設備に関する技術基準を定める省令（平成9年通商産業省令第51号。以下「火力省令」という。）を準用する管に接続する管継手であって，JIS規格若しくは設計・建設規格に適合し，管と同等以上の肉厚を有するもの又はそれらと同等の保安水準の確保が達成できるものにあつては，要目表への記載を必要としないこととする。</p> <p>また，クラス1管，クラス2管，重大事故等クラス1管又は重大事故等クラス2管であつて，母管から分岐する主配管に接続するための管台については，要目表に明記することとする。</p> <p>テストライン，ミニマムフローライン，バイパスライン（沸騰水型発電用原子炉施設に係るタービンバイパスラインは除く。），循環ライン（容器の攪拌を目的とするライン），ドレンライン，ベントライン及び計装ラインは主たる機能を果たすために本流が流れる配管ではないため主配管にはならないが，主配管からの分岐部は主配管の管台として必要に応じて評価対象となるほか，系統図において必要な仕様（外径，厚さ及び材料等）を記載することとする。</p>	<p>▶ 重大事故時において放射線分解により発生する水素の発生防止のために代替安全圧縮空気系の圧縮空気自動供給槽等から水素掃気用の空気を供給する系統，設計上の想定を超える条件で発生する臨界事故時における拡大防止又は TBP 等の錯体の急激な反応における火災及び爆発の拡大防止として廃ガス貯留設備において発生した廃ガスを貯留する容器及び主配管の過圧破損を防止するための安全弁及び逃がし弁とする。（重大事故時）</p> <p>(s)主配管</p> <table border="1" data-bbox="1516 541 2623 993"> <thead> <tr> <th data-bbox="1516 541 1614 583">分類</th> <th data-bbox="1614 541 2623 583">対象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1516 583 1614 993">共通</td> <td data-bbox="1614 583 2623 993"> <ul style="list-style-type: none"> ・通常運転状態，安全上重要な施設の作動状態又は重大事故時等において，その配管が属する系統に求める主たる機能を果たすために本流が流れる常設又は可搬型の配管（減衰器含む），ダクト，ホースとする。液体状の放射性廃棄物の移送配管のように，流体が常時流れないものも含むこととする。 ・計測制御系統施設及びその他再処理設備の附属施設等の制御室換気設備，緊急時対策建屋の換気設備においては，設計基準事故及び重大事故等時において公衆並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室，中央制御室及び緊急時対策所の従事者等の放射線障害の防止の機能として必要なもので，気体状の放射性物質を含む気体廃棄物の廃棄施設の換気設備に属さない換気設備のダクトとする。 </td> </tr> </tbody> </table> <p>▶ 管継手及び管台については，原則として，JIS規格品又はJIS規格相当品の場合は，仕様表への記載を必要としないこととし，特殊な異材継手等の管継手及び管台については，仕様表へ記載し，系統図において必要な仕様（外径，厚さ及び材料等）を記載することとする。（管継手の扱いについては，別添3を参照。）</p> <p>▶ テストライン，ミニマムフローライン，バイパスライン，循環ライン（容器の攪拌を目的とするライン），ドレンライン，ベントライン及び計装ライン（放射線監視設備のモニタリング設備の計測ライン含む），オーバーフローライン液調整ライン，除染ライン，槽間移送ライン，分析採取ライン，一般ユーティリティ設備であつて当該流体の供給が安全機能維持及び重大事故等の対処に関係しない機器等へ供給する配管は，主たる機能を果たすために本流が流れる配管ではないため主配管にはならないが，主配管からの分岐部は主配管の管台として必要に応じて評価対象となる。評価対象で必要となる管台の仕様は，添付書類（強度及び耐食性に関する説明書，系統図）で外径，厚さ及び材料等を記載する。</p>	分類	対象	共通	<ul style="list-style-type: none"> ・通常運転状態，安全上重要な施設の作動状態又は重大事故時等において，その配管が属する系統に求める主たる機能を果たすために本流が流れる常設又は可搬型の配管（減衰器含む），ダクト，ホースとする。液体状の放射性廃棄物の移送配管のように，流体が常時流れないものも含むこととする。 ・計測制御系統施設及びその他再処理設備の附属施設等の制御室換気設備，緊急時対策建屋の換気設備においては，設計基準事故及び重大事故等時において公衆並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室，中央制御室及び緊急時対策所の従事者等の放射線障害の防止の機能として必要なもので，気体状の放射性物質を含む気体廃棄物の廃棄施設の換気設備に属さない換気設備のダクトとする。
分類	対象				
共通	<ul style="list-style-type: none"> ・通常運転状態，安全上重要な施設の作動状態又は重大事故時等において，その配管が属する系統に求める主たる機能を果たすために本流が流れる常設又は可搬型の配管（減衰器含む），ダクト，ホースとする。液体状の放射性廃棄物の移送配管のように，流体が常時流れないものも含むこととする。 ・計測制御系統施設及びその他再処理設備の附属施設等の制御室換気設備，緊急時対策建屋の換気設備においては，設計基準事故及び重大事故等時において公衆並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室，中央制御室及び緊急時対策所の従事者等の放射線障害の防止の機能として必要なもので，気体状の放射性物質を含む気体廃棄物の廃棄施設の換気設備に属さない換気設備のダクトとする。 				

仕様表対象選定手引き（案）

<比較検討>

発電炉 工認手続ガイド	当社施設 設工認 仕様表対象選定手引き（案）								
<p>D. フィルター</p> <p>規則別表第2において「公衆の放射線障害の防止を目的として設置するものに限る。」又は「従事者等の放射線防護を目的として設置するものに限る。」とされており、気体状の放射性よう素を除去するよう素（チャコール）フィルター及び放射性微粒子を除去する微粒子（高性能粒子）フィルターを記載する必要がある。</p> <p>「公衆の放射線障害の防止を目的として設置するもの」としては、環境へ排気することを想定した系統（循環運転が基本であっても排気筒等へ接続する排気系統を有するものを含む。）で、放射性物質の放出を抑制、低減、又は除去するために設置するものとする。ただし、「従事者等の放射線防護を目的として設置するもの」として給気側に設置するものは「公衆の放射線障害の防止を目的として設置するもの」には含まない。</p> <p>E. 原子炉冷却材圧力バウンダリ及び原子炉格納容器バウンダリ</p> <p>原子炉冷却材圧力バウンダリについては技術基準規則に定めるものとし、原子炉格納容器バウンダリについては、原子炉冷却材圧力バウンダリ、原子炉格納容器バウンダリの範囲を定める規程（JEAG4602-2004 日本電気協会）に定めるものをいう。</p>	<p>(t) フィルタ</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1486 275 1614 317">分類</th> <th data-bbox="1614 275 2620 317">対象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1486 317 1614 814">A</td> <td data-bbox="1614 317 2620 814"> <p>安全上重要な施設及び重大事故等対処施設のうち、通常運転時、設計基準事故時又は重大事故等時において「公衆の放射線障害の防止（環境への放射性物質の放出量を合理的に達成できる限り低くすること）を目的として設置するもの」として塔槽類からの廃ガス等を処理する廃ガス処理設備及び放射性物質を含む建屋及びセル等の換気設備の排気側に設置する気体状の放射性よう素を除去するよう素フィルター、放射性微粒子を除去する微粒子（高性能粒子）フィルター及びミストフィルターであって常設又は可搬型のものとする。</p> <p>また、「従事者等の放射線防護を目的として設置するもの」としては、設計基準事故時又は重大事故等時における従事者等の居住性を確保するための制御室換気設備及び緊急時対策建屋換気設備の給気側に設置する放射性微粒子を除去する微粒子（高性能粒子）フィルターであって常設又は可搬型とする。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1486 814 1614 1129">B</td> <td data-bbox="1614 814 2620 1129"> <p>(1) 廃棄機能の観点から通常運転時、設計基準事故時において「公衆の放射線障害の防止（環境への放射性物質の放出量を合理的に達成できる限り低くすること）を目的として設置するもの」として塔槽類からの廃ガス等を処理する廃ガス処理設備及び放射性物質を含む建屋の換気設備の排気側に設置する気体状の放射性微粒子を除去する微粒子（高性能粒子）フィルターとする。</p> <p>(2) 安全機能を有する施設のうち、塔槽類からの廃ガス等を処理する廃ガス処理設備の排気側に設置する気体状の放射性よう素を除去するよう素フィルターとする。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1486 1129 1614 1178">C</td> <td data-bbox="1614 1129 2620 1178"> <p>該当する個別機器等はない。</p> </td> </tr> </tbody> </table> <p>➤ 廃棄・換気・居住性機能（除去効率）に関係しないフィルタは除く。</p> <p>該当無し</p>	分類	対象	A	<p>安全上重要な施設及び重大事故等対処施設のうち、通常運転時、設計基準事故時又は重大事故等時において「公衆の放射線障害の防止（環境への放射性物質の放出量を合理的に達成できる限り低くすること）を目的として設置するもの」として塔槽類からの廃ガス等を処理する廃ガス処理設備及び放射性物質を含む建屋及びセル等の換気設備の排気側に設置する気体状の放射性よう素を除去するよう素フィルター、放射性微粒子を除去する微粒子（高性能粒子）フィルター及びミストフィルターであって常設又は可搬型のものとする。</p> <p>また、「従事者等の放射線防護を目的として設置するもの」としては、設計基準事故時又は重大事故等時における従事者等の居住性を確保するための制御室換気設備及び緊急時対策建屋換気設備の給気側に設置する放射性微粒子を除去する微粒子（高性能粒子）フィルターであって常設又は可搬型とする。</p>	B	<p>(1) 廃棄機能の観点から通常運転時、設計基準事故時において「公衆の放射線障害の防止（環境への放射性物質の放出量を合理的に達成できる限り低くすること）を目的として設置するもの」として塔槽類からの廃ガス等を処理する廃ガス処理設備及び放射性物質を含む建屋の換気設備の排気側に設置する気体状の放射性微粒子を除去する微粒子（高性能粒子）フィルターとする。</p> <p>(2) 安全機能を有する施設のうち、塔槽類からの廃ガス等を処理する廃ガス処理設備の排気側に設置する気体状の放射性よう素を除去するよう素フィルターとする。</p>	C	<p>該当する個別機器等はない。</p>
分類	対象								
A	<p>安全上重要な施設及び重大事故等対処施設のうち、通常運転時、設計基準事故時又は重大事故等時において「公衆の放射線障害の防止（環境への放射性物質の放出量を合理的に達成できる限り低くすること）を目的として設置するもの」として塔槽類からの廃ガス等を処理する廃ガス処理設備及び放射性物質を含む建屋及びセル等の換気設備の排気側に設置する気体状の放射性よう素を除去するよう素フィルター、放射性微粒子を除去する微粒子（高性能粒子）フィルター及びミストフィルターであって常設又は可搬型のものとする。</p> <p>また、「従事者等の放射線防護を目的として設置するもの」としては、設計基準事故時又は重大事故等時における従事者等の居住性を確保するための制御室換気設備及び緊急時対策建屋換気設備の給気側に設置する放射性微粒子を除去する微粒子（高性能粒子）フィルターであって常設又は可搬型とする。</p>								
B	<p>(1) 廃棄機能の観点から通常運転時、設計基準事故時において「公衆の放射線障害の防止（環境への放射性物質の放出量を合理的に達成できる限り低くすること）を目的として設置するもの」として塔槽類からの廃ガス等を処理する廃ガス処理設備及び放射性物質を含む建屋の換気設備の排気側に設置する気体状の放射性微粒子を除去する微粒子（高性能粒子）フィルターとする。</p> <p>(2) 安全機能を有する施設のうち、塔槽類からの廃ガス等を処理する廃ガス処理設備の排気側に設置する気体状の放射性よう素を除去するよう素フィルターとする。</p>								
C	<p>該当する個別機器等はない。</p>								

仕様表対象選定手引き（案）

<比較検討>

発電炉 工認手続ガイド	当社施設 設工認 仕様表対象選定手引き（案）																
	<p>(u) 建物・構築物</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1486 275 1614 317">分類</th> <th data-bbox="1614 275 2620 317">対象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1486 317 1614 680">A</td> <td data-bbox="1614 317 2620 680"> 閉じ込め、遮蔽、外部衝撃（外部火災、航空機墜落火災等）、火災及び爆発の防止機能の観点から安全上重要な施設及び重大事故等対処設備を収納する建物・構築物（洞道含む）とし、放射性固体廃棄物を貯蔵・保管廃棄するための崩壊熱除去機能を有する貯蔵ピット（収納管・通風管・冷却空気出口シャフト等）、製品貯蔵施設の貯蔵ホールを含むものとする。 ・事故対策の支援機能（電源供給機能、居住性機能、水供給機能）の観点から放射性物質は内包しないが設計基準事故及び重大事故等対処に必要な設備を収納する制御室、緊急時対策所、保管庫・貯水所、非常用電源建屋、主排気筒管理とする。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1486 680 1614 905">B</td> <td data-bbox="1614 680 2620 905"> (1) 閉じ込め、遮蔽、外部衝撃（外部火災、航空機墜落火災等）、火災及び爆発の防止機能の観点から安全機能を有する施設のうち、放射性物質を内包する建物・構築物（洞道含む）で使用済燃料、放射性固体廃棄物を貯蔵・保管廃棄するための崩壊熱除去機能を有する使用済燃料輸送容器の保管エリア、低レベル固体廃棄物等の保管エリアの他、施設外への漏えい防止の観点で設置する施設外漏えい堰とする。 (2) 該当する個別機器等はない。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1486 905 1614 995">C</td> <td data-bbox="1614 905 2620 995"> 該当する個別機器等はない。 </td> </tr> </tbody> </table> <p> ▶ 火災区域又は火災区画を構成する火災区域・火災区画構築物（コンクリート壁）、外部衝撃（外部火災、航空機墜落火災等）からの防護壁（コンクリート壁）及び施設外漏えい堰（コンクリート堰）は、建物・構築物のユニット品として機能、性能に係る仕様を纏めて記載する。 ▶ 外部遮蔽及びセル遮蔽（コンクリート壁）は、遮蔽設備にて纏めて記載する。 ▶ 他施設と共用する貯蔵容器搬送用洞道の主登録は MOX 燃料加工施設とする。 </p> <p>(v) 排気筒</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1486 1314 1614 1356">分類</th> <th data-bbox="1614 1314 2620 1356">対象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1486 1356 1614 1581">A</td> <td data-bbox="1614 1356 2620 1581"> 通常運転時、設計基準事故時及び重大事故等時において「公衆の放射線障害の防止（環境への放射性物質の放出量を合理的に達成できる限り低くすること）を目的として設置するもの」として、環境へ排気（廃棄）することを想定した排気筒（主排気筒、北換気筒のうち鉄塔及び使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）を対象とする。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1486 1581 1614 1766">B</td> <td data-bbox="1614 1581 2620 1766"> (1) 所定の排気口から環境へ排気（廃棄）する排気筒として、北換気筒（使用済燃料輸送容器管理建屋換気筒及びハル・エンドピース及び第1 ガラス固化体貯蔵建屋換気筒）、低レベル廃棄物処理建屋換気筒及び燃料加工建屋の排気筒とする。 (2) 該当する個別機器等はない。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1486 1766 1614 1808">C</td> <td data-bbox="1614 1766 2620 1808"> 該当する個別機器等はない。 </td> </tr> </tbody> </table> <p> ▶ 排気筒内に設置される各筒身は、排気筒のユニット品として機能、性能に係る仕様を纏めて記載する。 ▶ 他施設と共用する北換気筒（鉄塔）の主登録は廃棄物管理施設とする。 </p>	分類	対象	A	閉じ込め、遮蔽、外部衝撃（外部火災、航空機墜落火災等）、火災及び爆発の防止機能の観点から安全上重要な施設及び重大事故等対処設備を収納する建物・構築物（洞道含む）とし、放射性固体廃棄物を貯蔵・保管廃棄するための崩壊熱除去機能を有する貯蔵ピット（収納管・通風管・冷却空気出口シャフト等）、製品貯蔵施設の貯蔵ホールを含むものとする。 ・事故対策の支援機能（電源供給機能、居住性機能、水供給機能）の観点から放射性物質は内包しないが設計基準事故及び重大事故等対処に必要な設備を収納する制御室、緊急時対策所、保管庫・貯水所、非常用電源建屋、主排気筒管理とする。	B	(1) 閉じ込め、遮蔽、外部衝撃（外部火災、航空機墜落火災等）、火災及び爆発の防止機能の観点から安全機能を有する施設のうち、放射性物質を内包する建物・構築物（洞道含む）で使用済燃料、放射性固体廃棄物を貯蔵・保管廃棄するための崩壊熱除去機能を有する使用済燃料輸送容器の保管エリア、低レベル固体廃棄物等の保管エリアの他、施設外への漏えい防止の観点で設置する施設外漏えい堰とする。 (2) 該当する個別機器等はない。	C	該当する個別機器等はない。	分類	対象	A	通常運転時、設計基準事故時及び重大事故等時において「公衆の放射線障害の防止（環境への放射性物質の放出量を合理的に達成できる限り低くすること）を目的として設置するもの」として、環境へ排気（廃棄）することを想定した排気筒（主排気筒、北換気筒のうち鉄塔及び使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）を対象とする。	B	(1) 所定の排気口から環境へ排気（廃棄）する排気筒として、北換気筒（使用済燃料輸送容器管理建屋換気筒及びハル・エンドピース及び第1 ガラス固化体貯蔵建屋換気筒）、低レベル廃棄物処理建屋換気筒及び燃料加工建屋の排気筒とする。 (2) 該当する個別機器等はない。	C	該当する個別機器等はない。
分類	対象																
A	閉じ込め、遮蔽、外部衝撃（外部火災、航空機墜落火災等）、火災及び爆発の防止機能の観点から安全上重要な施設及び重大事故等対処設備を収納する建物・構築物（洞道含む）とし、放射性固体廃棄物を貯蔵・保管廃棄するための崩壊熱除去機能を有する貯蔵ピット（収納管・通風管・冷却空気出口シャフト等）、製品貯蔵施設の貯蔵ホールを含むものとする。 ・事故対策の支援機能（電源供給機能、居住性機能、水供給機能）の観点から放射性物質は内包しないが設計基準事故及び重大事故等対処に必要な設備を収納する制御室、緊急時対策所、保管庫・貯水所、非常用電源建屋、主排気筒管理とする。																
B	(1) 閉じ込め、遮蔽、外部衝撃（外部火災、航空機墜落火災等）、火災及び爆発の防止機能の観点から安全機能を有する施設のうち、放射性物質を内包する建物・構築物（洞道含む）で使用済燃料、放射性固体廃棄物を貯蔵・保管廃棄するための崩壊熱除去機能を有する使用済燃料輸送容器の保管エリア、低レベル固体廃棄物等の保管エリアの他、施設外への漏えい防止の観点で設置する施設外漏えい堰とする。 (2) 該当する個別機器等はない。																
C	該当する個別機器等はない。																
分類	対象																
A	通常運転時、設計基準事故時及び重大事故等時において「公衆の放射線障害の防止（環境への放射性物質の放出量を合理的に達成できる限り低くすること）を目的として設置するもの」として、環境へ排気（廃棄）することを想定した排気筒（主排気筒、北換気筒のうち鉄塔及び使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）を対象とする。																
B	(1) 所定の排気口から環境へ排気（廃棄）する排気筒として、北換気筒（使用済燃料輸送容器管理建屋換気筒及びハル・エンドピース及び第1 ガラス固化体貯蔵建屋換気筒）、低レベル廃棄物処理建屋換気筒及び燃料加工建屋の排気筒とする。 (2) 該当する個別機器等はない。																
C	該当する個別機器等はない。																

仕様表対象選定手引き（案）

<比較検討>

発電炉 工認手続ガイド	当社施設 設工認 仕様表対象選定手引き（案）																								
	<p>(w) 飛来物防護設備</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>対象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>該当する個別機器等はない。</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>(1) 該当する個別機器等はない。 (2) 該当する個別機器等はない。</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>外部衝撃（竜巻、航空機落下等）による設計飛来物からの安全上重要な施設の安全機能及び重大事故等対処設備の機能を確保するための飛来物防護ネット、飛来物防護板、防護扉等とする。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(x) ラック</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>対象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>臨界防止及び落下・転倒機能の維持の観点から使用済燃料の貯蔵施設において使用済燃料の仮置き、搬送、貯蔵を行うための容器である燃料貯蔵ラック、バスケット、仮置き架台等及び製品貯蔵施設においてウラン粉末又は MOX 粉末等の搬送、貯蔵を行うための容器とする。また、使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための重大事故等への対処のうち、臨界防止を行うための使用済燃料の仮置き、搬送、貯蔵を行うための容器である設計基準対処施設と兼用する燃料貯蔵ラック、バスケット、仮置き架台等とする。</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>(1) 安全機能を有する施設のうち、固体廃棄物の廃棄施設において高レベル固体廃棄物（ガラス固化体）の遮蔽、転倒防止の観点から一時保管を行う仮置き架台等とする。 (2) 該当する個別機器等はない。</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>該当する個別機器等はない。</td> </tr> </tbody> </table> <p>➤ 空容器を収納するラックは除く。</p> <p>(y) 防水区画構造物</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>対象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>該当する個別機器等はない。</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>(1) 該当する個別機器等はない。 (2) 該当する個別機器等はない。</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>溢水及び化学薬品の漏えいによる安全上重要な施設の安全機能及び重大事故等対処設備の機能を確保するための堰、防水扉、水密扉、止水板及び蓋とする。</td> </tr> </tbody> </table> <p>➤ 蒸気拡散を抑制するためのターミナルエンド防護カバーを設置する必要がある場合は仕様表対象とする。（現時点で設置の予定はない）</p>	分類	対象	A	該当する個別機器等はない。	B	(1) 該当する個別機器等はない。 (2) 該当する個別機器等はない。	C	外部衝撃（竜巻、航空機落下等）による設計飛来物からの安全上重要な施設の安全機能及び重大事故等対処設備の機能を確保するための飛来物防護ネット、飛来物防護板、防護扉等とする。	分類	対象	A	臨界防止及び落下・転倒機能の維持の観点から使用済燃料の貯蔵施設において使用済燃料の仮置き、搬送、貯蔵を行うための容器である燃料貯蔵ラック、バスケット、仮置き架台等及び製品貯蔵施設においてウラン粉末又は MOX 粉末等の搬送、貯蔵を行うための容器とする。また、使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための重大事故等への対処のうち、臨界防止を行うための使用済燃料の仮置き、搬送、貯蔵を行うための容器である設計基準対処施設と兼用する燃料貯蔵ラック、バスケット、仮置き架台等とする。	B	(1) 安全機能を有する施設のうち、固体廃棄物の廃棄施設において高レベル固体廃棄物（ガラス固化体）の遮蔽、転倒防止の観点から一時保管を行う仮置き架台等とする。 (2) 該当する個別機器等はない。	C	該当する個別機器等はない。	分類	対象	A	該当する個別機器等はない。	B	(1) 該当する個別機器等はない。 (2) 該当する個別機器等はない。	C	溢水及び化学薬品の漏えいによる安全上重要な施設の安全機能及び重大事故等対処設備の機能を確保するための堰、防水扉、水密扉、止水板及び蓋とする。
分類	対象																								
A	該当する個別機器等はない。																								
B	(1) 該当する個別機器等はない。 (2) 該当する個別機器等はない。																								
C	外部衝撃（竜巻、航空機落下等）による設計飛来物からの安全上重要な施設の安全機能及び重大事故等対処設備の機能を確保するための飛来物防護ネット、飛来物防護板、防護扉等とする。																								
分類	対象																								
A	臨界防止及び落下・転倒機能の維持の観点から使用済燃料の貯蔵施設において使用済燃料の仮置き、搬送、貯蔵を行うための容器である燃料貯蔵ラック、バスケット、仮置き架台等及び製品貯蔵施設においてウラン粉末又は MOX 粉末等の搬送、貯蔵を行うための容器とする。また、使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための重大事故等への対処のうち、臨界防止を行うための使用済燃料の仮置き、搬送、貯蔵を行うための容器である設計基準対処施設と兼用する燃料貯蔵ラック、バスケット、仮置き架台等とする。																								
B	(1) 安全機能を有する施設のうち、固体廃棄物の廃棄施設において高レベル固体廃棄物（ガラス固化体）の遮蔽、転倒防止の観点から一時保管を行う仮置き架台等とする。 (2) 該当する個別機器等はない。																								
C	該当する個別機器等はない。																								
分類	対象																								
A	該当する個別機器等はない。																								
B	(1) 該当する個別機器等はない。 (2) 該当する個別機器等はない。																								
C	溢水及び化学薬品の漏えいによる安全上重要な施設の安全機能及び重大事故等対処設備の機能を確保するための堰、防水扉、水密扉、止水板及び蓋とする。																								

仕様表対象選定手引き（案）

<比較検討>

発電炉 工認手続ガイド	当社施設 設工認 仕様表対象選定手引き（案）																
	<p>(z) 遮蔽設備</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1492 275 1614 317">分類</th> <th data-bbox="1614 275 2620 317">対象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1492 317 1614 590">A</td> <td data-bbox="1614 317 2620 590">通常運転時，設計基準事故時又は重大事故等時において「公衆の放射線障害の防止（環境への放射性物質の放出量を合理的に達成できる限り低くすること）を目的として設置するもの」及び「従事者等の放射線防護を目的として設置するもの」として安全上重要な施設及び重大事故等対処施設を収納する放射性物質等を含む建物・構築物の外部遮蔽及びセル遮蔽（コンクリート壁），補助遮蔽（ハッチ，窓，プラグ，扉，蓋等）とする。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1492 590 1614 863">B</td> <td data-bbox="1614 590 2620 863">(1)通常運転時において「公衆の放射線障害の防止（環境への放射性物質の放出量を合理的に達成できる限り低くすること）を目的として設置するもの」及び「従事者等の放射線防護を目的として設置するもの」として安全機能を収納する放射性物質等を含む建物・構築物の外部遮蔽（コンクリート壁）及び補助遮蔽（ハッチ，窓，プラグ，扉，蓋等）とする。 (2)該当する個別機器等はない。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1492 863 1614 905">C</td> <td data-bbox="1614 863 2620 905">該当する個別機器等はない。</td> </tr> </tbody> </table> <p>➤ ポンプ，核燃料物質等取扱いボックス等に附属している補助遮蔽は，ユニット品としてポンプ，核燃料物質等取扱ボックス等側で機能，性能に係る仕様を纏めて記載する。</p> <p>(aa) 搬送設備</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1492 1094 1614 1136">分類</th> <th data-bbox="1614 1094 2620 1136">対象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1492 1136 1614 1272">A</td> <td data-bbox="1614 1136 2620 1272">臨界防止，使用済燃料を取り扱う搬送設備であって，従事者及び公衆への過度の被ばく防止の観点から安全上重要な落下及び転倒防止機能を有する搬送設備（クレーン）とする。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1492 1272 1614 1409">B</td> <td data-bbox="1614 1272 2620 1409">(1)安全機能を有する施設のうち通常運転時において核燃料物質等を取り扱う落下及び転倒防止機能を有する搬送設備（クレーン，台車等）とする。 (2)該当する個別機器等はない。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1492 1409 1614 1451">C</td> <td data-bbox="1614 1409 2620 1451">該当する個別機器等はない。</td> </tr> </tbody> </table> <p>➤ 放射線障害の観点から人への影響が小さい低レベル固体廃棄物等を運搬する搬送設備を除く。</p> <p>➤ 他施設と共用する洞道搬送台車の主登録は MOX 燃料加工施設とする。</p>	分類	対象	A	通常運転時，設計基準事故時又は重大事故等時において「公衆の放射線障害の防止（環境への放射性物質の放出量を合理的に達成できる限り低くすること）を目的として設置するもの」及び「従事者等の放射線防護を目的として設置するもの」として安全上重要な施設及び重大事故等対処施設を収納する放射性物質等を含む建物・構築物の外部遮蔽及びセル遮蔽（コンクリート壁），補助遮蔽（ハッチ，窓，プラグ，扉，蓋等）とする。	B	(1)通常運転時において「公衆の放射線障害の防止（環境への放射性物質の放出量を合理的に達成できる限り低くすること）を目的として設置するもの」及び「従事者等の放射線防護を目的として設置するもの」として安全機能を収納する放射性物質等を含む建物・構築物の外部遮蔽（コンクリート壁）及び補助遮蔽（ハッチ，窓，プラグ，扉，蓋等）とする。 (2)該当する個別機器等はない。	C	該当する個別機器等はない。	分類	対象	A	臨界防止，使用済燃料を取り扱う搬送設備であって，従事者及び公衆への過度の被ばく防止の観点から安全上重要な落下及び転倒防止機能を有する搬送設備（クレーン）とする。	B	(1)安全機能を有する施設のうち通常運転時において核燃料物質等を取り扱う落下及び転倒防止機能を有する搬送設備（クレーン，台車等）とする。 (2)該当する個別機器等はない。	C	該当する個別機器等はない。
分類	対象																
A	通常運転時，設計基準事故時又は重大事故等時において「公衆の放射線障害の防止（環境への放射性物質の放出量を合理的に達成できる限り低くすること）を目的として設置するもの」及び「従事者等の放射線防護を目的として設置するもの」として安全上重要な施設及び重大事故等対処施設を収納する放射性物質等を含む建物・構築物の外部遮蔽及びセル遮蔽（コンクリート壁），補助遮蔽（ハッチ，窓，プラグ，扉，蓋等）とする。																
B	(1)通常運転時において「公衆の放射線障害の防止（環境への放射性物質の放出量を合理的に達成できる限り低くすること）を目的として設置するもの」及び「従事者等の放射線防護を目的として設置するもの」として安全機能を収納する放射性物質等を含む建物・構築物の外部遮蔽（コンクリート壁）及び補助遮蔽（ハッチ，窓，プラグ，扉，蓋等）とする。 (2)該当する個別機器等はない。																
C	該当する個別機器等はない。																
分類	対象																
A	臨界防止，使用済燃料を取り扱う搬送設備であって，従事者及び公衆への過度の被ばく防止の観点から安全上重要な落下及び転倒防止機能を有する搬送設備（クレーン）とする。																
B	(1)安全機能を有する施設のうち通常運転時において核燃料物質等を取り扱う落下及び転倒防止機能を有する搬送設備（クレーン，台車等）とする。 (2)該当する個別機器等はない。																
C	該当する個別機器等はない。																

仕様表対象選定手引き（案）

<比較検討>

発電炉 工認手続ガイド	当社施設 設工認 仕様表対象選定手引き（案）																
	<p data-bbox="1525 279 1685 310">(ab)機械装置</p> <table border="1" data-bbox="1489 317 2605 909"> <thead> <tr> <th data-bbox="1489 317 1614 363">分類</th> <th data-bbox="1614 317 2605 363">対象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1489 363 1614 548">A</td> <td data-bbox="1614 363 2605 548"> 臨界防止，閉じ込め機能の観点から核燃料物質等の移送，運搬，処理を行う安全上重要な施設に係る脱硝施設のプルトニウムを含む粉末を取り扱う脱硝皿取扱装置，粉砕機，混合機，粉末充てん機等とする。MOX 燃料加工施設においては，MOX 燃料の主要な加工工程の装置（一次混合装置等）とする。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1489 548 1614 863">B</td> <td data-bbox="1614 548 2605 863"> (1) 廃棄機能，火災及び爆発防止機能の観点から気体，液体，固体状の放射性廃棄物の処理を行う機械装置類で，放射性廃棄物の廃棄施設の固化装置，チャンネルボックス及びバーナブルポイズンを切断する装置，熱分解装置，焼却装置等とする。 (2) 安全機能を有する施設のうち，核燃料物質等の移送，運搬，処理及び気体，液体，固体状の放射性廃棄物の処理を行う機械装置類で，ウラン粉末及び MOX 粉末を取り扱う取扱装置，検査装置等とする。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1489 863 1614 909">C</td> <td data-bbox="1614 863 2605 909"> 該当する個別機器等はない。 </td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="1525 961 1843 993">(ac)核物質等取扱ボックス</p> <table border="1" data-bbox="1489 999 2605 1591"> <thead> <tr> <th data-bbox="1489 999 1614 1045">分類</th> <th data-bbox="1614 999 2605 1045">対象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1489 1045 1614 1272">A</td> <td data-bbox="1614 1045 2605 1272"> 安全上重要な施設のうち，精製施設，脱硝施設，MOX 燃料加工施設において粉体及び液体状のプルトニウム等を取扱う設備機器を収納するグローブボックスとする。また，MOX 燃料加工施設のグローブボックス内における火災における重大事故等の発生を仮定するグローブボックス及び対処を行うために必要なグローブボックスとする。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1489 1272 1614 1545">B</td> <td data-bbox="1614 1272 2605 1545"> (1) 安全機能を有する施設のうち密封されていない核燃料物質（ウラン及びはプルトニウムを含む溶液又は粉末）及び使用済燃料等（放射性廃棄物）を取り扱うものであって，閉じ込め機能（グローブボックスの密閉構造又はフードの風速維持）の観点から閉じ込め一次バウンダリとなるグローブボックス，オープンポートボックス，フードとする。 (2) 該当する個別機器等はない。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1489 1545 1614 1591">C</td> <td data-bbox="1614 1545 2605 1591"> 該当する個別機器等はない。 </td> </tr> </tbody> </table>	分類	対象	A	臨界防止，閉じ込め機能の観点から核燃料物質等の移送，運搬，処理を行う安全上重要な施設に係る脱硝施設のプルトニウムを含む粉末を取り扱う脱硝皿取扱装置，粉砕機，混合機，粉末充てん機等とする。MOX 燃料加工施設においては，MOX 燃料の主要な加工工程の装置（一次混合装置等）とする。	B	(1) 廃棄機能，火災及び爆発防止機能の観点から気体，液体，固体状の放射性廃棄物の処理を行う機械装置類で，放射性廃棄物の廃棄施設の固化装置，チャンネルボックス及びバーナブルポイズンを切断する装置，熱分解装置，焼却装置等とする。 (2) 安全機能を有する施設のうち，核燃料物質等の移送，運搬，処理及び気体，液体，固体状の放射性廃棄物の処理を行う機械装置類で，ウラン粉末及び MOX 粉末を取り扱う取扱装置，検査装置等とする。	C	該当する個別機器等はない。	分類	対象	A	安全上重要な施設のうち，精製施設，脱硝施設，MOX 燃料加工施設において粉体及び液体状のプルトニウム等を取扱う設備機器を収納するグローブボックスとする。また，MOX 燃料加工施設のグローブボックス内における火災における重大事故等の発生を仮定するグローブボックス及び対処を行うために必要なグローブボックスとする。	B	(1) 安全機能を有する施設のうち密封されていない核燃料物質（ウラン及びはプルトニウムを含む溶液又は粉末）及び使用済燃料等（放射性廃棄物）を取り扱うものであって，閉じ込め機能（グローブボックスの密閉構造又はフードの風速維持）の観点から閉じ込め一次バウンダリとなるグローブボックス，オープンポートボックス，フードとする。 (2) 該当する個別機器等はない。	C	該当する個別機器等はない。
分類	対象																
A	臨界防止，閉じ込め機能の観点から核燃料物質等の移送，運搬，処理を行う安全上重要な施設に係る脱硝施設のプルトニウムを含む粉末を取り扱う脱硝皿取扱装置，粉砕機，混合機，粉末充てん機等とする。MOX 燃料加工施設においては，MOX 燃料の主要な加工工程の装置（一次混合装置等）とする。																
B	(1) 廃棄機能，火災及び爆発防止機能の観点から気体，液体，固体状の放射性廃棄物の処理を行う機械装置類で，放射性廃棄物の廃棄施設の固化装置，チャンネルボックス及びバーナブルポイズンを切断する装置，熱分解装置，焼却装置等とする。 (2) 安全機能を有する施設のうち，核燃料物質等の移送，運搬，処理及び気体，液体，固体状の放射性廃棄物の処理を行う機械装置類で，ウラン粉末及び MOX 粉末を取り扱う取扱装置，検査装置等とする。																
C	該当する個別機器等はない。																
分類	対象																
A	安全上重要な施設のうち，精製施設，脱硝施設，MOX 燃料加工施設において粉体及び液体状のプルトニウム等を取扱う設備機器を収納するグローブボックスとする。また，MOX 燃料加工施設のグローブボックス内における火災における重大事故等の発生を仮定するグローブボックス及び対処を行うために必要なグローブボックスとする。																
B	(1) 安全機能を有する施設のうち密封されていない核燃料物質（ウラン及びはプルトニウムを含む溶液又は粉末）及び使用済燃料等（放射性廃棄物）を取り扱うものであって，閉じ込め機能（グローブボックスの密閉構造又はフードの風速維持）の観点から閉じ込め一次バウンダリとなるグローブボックス，オープンポートボックス，フードとする。 (2) 該当する個別機器等はない。																
C	該当する個別機器等はない。																

仕様表対象選定手引き（案）

<比較検討>

発電炉 工認手続ガイド				当社施設 設工認 仕様表対象選定手引き（案）									
<p>F. 非常用のもの</p> <p>規則別表第1又は別表第2の原子炉冷却系統施設、計測制御系統施設、放射線管理施設及びその他発電用原子炉の附属施設の非常用電源設備で記載されており、設計基準事故時に機能が要求される機器等にあっては施設ごとに以下のものをいう。また、重大事故等対処設備を構成する機器等も含むものとする。</p>													
発電用原子炉施設の種類の	沸騰水型 発電用原子炉施設	改良型沸騰水型 発電用原子炉施設	加圧水型 発電用原子炉施設										
原子炉冷却系統施設	○原子炉補機冷却設備にあっては、工学的安全施設等の機器へ冷却水を供給することにより、工学的安全施設等としての機能を間接的に果たすもの。 また、非常用電源設備に冷却水を供給する場合はその範囲も含む。	○原子炉補機冷却設備にあっては、工学的安全施設等の機器へ冷却水を供給することにより、工学的安全施設等としての機能を間接的に果たすもの。 また、非常用電源設備に冷却水を供給する場合はその範囲も含む。	○原子炉補機冷却設備にあっては、工学的安全施設等の機器へ冷却水を供給することにより、工学的安全施設等としての機能を間接的に果たすもの。 また、非常用電源設備、原子炉停止系又は制御用空気設備に冷却水を供給する場合はその範囲も含む。										
計測制御系統施設	○制御方式及び制御方法にあっては、発電用原子炉の緊急停止機能又は未臨界維持機能を有する以下のもの。 ・発電用原子炉の反応度の制御方式 ・ほう酸水注入の制御方式 ・制御棒の位置の制御方法 ・ほう酸水注入設備の制御方法 ・安全保護系等の制御方式及び制御方法 ○制御材駆動装置にあっては、原子炉の緊急停止機能及び未臨界維持機能を有する以下のもの。 ・制御棒駆動機構 ・制御棒駆動水圧設備（スクラム機能に係る容器、主要弁及び主配管に限る。）	○制御方式及び制御方法にあっては、発電用原子炉の緊急停止機能又は未臨界維持機能を有する以下のもの。 ・発電用原子炉の反応度の制御方式 ・ほう酸水注入の制御方式 ・制御棒の位置の制御方法 ・ほう酸水注入設備の制御方法 ・安全保護系等の制御方式及び制御方法 ○制御材駆動装置にあっては、原子炉の緊急停止機能及び未臨界維持機能を有する以下のもの。 ・制御棒駆動機構 ・制御棒駆動水圧設備（スクラム機能に係る容器、主要弁及び主配管に限る。）	○制御方式及び制御方法にあっては、発電用原子炉の緊急停止機能又は未臨界維持機能を有する以下のもの。 ・発電用原子炉の反応度の制御方式 ・制御棒の位置の制御方法 ・一次冷却材のほう酸濃度の制御方法 ・安全保護系等の制御方式及び制御方法 ○ほう酸注入機能を有する設備にあっては、未臨界維持機能を有する以下のもの。 ・ほう酸を内包するポンプ、容器、ろ過装置及び主配管										
(続き) 計測制御系統施設	○計測装置にあっては、以下を計測する装置であって、工学的安全施設等起動信号又は原子炉非常停止信号の発生機能を有するもの若しくは事故時のプラント状態の把握機能を有するもの。 ・中性子束（中性子源領域、中間領域、出力領域） ・原子炉圧力容器本体内の圧力又は水位 ・原子炉格納容器本体内の圧力 ・原子炉格納容器本体内の水素ガス濃度 ・制御棒の位置 ・原子炉格納容器本体への冷却材流量 ・原子炉格納容器本体の水位 ・原子炉建屋内の水素ガス濃度	○計測装置にあっては、以下を計測する装置であって、工学的安全施設等起動信号又は原子炉非常停止信号の発生機能を有するもの若しくは事故時のプラント状態の把握機能を有するもの。 ・中性子束（中性子源領域、中間領域、出力領域） ・原子炉圧力容器本体内の圧力又は水位 ・原子炉格納容器本体内の圧力 ・原子炉格納容器本体内の水素ガス濃度 ・炉心流量 ・制御棒の位置 ・制御棒駆動水の圧力 ・原子炉格納容器本体への冷却材流量 ・原子炉格納容器本体の水位 ・原子炉建屋内の水素ガス濃度	○計測装置にあっては、以下を計測する装置であって、工学的安全施設等起動信号又は原子炉非常停止信号の発生機能を有するもの若しくは事故時のプラント状態の把握機能を有するもの。 ・中性子束（中性子源領域、中間領域、出力領域） ・原子炉容器本体の入口又は出口の一次冷却材の圧力、温度又は流量 ・加圧器内の圧力又は水位 ・原子炉格納容器本体内の圧力 ・蒸気発生器内の水位 ・主蒸気の圧力又は流量 ・原子炉格納容器本体への冷却材流量 ・原子炉格納容器本体の水位 ・二次格納施設内の水素ガス濃度										
放射線管理施設	○プロセスモニタリング設備にあっては、以下を計測する装置であって、工学的安全施設等起動信号又は原子炉非常停止信号の発生機能を有するもの若しくは事故時のプラント状態の把握機能を有するもの。 ・主蒸気管中の放射性物質濃度 ・原子炉格納容器本体内の放射性物質濃度 ・放射性物質により汚染するおそれがある管理区域から環境に放出する排水中又は排気中の放射性物質濃度 ○エリアモニタリング設備にあっては、以下を計測する装置であって、事故時の状態の把握機能を有するもの。 ・使用済燃料貯蔵槽エリアの線量当量率 ○換気設備にあっては、放射性物質の放出低減機能及び安全上特に重要な関連機能を有する以下のもの。	○プロセスモニタリング設備にあっては、以下を計測する装置であって、工学的安全施設等起動信号又は原子炉非常停止信号の発生機能を有するもの若しくは事故時のプラント状態の把握機能を有するもの。 ・主蒸気管中の放射性物質濃度 ・原子炉格納容器本体内の放射性物質濃度 ・放射性物質により汚染するおそれがある管理区域から環境に放出する排水中又は排気中の放射性物質濃度 ○エリアモニタリング設備にあっては、以下を計測する装置であって、事故時の状態の把握機能を有するもの。 ・使用済燃料貯蔵槽エリアの線量当量率 ・換気設備にあっては、放射性物質の放出低減機能及び安全上特に重要な関連機能を有する以下のもの。	○プロセスモニタリング設備にあっては、以下を計測する装置であって、工学的安全施設等起動信号又は原子炉非常停止信号の発生機能を有するもの若しくは事故時のプラント状態の把握機能を有するもの。 ・主蒸気管中の放射性物質濃度 ・原子炉格納容器本体内の放射性物質濃度 ・放射性物質により汚染するおそれがある管理区域から環境に放出する排水中又は排気中の放射性物質濃度 ○エリアモニタリング設備にあっては、以下を計測する装置であって、事故時の状態の把握機能を有するもの。 ・原子炉格納容器本体内の線量当量率 ・使用済燃料貯蔵槽エリアの線量当量率 ○換気設備にあっては、放射性物質の放出低減機能及び安全上特に重要な関連機能を有する以下のもの。 ・中央制御室、中央制御室外の原子炉停止機能										
				<p>(ad)変圧器</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>対象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>安全上重要な施設の安全機能及び重大事故等対処施設の機能を維持するために必要な電源供給機能維持の観点から外部からの電源を受電し、負荷先である各施設で使用するための電源へ降圧するための受電開閉設備の変圧器、動力変圧器とする。</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>(1) 該当する個別機器等はない。 (2) 該当する個別機器等はない。</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>該当する個別機器等はない。</td> </tr> </tbody> </table> <p>▶ 他施設と共用する受電開閉設備の変圧器の主登録は再処理施設とする。</p>		分類	対象	A	安全上重要な施設の安全機能及び重大事故等対処施設の機能を維持するために必要な電源供給機能維持の観点から外部からの電源を受電し、負荷先である各施設で使用するための電源へ降圧するための受電開閉設備の変圧器、動力変圧器とする。	B	(1) 該当する個別機器等はない。 (2) 該当する個別機器等はない。	C	該当する個別機器等はない。
分類	対象												
A	安全上重要な施設の安全機能及び重大事故等対処施設の機能を維持するために必要な電源供給機能維持の観点から外部からの電源を受電し、負荷先である各施設で使用するための電源へ降圧するための受電開閉設備の変圧器、動力変圧器とする。												
B	(1) 該当する個別機器等はない。 (2) 該当する個別機器等はない。												
C	該当する個別機器等はない。												
				<p>(ae)受電開閉設備用遮断器</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>対象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>安全上重要な施設の安全機能及び重大事故等対処施設の機能を維持するために必要な電源供給機能維持の観点から、外部からの電源を受電し、負荷先である各施設側で故障等が発生した場合又は外部電源側での1相開放等による故障が発生した場合であっても安定した電源を供給するための母線構成及び故障箇所の切り離しを行うための受電開閉設備用遮断器とする。</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>(1) 該当する個別機器等はない。 (2) 該当する個別機器等はない。</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>該当する個別機器等はない。</td> </tr> </tbody> </table> <p>▶ 他施設と共用する受電開閉設備用遮断器の主登録は再処理施設とする。</p>		分類	対象	A	安全上重要な施設の安全機能及び重大事故等対処施設の機能を維持するために必要な電源供給機能維持の観点から、外部からの電源を受電し、負荷先である各施設側で故障等が発生した場合又は外部電源側での1相開放等による故障が発生した場合であっても安定した電源を供給するための母線構成及び故障箇所の切り離しを行うための受電開閉設備用遮断器とする。	B	(1) 該当する個別機器等はない。 (2) 該当する個別機器等はない。	C	該当する個別機器等はない。
分類	対象												
A	安全上重要な施設の安全機能及び重大事故等対処施設の機能を維持するために必要な電源供給機能維持の観点から、外部からの電源を受電し、負荷先である各施設側で故障等が発生した場合又は外部電源側での1相開放等による故障が発生した場合であっても安定した電源を供給するための母線構成及び故障箇所の切り離しを行うための受電開閉設備用遮断器とする。												
B	(1) 該当する個別機器等はない。 (2) 該当する個別機器等はない。												
C	該当する個別機器等はない。												
				<p>(af)電源盤</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>対象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>外部電源喪失又は交流電源喪失時において、安全機能を有する施設、安全上重要な施設の安全機能及び重大事故等対処施設の機能を維持するために必要な電源供給機能維持の観点から、外部電源又は発電機から負荷先である各施設側で使用するための電源を供給及び故障時において内蔵する配線遮断器等により故障箇所の切り離しを行うための電源盤（メタルクラッドギア開閉装置、パワーセンタ、モータコントロールセンタ、分電盤、計測交流電源盤、充電器盤）であって常設又は可搬型のものとする。</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>(1) 該当する個別機器等はない。 (2) 該当する個別機器等はない。</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>該当する個別機器等はない。</td> </tr> </tbody> </table> <p>▶ 電源供給を行う際に使用するケーブル（常設又は可搬型）は基本設計方針対象とする。</p>		分類	対象	A	外部電源喪失又は交流電源喪失時において、安全機能を有する施設、安全上重要な施設の安全機能及び重大事故等対処施設の機能を維持するために必要な電源供給機能維持の観点から、外部電源又は発電機から負荷先である各施設側で使用するための電源を供給及び故障時において内蔵する配線遮断器等により故障箇所の切り離しを行うための電源盤（メタルクラッドギア開閉装置、パワーセンタ、モータコントロールセンタ、分電盤、計測交流電源盤、充電器盤）であって常設又は可搬型のものとする。	B	(1) 該当する個別機器等はない。 (2) 該当する個別機器等はない。	C	該当する個別機器等はない。
分類	対象												
A	外部電源喪失又は交流電源喪失時において、安全機能を有する施設、安全上重要な施設の安全機能及び重大事故等対処施設の機能を維持するために必要な電源供給機能維持の観点から、外部電源又は発電機から負荷先である各施設側で使用するための電源を供給及び故障時において内蔵する配線遮断器等により故障箇所の切り離しを行うための電源盤（メタルクラッドギア開閉装置、パワーセンタ、モータコントロールセンタ、分電盤、計測交流電源盤、充電器盤）であって常設又は可搬型のものとする。												
B	(1) 該当する個別機器等はない。 (2) 該当する個別機器等はない。												
C	該当する個別機器等はない。												

仕様表対象選定手引き（案）

<比較検討>

発電炉 工認手続ガイド				当社施設 設工認 仕様表対象選定手引き（案）									
	・中央制御室，中央制御室外の原子炉停止機能を有する場所，緊急時制御室及び緊急時対策所に設置する換気設備（事故時に循環及び浄化を行うものに限る。）	・中央制御室，中央制御室外の原子炉停止機能を有する場所，緊急時制御室及び緊急時対策所に設置する換気設備（事故時に循環及び浄化を行うものに限る。）	を有する場所，緊急時制御室及び緊急時対策所に設置する換気設備（事故時に循環及び浄化を行うものに限る。）										
その他発電用原子炉の附属施設の非常用電源設備	○その他の電源装置にあっては，発電用原子炉の安全性を確保するために工学的安全施設等に電源を供給するもの												
<p>※原則として，発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針（平成2年8月30日原子力安全委員会決定）等でクラス1又は2として規定される構築物，系統又は機器を対象としている。</p>													
				<p>(ag) 発電機</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>対象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>外部電源喪失又は交流電源喪失時において，安全上重要な施設の安全機能及び重大事故等対処施設の機能を維持するために必要な電源供給機能維持の観点から，負荷先である各施設側で使用するための非常用電源，重大事故へ対処するために必要な電源を供給する常設（内燃機関）又は可搬型の発電機とする。</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>(1) 外部電源喪失時において，廃棄物管理施設の安全機能を維持するために必要な電源供給機能の観点から，負荷先である廃棄物管理施設に必要な電源を供給するため電力を供給する予備用発電機とする。 (2) 該当する個別機器等はない。</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>該当する個別機器等はない。</td> </tr> </tbody> </table> <p>▶ 電源供給を行う際に使用するケーブル（常設又は可搬型）は基本設計方針対象とする。</p>		分類	対象	A	外部電源喪失又は交流電源喪失時において，安全上重要な施設の安全機能及び重大事故等対処施設の機能を維持するために必要な電源供給機能維持の観点から，負荷先である各施設側で使用するための非常用電源，重大事故へ対処するために必要な電源を供給する常設（内燃機関）又は可搬型の発電機とする。	B	(1) 外部電源喪失時において，廃棄物管理施設の安全機能を維持するために必要な電源供給機能の観点から，負荷先である廃棄物管理施設に必要な電源を供給するため電力を供給する予備用発電機とする。 (2) 該当する個別機器等はない。	C	該当する個別機器等はない。
分類	対象												
A	外部電源喪失又は交流電源喪失時において，安全上重要な施設の安全機能及び重大事故等対処施設の機能を維持するために必要な電源供給機能維持の観点から，負荷先である各施設側で使用するための非常用電源，重大事故へ対処するために必要な電源を供給する常設（内燃機関）又は可搬型の発電機とする。												
B	(1) 外部電源喪失時において，廃棄物管理施設の安全機能を維持するために必要な電源供給機能の観点から，負荷先である廃棄物管理施設に必要な電源を供給するため電力を供給する予備用発電機とする。 (2) 該当する個別機器等はない。												
C	該当する個別機器等はない。												
				<p>(ah) 無停電電源装置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>対象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>外部電源喪失又は交流電源喪失時において，安全上重要な施設の安全機能及び重大事故等対処施設の機能を維持するために必要な電源供給機能維持の観点から，負荷先である各施設側で使用するために必要な無停電電源を供給するための無停電電源装置で常設のものとする。</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>(1) 該当する個別機器等はない。 (2) 該当する個別機器等はない。</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>該当する個別機器等はない。</td> </tr> </tbody> </table>		分類	対象	A	外部電源喪失又は交流電源喪失時において，安全上重要な施設の安全機能及び重大事故等対処施設の機能を維持するために必要な電源供給機能維持の観点から，負荷先である各施設側で使用するために必要な無停電電源を供給するための無停電電源装置で常設のものとする。	B	(1) 該当する個別機器等はない。 (2) 該当する個別機器等はない。	C	該当する個別機器等はない。
分類	対象												
A	外部電源喪失又は交流電源喪失時において，安全上重要な施設の安全機能及び重大事故等対処施設の機能を維持するために必要な電源供給機能維持の観点から，負荷先である各施設側で使用するために必要な無停電電源を供給するための無停電電源装置で常設のものとする。												
B	(1) 該当する個別機器等はない。 (2) 該当する個別機器等はない。												
C	該当する個別機器等はない。												
				<p>(ai) 電力貯蔵装置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>対象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>外部電源喪失又は交流電源喪失時において，安全上重要な施設の安全機能を維持するために必要な電源供給機能維持の観点から，負荷先である各施設側で使用するための非常用電源として必要な直流電源を供給するための蓄電池で常設のものとする。</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>(1) 該当する個別機器等はない。 (2) 該当する個別機器等はない。</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>該当する個別機器等はない。</td> </tr> </tbody> </table>		分類	対象	A	外部電源喪失又は交流電源喪失時において，安全上重要な施設の安全機能を維持するために必要な電源供給機能維持の観点から，負荷先である各施設側で使用するための非常用電源として必要な直流電源を供給するための蓄電池で常設のものとする。	B	(1) 該当する個別機器等はない。 (2) 該当する個別機器等はない。	C	該当する個別機器等はない。
分類	対象												
A	外部電源喪失又は交流電源喪失時において，安全上重要な施設の安全機能を維持するために必要な電源供給機能維持の観点から，負荷先である各施設側で使用するための非常用電源として必要な直流電源を供給するための蓄電池で常設のものとする。												
B	(1) 該当する個別機器等はない。 (2) 該当する個別機器等はない。												
C	該当する個別機器等はない。												

仕様表対象選定手引き（案）

<比較検討>

発電炉 工認手続ガイド	当社施設 設工認 仕様表対象選定手引き（案）								
	<p>(a)計装/放管設備</p> <p><計装設備></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1516 321 1605 363">分類</th> <th data-bbox="1605 321 2605 363">対象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1516 363 1605 730">A</td> <td data-bbox="1605 363 2605 730">通常運転状態、運転時の異常な過渡変化時、設計基準事故時及び重大事故等において安全上重要な施設の安全機能及び重大事故等へ対処するための機能を確保するためにプラントの状態を監視又は推定、制御（計測制御設備、安全保護回路及び代替安全保護回路からの信号による安全保護動作含む）するための計器等（設計基準対処施設の計測制御設備、安全保護回路、警報設備等、重大事故等対処設備の計装設備（空冷装置含む）、代替安全保護回路）で常設又は可搬型のものとする。また、制御室及び緊急時対策所における居住性が維持されていることを確認するための計器を含むものとする。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1516 730 1605 909">B</td> <td data-bbox="1605 730 2605 909">(1) 臨界防止、火災及び爆発防止、閉じ込め（崩壊熱除去）、廃棄機能に係る安全機能を有する施設の健全性を確認するために必要なパラメータを直接又は間接的に監視、制御する計器等とする。 (2) 該当する個別機器等はない。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1516 909 1605 1045">C</td> <td data-bbox="1605 909 2605 1045">溢水（蒸気含む）又は化学薬品が漏えいした場合の影響を抑制するための主要弁を作動させるための計器及び間接支持構造物の地下水対策等に使用する集水ピットの水位計とする。</td> </tr> </tbody> </table> <p>▶ 電源供給を行う際に使用するケーブル及び信号伝送に使用するケーブル、無線伝送装置（アンテナ含む）及び制御盤、監視盤で常設又は可搬型ものは基本設計方針対象とする。</p> <p>▶ 重大事故等の対処において使用する可搬型の水素濃度計や燃料貯蔵プール等の監視装置は、容器、ホース、ファン、凝縮器等のユニット品で構成されることから機能、性能に係る仕様を纏めて記載する。</p> <p>▶ 他施設と共用する計装設備の主登録は再処理施設とする。</p>	分類	対象	A	通常運転状態、運転時の異常な過渡変化時、設計基準事故時及び重大事故等において安全上重要な施設の安全機能及び重大事故等へ対処するための機能を確保するためにプラントの状態を監視又は推定、制御（計測制御設備、安全保護回路及び代替安全保護回路からの信号による安全保護動作含む）するための計器等（設計基準対処施設の計測制御設備、安全保護回路、警報設備等、重大事故等対処設備の計装設備（空冷装置含む）、代替安全保護回路）で常設又は可搬型のものとする。また、制御室及び緊急時対策所における居住性が維持されていることを確認するための計器を含むものとする。	B	(1) 臨界防止、火災及び爆発防止、閉じ込め（崩壊熱除去）、廃棄機能に係る安全機能を有する施設の健全性を確認するために必要なパラメータを直接又は間接的に監視、制御する計器等とする。 (2) 該当する個別機器等はない。	C	溢水（蒸気含む）又は化学薬品が漏えいした場合の影響を抑制するための主要弁を作動させるための計器及び間接支持構造物の地下水対策等に使用する集水ピットの水位計とする。
分類	対象								
A	通常運転状態、運転時の異常な過渡変化時、設計基準事故時及び重大事故等において安全上重要な施設の安全機能及び重大事故等へ対処するための機能を確保するためにプラントの状態を監視又は推定、制御（計測制御設備、安全保護回路及び代替安全保護回路からの信号による安全保護動作含む）するための計器等（設計基準対処施設の計測制御設備、安全保護回路、警報設備等、重大事故等対処設備の計装設備（空冷装置含む）、代替安全保護回路）で常設又は可搬型のものとする。また、制御室及び緊急時対策所における居住性が維持されていることを確認するための計器を含むものとする。								
B	(1) 臨界防止、火災及び爆発防止、閉じ込め（崩壊熱除去）、廃棄機能に係る安全機能を有する施設の健全性を確認するために必要なパラメータを直接又は間接的に監視、制御する計器等とする。 (2) 該当する個別機器等はない。								
C	溢水（蒸気含む）又は化学薬品が漏えいした場合の影響を抑制するための主要弁を作動させるための計器及び間接支持構造物の地下水対策等に使用する集水ピットの水位計とする。								

仕様表対象選定手引き（案）

<比較検討>

発電炉 工認手続ガイド	当社施設 設工認 仕様表対象選定手引き（案）										
	<p data-bbox="1507 279 1665 310"><放管設備></p> <p data-bbox="1478 323 2691 447">通常運転状態、設計基準事故時及び重大事故等において公衆又は従事者の放射線障害の防止（環境への放射性物質の放出量を合理的に達成できる限り低くすること）を目的として放射線又は放射性物質の濃度等を監視する放管設備は以下のとおり。</p> <table border="1" data-bbox="1516 453 2605 1581"> <thead> <tr> <th data-bbox="1516 453 1614 495">分類</th> <th data-bbox="1614 453 2605 495">対象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1516 495 1614 1220">A</td> <td data-bbox="1614 495 2605 1220"> <ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="1626 506 2594 630">・大気中へ放出される放射性物質の濃度及び線量を監視及び測定し、並びにその結果を記録するための放射線監視設備及び代替モニタリング設備の常設又は可搬型の排気モニタとする。 <li data-bbox="1626 640 2594 856">・設計基準事故時及び重大事故等において、大気中へ放出される放射性物質の濃度及び線量を監視及び測定し、並びにその結果を記録するための設備である、放射線監視設備（排気筒モニタ）、環境モニタリング設備（モニタリングポスト等）、代替モニタリング設備（可搬型線量率計等）、環境管理設備（放射能観測車）、代替放射能観測設備等で常設又は可搬型のものとする。 <li data-bbox="1626 867 2594 991">・重大事故等において空気中の放射性物質濃度等を分析するために使用する試料分析関係設備（核種分析装置等）、代替試料分析関係設備で常設又は可搬型のものとする。 <li data-bbox="1626 1001 2594 1125">・周辺監視区域における外部放射線に関わる線量当量、空気中の濃度、放射性物質に汚染されたものの表面密度を測定するサーベイメータで重大事故等の対処において使用するものとする。 <li data-bbox="1626 1136 2594 1209">・制御室及び緊急時対策所における居住性が維持されていることを確認するための設備を含むものとする。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1516 1220 1614 1493">B</td> <td data-bbox="1614 1220 2605 1493"> <p data-bbox="1626 1230 1665 1262">(1)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="1626 1272 2594 1346">・大気中へ放出される放射性物質の濃度及び線量を監視及び測定し、並びにその結果を記録するための放射線監視設備のシャフトモニタとする。 <li data-bbox="1626 1356 2594 1480">・管理区域における外部放射線に関わる線量当量、空気中の濃度、放射性物質に汚染されたものの表面密度を測定する臨界警報装置、エリアモニタ、ダストモニタ、サーベイメータとする。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1516 1493 1614 1535"></td> <td data-bbox="1614 1493 2605 1535"> <p data-bbox="1626 1503 1991 1535">(2) 該当する個別機器等はない。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1516 1535 1614 1581">C</td> <td data-bbox="1614 1535 2605 1581"> <p data-bbox="1626 1545 1961 1577">該当する個別機器等はない。</p> </td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="1478 1591 2691 1665">➤ 電源供給を行う際に使用するケーブル及び信号伝送に使用するケーブル、無線伝送装置（アンテナ含む）及び制御盤、監視盤で常設又は可搬型のもの基本設計方針対象とする。</p> <p data-bbox="1478 1682 2199 1713">➤ 他施設と共用する放管設備の主登録は再処理施設とする。</p>	分類	対象	A	<ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="1626 506 2594 630">・大気中へ放出される放射性物質の濃度及び線量を監視及び測定し、並びにその結果を記録するための放射線監視設備及び代替モニタリング設備の常設又は可搬型の排気モニタとする。 <li data-bbox="1626 640 2594 856">・設計基準事故時及び重大事故等において、大気中へ放出される放射性物質の濃度及び線量を監視及び測定し、並びにその結果を記録するための設備である、放射線監視設備（排気筒モニタ）、環境モニタリング設備（モニタリングポスト等）、代替モニタリング設備（可搬型線量率計等）、環境管理設備（放射能観測車）、代替放射能観測設備等で常設又は可搬型のものとする。 <li data-bbox="1626 867 2594 991">・重大事故等において空気中の放射性物質濃度等を分析するために使用する試料分析関係設備（核種分析装置等）、代替試料分析関係設備で常設又は可搬型のものとする。 <li data-bbox="1626 1001 2594 1125">・周辺監視区域における外部放射線に関わる線量当量、空気中の濃度、放射性物質に汚染されたものの表面密度を測定するサーベイメータで重大事故等の対処において使用するものとする。 <li data-bbox="1626 1136 2594 1209">・制御室及び緊急時対策所における居住性が維持されていることを確認するための設備を含むものとする。 	B	<p data-bbox="1626 1230 1665 1262">(1)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="1626 1272 2594 1346">・大気中へ放出される放射性物質の濃度及び線量を監視及び測定し、並びにその結果を記録するための放射線監視設備のシャフトモニタとする。 <li data-bbox="1626 1356 2594 1480">・管理区域における外部放射線に関わる線量当量、空気中の濃度、放射性物質に汚染されたものの表面密度を測定する臨界警報装置、エリアモニタ、ダストモニタ、サーベイメータとする。 		<p data-bbox="1626 1503 1991 1535">(2) 該当する個別機器等はない。</p>	C	<p data-bbox="1626 1545 1961 1577">該当する個別機器等はない。</p>
分類	対象										
A	<ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="1626 506 2594 630">・大気中へ放出される放射性物質の濃度及び線量を監視及び測定し、並びにその結果を記録するための放射線監視設備及び代替モニタリング設備の常設又は可搬型の排気モニタとする。 <li data-bbox="1626 640 2594 856">・設計基準事故時及び重大事故等において、大気中へ放出される放射性物質の濃度及び線量を監視及び測定し、並びにその結果を記録するための設備である、放射線監視設備（排気筒モニタ）、環境モニタリング設備（モニタリングポスト等）、代替モニタリング設備（可搬型線量率計等）、環境管理設備（放射能観測車）、代替放射能観測設備等で常設又は可搬型のものとする。 <li data-bbox="1626 867 2594 991">・重大事故等において空気中の放射性物質濃度等を分析するために使用する試料分析関係設備（核種分析装置等）、代替試料分析関係設備で常設又は可搬型のものとする。 <li data-bbox="1626 1001 2594 1125">・周辺監視区域における外部放射線に関わる線量当量、空気中の濃度、放射性物質に汚染されたものの表面密度を測定するサーベイメータで重大事故等の対処において使用するものとする。 <li data-bbox="1626 1136 2594 1209">・制御室及び緊急時対策所における居住性が維持されていることを確認するための設備を含むものとする。 										
B	<p data-bbox="1626 1230 1665 1262">(1)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="1626 1272 2594 1346">・大気中へ放出される放射性物質の濃度及び線量を監視及び測定し、並びにその結果を記録するための放射線監視設備のシャフトモニタとする。 <li data-bbox="1626 1356 2594 1480">・管理区域における外部放射線に関わる線量当量、空気中の濃度、放射性物質に汚染されたものの表面密度を測定する臨界警報装置、エリアモニタ、ダストモニタ、サーベイメータとする。 										
	<p data-bbox="1626 1503 1991 1535">(2) 該当する個別機器等はない。</p>										
C	<p data-bbox="1626 1545 1961 1577">該当する個別機器等はない。</p>										

仕様表対象選定手引き（案）

<比較検討>

発電炉 工認手続ガイド	当社施設 設工認 仕様表対象選定手引き（案）																												
	<p>(ak)保守設備</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1516 321 1605 363">分類</th> <th data-bbox="1605 321 2605 363">対象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1516 363 1605 499">A</td> <td data-bbox="1605 363 2605 499">再処理施設のうち、ガラス熔融炉の閉じ込め機能を維持しながら保守等を行うために運転状態で使用する特殊な保守設備（レンガ回収治具、負圧維持治具、メルタ用シャッタ等）とする。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1516 499 1605 594">B</td> <td data-bbox="1605 499 2605 594">(1) 該当する個別機器等はない。 (2) 該当する個別機器等はない。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1516 594 1605 636">C</td> <td data-bbox="1605 594 2605 636">該当する個別機器等はない。</td> </tr> </tbody> </table> <p>【施設固有の機器】 施設固有の機器として、以下のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1486 779 1635 821">分類</th> <th data-bbox="1635 779 2659 821">対象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1486 821 1635 915">せん断機</td> <td data-bbox="1635 821 2659 915">再処理施設固有の機器であり、使用済燃料のせん断を行う機器で、主な安全機能としては臨界防止、火災及び爆発防止機能を有する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1486 915 1635 1010">溶解槽</td> <td data-bbox="1635 915 2659 1010">再処理施設固有の機器であり、使用済燃料の溶解を行う機器で、主な安全機能としては臨界防止、閉じ込め機能を有する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1486 1010 1635 1104">清澄機</td> <td data-bbox="1635 1010 2659 1104">再処理施設固有の機器であり、溶解液中の不溶解残渣（核分裂生成物）の清澄（遠心分離）を行う機器で、主な安全機能としては臨界防止、閉じ込め機能を有する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1486 1104 1635 1230">脱硝装置 脱硝塔</td> <td data-bbox="1635 1104 2659 1230">再処理施設固有の機器であり、硝酸ウラニル溶液及び硝酸プルトニウム溶液から熱分解処理・蒸発処理・脱硝処理を行い、ウラン粉末又はウラン・プルトニウム混合粉末を製造する機器で、主な安全機能としては臨界防止、閉じ込め機能を有する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1486 1230 1635 1367">焙焼炉 還元炉</td> <td data-bbox="1635 1230 2659 1367">再処理施設固有の機器であり、ウラン・プルトニウム混合粉末を加熱処理（還元炉は還元ガスを使用）し、MOX粉末を製造する機器で、主な安全機能としては、臨界防止、閉じ込め、火災及び爆発防止機能を有する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1486 1367 1635 1545">ガラス熔融 炉</td> <td data-bbox="1635 1367 2659 1545">再処理施設固有の機器であり、液体状の放射性廃棄物である高レベル濃縮廃液、不溶解残渣廃液、アルカリ濃縮廃液等をガラス原料とともに熔融し、ガラス固化体を製造する機器で、主な安全機能としては、閉じ込め、固体廃棄物の廃棄機能を有する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1486 1545 1635 1640">ガラス固化 体検査装置</td> <td data-bbox="1635 1545 2659 1640">廃棄物管理施設固有の機器であり、ガラス固化体検査機能を有する機器で、主な安全機能としては固体廃棄物の受入れ機能を有する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1486 1640 1635 1776">焼結装置 小規模焼結 処理装置</td> <td data-bbox="1635 1640 2659 1776">MOX燃料加工施設固有の機器であり、グリーンペレットを水素・アルゴン混合ガス雰囲気にて焼結する機能を有する機器で、主な安全機能としては臨界防止、閉じ込め、火災及び爆発防止機能を有する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1486 1776 1635 1906">スタック乾 燥装置</td> <td data-bbox="1635 1776 2659 1906">MOX燃料加工施設固有の機器であり、スタック編成した焼結ペレットをアルゴン雰囲気にて乾燥する機能を有する機器で、主な安全機能としては臨界防止、閉じ込め機能を有する。</td> </tr> </tbody> </table>	分類	対象	A	再処理施設のうち、ガラス熔融炉の閉じ込め機能を維持しながら保守等を行うために運転状態で使用する特殊な保守設備（レンガ回収治具、負圧維持治具、メルタ用シャッタ等）とする。	B	(1) 該当する個別機器等はない。 (2) 該当する個別機器等はない。	C	該当する個別機器等はない。	分類	対象	せん断機	再処理施設固有の機器であり、使用済燃料のせん断を行う機器で、主な安全機能としては臨界防止、火災及び爆発防止機能を有する。	溶解槽	再処理施設固有の機器であり、使用済燃料の溶解を行う機器で、主な安全機能としては臨界防止、閉じ込め機能を有する。	清澄機	再処理施設固有の機器であり、溶解液中の不溶解残渣（核分裂生成物）の清澄（遠心分離）を行う機器で、主な安全機能としては臨界防止、閉じ込め機能を有する。	脱硝装置 脱硝塔	再処理施設固有の機器であり、硝酸ウラニル溶液及び硝酸プルトニウム溶液から熱分解処理・蒸発処理・脱硝処理を行い、ウラン粉末又はウラン・プルトニウム混合粉末を製造する機器で、主な安全機能としては臨界防止、閉じ込め機能を有する。	焙焼炉 還元炉	再処理施設固有の機器であり、ウラン・プルトニウム混合粉末を加熱処理（還元炉は還元ガスを使用）し、MOX粉末を製造する機器で、主な安全機能としては、臨界防止、閉じ込め、火災及び爆発防止機能を有する。	ガラス熔融 炉	再処理施設固有の機器であり、液体状の放射性廃棄物である高レベル濃縮廃液、不溶解残渣廃液、アルカリ濃縮廃液等をガラス原料とともに熔融し、ガラス固化体を製造する機器で、主な安全機能としては、閉じ込め、固体廃棄物の廃棄機能を有する。	ガラス固化 体検査装置	廃棄物管理施設固有の機器であり、ガラス固化体検査機能を有する機器で、主な安全機能としては固体廃棄物の受入れ機能を有する。	焼結装置 小規模焼結 処理装置	MOX燃料加工施設固有の機器であり、グリーンペレットを水素・アルゴン混合ガス雰囲気にて焼結する機能を有する機器で、主な安全機能としては臨界防止、閉じ込め、火災及び爆発防止機能を有する。	スタック乾 燥装置	MOX燃料加工施設固有の機器であり、スタック編成した焼結ペレットをアルゴン雰囲気にて乾燥する機能を有する機器で、主な安全機能としては臨界防止、閉じ込め機能を有する。
分類	対象																												
A	再処理施設のうち、ガラス熔融炉の閉じ込め機能を維持しながら保守等を行うために運転状態で使用する特殊な保守設備（レンガ回収治具、負圧維持治具、メルタ用シャッタ等）とする。																												
B	(1) 該当する個別機器等はない。 (2) 該当する個別機器等はない。																												
C	該当する個別機器等はない。																												
分類	対象																												
せん断機	再処理施設固有の機器であり、使用済燃料のせん断を行う機器で、主な安全機能としては臨界防止、火災及び爆発防止機能を有する。																												
溶解槽	再処理施設固有の機器であり、使用済燃料の溶解を行う機器で、主な安全機能としては臨界防止、閉じ込め機能を有する。																												
清澄機	再処理施設固有の機器であり、溶解液中の不溶解残渣（核分裂生成物）の清澄（遠心分離）を行う機器で、主な安全機能としては臨界防止、閉じ込め機能を有する。																												
脱硝装置 脱硝塔	再処理施設固有の機器であり、硝酸ウラニル溶液及び硝酸プルトニウム溶液から熱分解処理・蒸発処理・脱硝処理を行い、ウラン粉末又はウラン・プルトニウム混合粉末を製造する機器で、主な安全機能としては臨界防止、閉じ込め機能を有する。																												
焙焼炉 還元炉	再処理施設固有の機器であり、ウラン・プルトニウム混合粉末を加熱処理（還元炉は還元ガスを使用）し、MOX粉末を製造する機器で、主な安全機能としては、臨界防止、閉じ込め、火災及び爆発防止機能を有する。																												
ガラス熔融 炉	再処理施設固有の機器であり、液体状の放射性廃棄物である高レベル濃縮廃液、不溶解残渣廃液、アルカリ濃縮廃液等をガラス原料とともに熔融し、ガラス固化体を製造する機器で、主な安全機能としては、閉じ込め、固体廃棄物の廃棄機能を有する。																												
ガラス固化 体検査装置	廃棄物管理施設固有の機器であり、ガラス固化体検査機能を有する機器で、主な安全機能としては固体廃棄物の受入れ機能を有する。																												
焼結装置 小規模焼結 処理装置	MOX燃料加工施設固有の機器であり、グリーンペレットを水素・アルゴン混合ガス雰囲気にて焼結する機能を有する機器で、主な安全機能としては臨界防止、閉じ込め、火災及び爆発防止機能を有する。																												
スタック乾 燥装置	MOX燃料加工施設固有の機器であり、スタック編成した焼結ペレットをアルゴン雰囲気にて乾燥する機能を有する機器で、主な安全機能としては臨界防止、閉じ込め機能を有する。																												

仕様表対象選定手引き（案）
 <比較検討>

発電炉 工認手続ガイド	当社施設 設工認 仕様表対象選定手引き（案）
<p>(個別施設事項)</p> <p>G. 原子炉本体</p> <p>原子炉本体の基本仕様の他、次に掲げる施設に応じそれぞれに掲げる事項について対象としている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・沸騰水型発電用原子炉施設 炉心本体、燃料体、チャンネルボックス、炉心支持構造物、原子炉压力容器又は原子炉容器等 ・加圧水型発電用原子炉施設 炉心本体、燃料体、炉心支持構造物、熱遮蔽材、原子炉压力容器又は原子炉容器等 <p>H. 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設</p> <p>燃料取扱設備、新燃料貯蔵設備、使用済燃料貯蔵設備、使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備及び燃料取替用水設備（加圧水型発電用原子炉施設に限る。）とする。</p> <p>燃料取扱設備の新燃料又は使用済燃料を取り扱う機器としては、新燃料又は使用済燃料の装荷、取出又は保管等を行うために使用する機器とする。</p> <p>使用済燃料貯蔵設備の使用済燃料貯蔵槽の温度、水位及び漏えいを監視する装置としては、使用済燃料の冷却と放射線の遮蔽の機能を有する貯蔵槽内の水の状況を監視するためのものであり、中央制御室等への情報伝達又は警報発信等の機能を有する装置をいう。なお、使用済燃料貯蔵容器のうち、設置許可基準規則第2条第2項第41号に定める兼用キャスクについては、核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則（昭和53年総理府令第57号。以下「外運搬規則」という。）第21条第2項の規定による容器の設計に関する原子力規制委員会の承認（以下「設計承認」という。）を受けている旨、供用を開始する前までに法第59条第3項の規定による容器に関する原子力規制委員会の承認（以下「容器承認」という。）を受ける旨並びに供用中は当該設計承認及び当該容器承認に係る使用する期間の更新等に必要な手続を継続して行う旨を記載することとする。</p> <p>使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備としては、通常時の貯蔵槽内の保有水を冷却又は浄化するための設備に加えて、重大事故の発生防止等のために設置する注水設備及び放射性物質の拡散抑制のために燃料取扱建屋へ放水する設備等を常設又は可搬型を問わず含むものとする。水源についても含める。</p> <p>I. 原子炉冷却系統施設</p> <p>発電用原子炉施設の型式によって以下のとおりとし、具体的な範囲の例について参考資料2に示す。</p> <p>①-1 沸騰水型発電用原子炉施設（蒸気タービンを除く。）</p> <p>a. 原子炉冷却材再循環設備</p> <p>原子炉冷却材を炉心に強制循環させ炉心から熱を除去する設備であって、原子炉压力容器から再循環ポンプを経て原子炉压力容器へ戻る循環回路となるものとする。</p> <p>b. 原子炉冷却材の循環設備</p> <p>炉心で発生した高温又は高圧の蒸気タービンに導き、蒸気タービンを駆動させた後の蒸気を復水器にて復水にし、原子炉压力容器に給水する設備であって、蒸気タービン（復水器を含む。）を除く、主蒸気系、</p>	<p>(個別施設事項 (再処理施設))</p> <p>A. 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設</p> <p>使用済燃料の受入れ、一時保管、貯蔵、せん断処理施設への使用済燃料の送出しを行う使用済燃料輸送容器受入れ・保管設備、燃料取出し設備、燃料移送設備、燃料貯蔵設備、燃料送出し設備とする。また、燃料貯蔵プール等の冷却、遮蔽を行うプール水浄化・冷却設備のプール水冷却系及び補給水設備、燃料貯蔵プール等内の水を浄化装置（ろ過装置）により浄化するプール水浄化・冷却設備のプール水浄化系とする。</p> <p>使用済燃料の取出し準備としての輸送容器内部の水の交換を行う燃料取出し準備設備、使用済燃料輸送容器の保守を使用済燃料輸送容器返却準備設備、使用済燃料輸送容器保守設備は基本設計方針等の記載対象とする。</p> <p>燃料貯蔵プール等の温度、水位及び漏えいを監視する装置としては、冷却と放射線の遮蔽の機能を有する燃料貯蔵プール等内の水の状況を監視するためのもので制御室等へのパラメータの伝達又は警報発信等の機能を有する装置（計装設備）とする。また、このほか燃料貯蔵プール等槽内から水があふれ又は漏えいすることがないように設置する堰等とする。</p> <p>燃料貯蔵プール等に係る重大事故の発生防止等のために設置する代替注水設備及び放射性物質の拡散抑制のためのスプレイ設備、漏えい抑制設備及び臨界防止設備等を常設又は可搬型を問わず含むものとする。</p> <p>B. 再処理設備本体</p> <p>使用済燃料のせん断機への供給、せん断処理を行うせん断処理施設の燃料供給設備及びせん断処理設備とする。</p> <p>せん断処理施設でせん断した燃料せん断片及びエンドピースの硝酸による溶解（必要に応じて可溶性中性子吸収材を加えた硝酸で行う溶解を含む）、溶解液中の不溶解残渣の除去及び不溶解残渣を除去した溶解液の分離施設への移送を行う溶解施設の溶解設備及び清澄・計量設備とする。なお、硝酸により溶解を行った際のハル及びエンドピースを固体廃棄物の廃棄施設の低レベル固体廃棄物貯蔵設備のハル・エンドピース貯蔵系へ搬送するために使用する機器は基本設計方針等の記載対象とする。</p> <p>せん断処理施設の清澄・計量設備から受け入れた溶解液中からのウラン及びプルトニウムの分離、核分裂生成物の除去、ウラン精製設備及びプルトニウム精製設備へ溶液の移送、工程停止時の放射性物質を含む溶液の一時貯留を行う分離施設の分離設備、分配設備及び分離建屋一時貯留設備とする。</p> <p>なお、精製施設のウラン精製設備、プルトニウム精製設備及び精製建屋一時貯留処理設備、脱硝施設のウラン脱硝設備の受入れ系、蒸発濃縮系、ウラン脱硝系、ウラン・プルトニウム混合脱硝設備の</p>

仕様表対象選定手引き（案）
 <比較検討>

発電炉 工認手続ガイド	当社施設 設工認 仕様表対象選定手引き（案）
<p>復水浄化系，給復水系，給水加熱器ドレン・ベント系及び抽気系の設備を総称するものとする。 また，主蒸気隔離弁漏えい抑制系は本設備に含める。</p> <p>C. 残留熱除去設備 通常の原子炉停止時及び復水器が使用できない時の炉心の崩壊熱及びその他の残留熱の除去並びに原子炉冷却材喪失時の炉心冷却，及び燃料プールの冷却又は補給を目的とし，弁の切替操作によって以下の4モードと1つの補助機能を有する設備とする。</p> <p>(a) 原子炉停止時冷却モード (b) 低圧注水モード（又は低圧注入モード） (c) 原子炉格納容器スプレイ冷却モード (d) サプレッションチェンバプール水冷却モード (e) 使用済燃料貯蔵槽冷却又は補給機能</p> <p>また，炉心の崩壊熱を最終的な熱の逃がし場への輸送する設備については，原子炉補機冷却設備を除き，重大事故の発生防止等のために設置するものも含め，常設又は可搬型を問わず本設備に含める。主蒸気隔離弁閉鎖等によって主復水器が使用できない場合の崩壊熱除去を目的とした非常用復水系についても本設備に含める。</p> <p>d. 非常用炉心冷却設備その他の原子炉注水設備 原子炉冷却材喪失時に燃料の重大な損傷を防止し，崩壊熱を長期にわたって除去する機能を持つ非常用炉心冷却設備に加え，重大事故の発生防止等のために設置する注水設備を常設又は可搬型を問わず含むものとする。各設備の水源（圧力抑制室を除く。）についても含める。 非常用炉心冷却設備については，低圧炉心スプレイ系及び高圧炉心スプレイ系（又は高圧炉心注入系）の設備の総称とする。なお，原子炉冷却材の循環設備の主蒸気系の自動減圧機能は非常用炉心冷却系の機能であるが，原子炉冷却材の循環設備に含め，本設備には含めない。</p> <p>e. 原子炉冷却材補給設備 原子炉の運転に必要な清浄水を補給する補給水系の設備及び給水喪失時において原子炉に冷却材を補給するために主蒸気を用いたタービン駆動ポンプを有する原子炉隔離時冷却系の設備を総称するものとする。</p> <p>f. 原子炉補機冷却設備 残留熱除去設備，非常用炉心冷却設備等の機器で発生する熱を除去し，最終的な熱の逃がし場へ輸送する設備とする。重大事故の発生防止等のために設置する設備を含め，常設又は可搬型を問わず含むものとする。</p>	<p>溶液系，ウラン・プルトニウム混合脱硝系，焙焼・還元系，粉体系及び還元ガス供給系，酸及び溶媒の回収施設の酸回収設備の第1酸回収系，第2酸回収系，溶媒回収設備の溶媒再生系の分離・分配系，プルトニウム精製系，ウラン精製系及び溶媒処理系とする。</p> <p>また，重大事故等対処設備は代替可溶性中性子吸収剤緊急供給系，重大事故時可溶性中性子吸収剤供給系，重大事故時プルトニウム濃縮缶加熱停止設備とする。</p> <p>溶解施設及び精製施設としては，重大事故の拡大防止のために可溶性中性子吸収材の自動供給に使用する設備として，代替可溶性中性子吸収材緊急供給系及び重大事故時可溶性中性子吸収剤供給系を常設又は可搬型を問わず含むものとする。</p> <p>精製施設としては，重大事故の拡大防止のために常設又は可搬型を問わず重大事故時プルトニウム濃縮缶加熱停止設備を含むものとする。</p> <p>C. 製品貯蔵施設 ウラン脱硝設備で生成したUO₃粉末の製品を貯蔵するウラン酸化物貯蔵設備及びウラン・プルトニウム混合脱硝設備で生成したMOX粉末の製品を貯蔵するウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵設備とする。</p> <p>なお，混合酸化物貯蔵容器からの崩壊熱を除去するために設置するウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋換気設備の排風機は，放射性廃棄物の廃棄施設に含める。</p> <p>D. 計測制御系統施設 計測制御設備，安全保護回路，制御室及び制御室換気設備とする。</p> <p>計測制御設備としては，中央制御室等において指示計，記録計又は警報装置により計測結果を監視できる機能を有するもの（試験・検査中のみに使用するものを除く。）とし，重大事故等に対処するために設置するものも含め，常設又は可搬型を問わず本施設に含める。</p> <p>安全保護回路としては，多重性，独立性を有し，運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故が発生した場合において，これらの異常な状態を検知し，これらの核的，熱的及び化学的制限値を超えないようにするための設備の作動を速やかに，かつ，自動的に開始させるもの及び火災，爆発その他の再処理施設の安全性を著しく損なうおそれが生じたときに，これらを抑制し，又は防止するための設備の作動を速やかに，かつ，自動的に開始させる設備とする。</p> <p>制御室としては，再処理施設に影響を及ぼす可能性がある想定される自然現象等に加え，昼夜にわたり再処理事業所内の状況を確認するためのものとし，重大事故が発生した場合においても運転員がとどまるために必要なものも含め，常設又は可搬型を問わず本施設に含める。</p> <p>なお，当該制御室において制御する工程の設備の運転状態を表示する装置，当該工程の安全性を確保するための設備を操作する装置とする。</p> <p>制御室換気設備としては，設計基準事故時，屋外での火災又は爆発時，その他の異常状態が発生した時に，外気との連絡口を遮断する設備及び重大事故等が発生した場合においても実施組織要員が制御室にとどまるために必要な居住性を確保するための設備とする。</p>

仕様表対象選定手引き（案）

<比較検討>

発電炉 工認手続ガイド	当社施設 設工認 仕様表対象選定手引き（案）
<p>g. 原子炉冷却材浄化設備 原子炉冷却材の不純物をろ過又は脱塩する設備とする。</p> <p>h. 原子炉格納容器内の原子炉冷却材の漏えい監視する装置 ドライウェルサンプタンクの水位を測定する装置又は原子炉格納容器ドレン流量を測定する装置とする。</p> <p>①-2 改良型沸騰水型発電用原子炉施設（蒸気タービンを除く。）</p> <p>a. 原子炉冷却材再循環設備 原子炉冷却材を炉心に強制循環させ炉心から熱を除去する設備であって、インターナルポンプで構成されるものとする。</p> <p>b. 原子炉冷却材の循環設備 炉心で発生した高温又は高圧の蒸気を蒸気タービンに導き、蒸気タービンを駆動させた後の蒸気を復水器にて復水にし、原子炉圧力容器に給水する設備であって、蒸気タービン（復水器を含む。）を除く、主蒸気系、復水浄化系、給復水系、給水加熱器ドレン・ベント系及び抽気系の設備を総称するものとする。 また、主蒸気流量制限器は原子炉圧力容器本体に含める。</p> <p>c. 残留熱除去設備 通常の原子炉停止時及び復水器が使用できない時の炉心の崩壊熱及び残留熱の除去並びに原子炉冷却材喪失時の炉心冷却及び燃料プールの冷却又は補給を目的とし、弁の切替操作によって以下の4モードと1つの補助機能を有する設備とする。 (a) 原子炉停止時冷却モード (b) 低圧注水モード (c) 原子炉格納容器スプレイ冷却モード (d) サプレッションプール水冷却モード (e) 使用済燃料貯蔵槽冷却又は補給機能 また、炉心の崩壊熱を最終的な熱の逃がし場へ輸送する設備については、原子炉補機冷却設備を除き、重大事故の発生防止等のために設置するものも含め、常設又は可搬型問わず本設備に含める。</p> <p>d. 非常用炉心冷却設備その他の原子炉注水設備 原子炉冷却材喪失時に燃料の重大な損傷を防止し、崩壊熱を長期にわたって除去する機能を持つ非常用炉心冷却設備に加え、重大事故の発生防止等のために設置する注水設備を常設又は可搬型問わず含むものとする。各設備の水源（圧力抑制室を除く。）についても含める。 非常用炉心冷却設備については、高圧炉心注水系及び主蒸気を用いたタービン駆動ポンプを有する原子炉隔離時冷却系の設備を総称するものとする。なお、原子炉冷却材の循環設備の主蒸気系の自動減圧機能は非常用炉心冷却系の機能であるが、原子炉冷却材の循環設備に含め、本設備には含めない。</p>	<p>E. 放射性廃棄物の廃棄施設 気体廃棄物の廃棄施設、液体廃棄物の廃棄施設及び固体廃棄物の廃棄施設とする。 気体廃棄物の廃棄施設としては、せん断処理・溶解廃ガス処理設備、各建屋※1の塔槽類廃ガス処理系、高レベル廃液ガラス固化廃ガス処理設備、各建屋※2換気設備の給気系及び排気系、北換気筒、低レベル廃棄物処理建屋換気筒、主排気筒とする。 換気設備としては、放射性物質により汚染された空気による放射線障害を防止する目的で給気又は排気設備として設置するもの（中央制御室、緊急時対策所に設置するものを除く）とし、一時的に設置する可搬型のものを除く。「一時的に設置する可搬型のもの」としては、粒子状物質の飛散の防止を目的として、ビニールハウス等で囲んだ作業区域内の空気を吸引するために一時的に設置するものとする。 また、重大事故等対処設備は代替換気設備のセル導出設備、代替セル換気系、廃ガス貯留設備を常設又は可搬型を問わず本施設に含めるものとする。 なお、流体状の放射性廃棄物が放射性廃棄物以外の流体状の廃棄物を取り扱う設備に逆流しないよう設置する設備を含む。</p> <p>※1：各建屋には前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン脱硝建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋、高レベル廃液ガラス固化建屋、低レベル廃液処理建屋、低レベル廃棄物処理建屋、チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋、ハル・エンドピース貯蔵建屋、分析建屋が含まれる。 ※2：各建屋には使用済燃料輸送容器管理建屋、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋、前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン脱硝建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋、ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋、高レベル廃液ガラス固化建屋、第1ガラス固化体貯蔵建屋、低レベル廃液処理建屋換、低レベル廃棄物処理建屋、ハル・エンドピース貯蔵建屋、チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋及び分析建屋が含まれる。</p> <p>液体廃棄物の廃棄施設としては、高レベル廃液濃縮設備の高レベル廃液濃縮系、アルカリ廃液濃縮系、及び高レベル廃液貯蔵設備の高レベル濃縮廃液貯蔵系、不溶解残渣廃液貯蔵系、アルカリ濃縮廃液貯蔵系、共用貯蔵系、並びに低レベル廃液処理設備の第1低レベル廃液処理系、第2低レベル廃棄物処理系、洗濯廃液処理系、使用済燃焼の受入れ施設及び貯蔵施設廃液処理系、油分除去系及び海洋放出管理系とする。 なお、流体状の放射性廃棄物が放射性廃棄物以外の流体状の廃棄物を取り扱う設備に逆流しないよう設置する設備を含む。</p> <p>固体廃棄物の廃棄施設としては、高レベル廃液ガラス固化設備、ガラス固化体貯蔵設備、低レベル濃縮廃液処理系、廃溶媒処理系、雑個体廃棄物処理系、チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理系、廃樹脂貯蔵系、ハル・エンドピース貯蔵系、チャンネルボックス・バーナブルポイズン貯蔵系、第1低レベル廃棄物貯蔵系、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋低レベル廃棄物貯蔵系、第2低レベル廃棄物貯蔵系の第1貯蔵系、第2低レベル廃棄物貯蔵系の第2貯蔵系及び第4低レベル廃棄物貯蔵系とする。</p>

仕様表対象選定手引き（案）

<比較検討>

発電炉 工認手続ガイド	当社施設 設工認 仕様表対象選定手引き（案）
<p>e. 原子炉冷却材補給設備 原子炉の運転に必要な清浄水を補給する補給水系の設備とする。</p> <p>f. 原子炉補機冷却設備 残留熱除去設備、非常用炉心冷却設備等の機器で発生する熱を除去し、最終的な熱の逃がし場へ輸送する設備とする。重大事故の発生防止等のために設置する設備を含め、常設又は可搬型を問わず含むものとする。</p> <p>g. 原子炉冷却材浄化設備 原子炉冷却材の不純物をろ過又は脱塩する設備とする。</p> <p>h. 原子炉格納容器内の原子炉冷却材の漏えいを監視する装置 ドライウェルサンプタンクの水位を測定する装置又は原子炉格納容器ドレン流量を測定する装置とする。</p> <p>② 加圧水型発電用原子炉施設（蒸気タービンを除く。）</p> <p>a. 一次冷却材の種類及び純度並びに原子炉容器本体の入口及び出口の一次冷却材の圧力及び温度／原子炉容器本体の炉心の一次冷却材の流量／加圧器の圧力 定格熱出力運転時における設計値を記載するものとする。</p> <p>b. 一次冷却材の循環設備 原子炉で発熱した熱を、一次冷却材を用いて二次系の主蒸気系統に伝達するための設備及び一次冷却材の圧力を調整するための設備であって、原子炉容器から蒸気発生器を経て1次冷却材ポンプにより原子炉容器へ戻る循環回路となるものとする。</p> <p>c. 主蒸気・主給水設備 主蒸気設備は、タービン発電機を駆動するための蒸気を供給する設備であり、蒸気発生器から蒸気タービンに至る蒸気系統であって、蒸気発生器出口から主蒸気隔離弁までのものとする。 主給水設備は、タービン発電機で仕事をした蒸気が復水器で水に戻され、この水を再び蒸気発生器に給水するための系統であって、主給水隔離弁から蒸気発生器入口までのものとする。</p> <p>d. 余熱除去設備 原子炉停止時に炉心の崩壊熱及びその他の残留熱を除去する設備とする。なお、弁の切替操作により一次冷却材喪失時の炉心冷却（低圧注水）機能を有する場合であっても、本設備に含める。 また、炉心の崩壊熱を最終的な熱の逃がし場へ輸送する設備については、原子炉補機冷却設備を除き、重大事故の発生防止等のために設置するものも含め、常設又は可搬型を問わず本設備に含める。</p> <p>e. 非常用炉心冷却設備その他の原子炉注水設備</p>	<p>また、ガラス固化体貯蔵に必要な容量を有する貯蔵ピット及びガラス固化体の崩壊熱除去（冷却）に係る機器及び構築物等を含むものとする。</p> <p>F. 放射線管理施設 出入管理関係設備、試料分析関係設備、放射線監視設備、環境管理設備及び個人管理用設備とする。 放射線管理施設については、重大事故が発生した場合に再処理施設から大気中へ放出される放射性物質の濃度及び線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録するための設備として、放射線監視設備、代替モニタリング設備、試料分析関係設備、代替試料分析関係設備、環境管理設備、代替放射能観測設備、代替気象観測設備及び環境モニタリング用代替電源設備を常設又は可搬型を問わず本施設に含める。 放射線監視設備のうち、放射性物質により汚染するおそれがある管理区域から環境に放出する排水中又は排気中の放射性物質濃度を計測する装置にあつては、非常用のもの及び環境に放出する最終段で計測している装置（出口に最も近い箇所で計測している装置）を対象とする。</p> <p>G. その他再処理設備の附属施設・その他の加工施設・その他廃棄物管理設備の附属施設</p> <p>①電気設備 受電開閉設備、変圧器、所内高圧系統、所内低圧系統、ディーゼル発電機、直流電流設備、計測制御用交流電源設備、照明及び作業用電源設備、ケーブル及び電線路並びに燃料貯蔵設備とする。 重大事故等に対処するために設置する発電機は常設又は可搬型を問わず含むものとする。また、外部からの電源供給を受けるまでの間の電源供給を確保するための燃料貯蔵設備についても常設又は可搬型を問わず本設備に含める。</p> <p>②圧縮空気設備 圧縮空気設備としては、一般圧縮空気系、安全圧縮空気系に加えて、技術基準第38条に規定されている放射線分解によって発生する水素による爆発（以下「水素爆発」という。）の発生を未然に防止することと水素爆発が発生した場合において水素爆発が続けて生ずる恐れがない状態を維持するために必要な設備を代替安全圧縮空気系、第36条に規定されている臨界事故が発生した場合に未臨界に移行し、及び未臨界を維持するために必要な設備を臨界事故時水素掃気系とし、常設又は可搬型を問わず含むものとする。</p> <p>③給水処理設備 給水処理設備としては、ろ過水貯槽、純水装置、純水貯槽等に加えて技術基準第45条に規定されている重大事故等への対処に必要な十分な量の水を有する水源を確保することに加えて、設計基準事故に対処するための設備及び重大事故等対処設備に対して重大事故等への対処に必要な十分な量の水を供給するために必要な設備として水供給設備を常設又は可搬型を問わず含むものとする。</p>

仕様表対象選定手引き（案）
 <比較検討>

発電炉 工認手続ガイド	当社施設 設工認 仕様表対象選定手引き（案）
<p>一次冷却材喪失時に燃料の重大な損傷を防止し、崩壊熱を長期にわたって除去する機能を持つ非常用炉心冷却設備に加え、重大事故の発生防止等のために設置する注水設備を常設又は可搬型を問わず含むものとする。各設備の水源についても含める。</p> <p>非常用炉心冷却設備については、蓄圧注水系、高圧注水系及び低圧注水系の設備を総称するものとする。</p> <p>f. 化学体積制御設備 一次冷却材保有量の調整、一次冷却材中のほう素濃度調整並びに一次例伽材中の核分裂生成物及び腐食生成物の除去を行う設備を総称するものとする。</p> <p>g. 原子炉補機冷却設備 余熱除去設備、非常用炉心冷却設備等の機器で発生する熱を除去し、最終的な熱の逃がし場へ輸送する設備（熱交換器を介して淡水系統と海水系統に分かれたものの双方を含む。）とする。重大事故の発生防止等のために設置する設備を含め、常設又は可搬型を問わず含むものとする。</p> <p>h. 原子炉格納容器内の一次冷却材の漏えいを監視する装置 原子炉格納容器再循環ユニット及び制御棒駆動装置冷却ユニットのドレン流量を測定する装置並びに原子炉格納容器サンプタンクの水位を測定する装置をいう。</p> <p>③ 蒸気タービン a. 蒸気タービン本体 タービンの車室に接続する管（車室側からみた至近の弁若しくは溶接線までのものに限る。）、调速装置及び非常调速装置（制御される弁を含む。）並びに復水器で構成する原子炉又は蒸気発生器から供給された蒸気を用いて発電機を回転させる設備とする。</p> <p>b. 蒸気タービンの附属設備 蒸気タービン本体の周辺設備であって、沸騰水型発電用原子炉施設及び改良型沸騰水型発電用原子炉施設における原子炉冷却材の循環設備並びに加圧水型発電用原子炉施設における主蒸気・主給水設備を除くものとする。</p> <p>本設備とする熱交換器は、給水加熱器（加圧水型発電用原子炉施設に限る。）脱気器（加圧水型発電用原子炉施設に限る。）グラウンド蒸気復水器、蒸気式空気抽出器、湿分分離器又はこれらに準ずるものとする。</p> <p>本設備とする給水ポンプは、沸騰水型発電用原子炉施設及び改良型沸騰水型発電用原子炉施設においては低圧復水ポンプ、加圧水型発電用原子炉施設においては復水ポンプ及び給水ポンプ、又はこれらに準ずるものとする。加圧水型発電用原子炉施設において重大事故の発生防止等のために蒸気発生器に注水するものも含め、常設又は可搬型を問わず本設備に含める。</p> <p>本設備とする主配管は、以下の配管とし、別紙-1に図示する。</p> <p>○通常運転状態において流体が本流として流れる熱バランス上重要な配管（主蒸気系、給復水系、抽気系及びドレン系統の母管）</p> <p>○発電用原子炉施設の安全性確保に関連する補助給水系統（加圧水型発電用原子炉施設に限る。）の流体</p>	<p>④冷却水設備 冷却水設備としては、一般冷却水系、安全冷却水系に加えて、技術基準第39条に規定されている冷却機能の喪失による蒸発乾固の発生を未然に防止するために必要な設備及び蒸発乾固が発生した場合において、放射性物質の発生を抑制し、及び蒸発乾固の進行を緩和するために必要な設備として代替安全冷却水系を常設又は可搬型を問わず含むものとする。安全冷却水系（内部ループ）の膨張槽含む。外部ループの膨張槽は基本設計方針</p> <p>⑤蒸気供給設備 蒸気供給設備としては、一般蒸気系及び安全蒸気系とする。</p> <p>⑥分析設備 分析設備としては、分析試料採取装置、分析試料移送装置、分析装置、グローブボックス等及び分析済溶液処理系とする。</p> <p>⑦化学薬品貯蔵供給設備 化学薬品貯蔵供給設備としては、化学薬品貯蔵供給系、窒素ガス製造供給系とする。ただし、酸素ガス製造供給系は除く。</p> <p>⑧火災防護設備 火災防護設備としては、技術基準規則第11条及び第35条で施設要求されている設備であって、火災発生防止設備、火災感知設備、消火設備（水源や消火剤ポンプ等含む）及び火災影響軽減設備等とする。 また、その故障、損壊又は異常な作動により安全上重要な施設の安全機能を及ぼすおそれがないものとするもののほか、再処理施設特有の火災発生防止対策も含むものとする。</p> <p>⑨竜巻防護対策設備 竜巻防護対策設備としては、竜巻が襲来した場合において竜巻防護対象施設を設計飛来物の衝突から防護するためのものであって、飛来物防護板及び飛来物防護ネットとする。</p> <p>⑩溢水防護設備 溢水防護設備としては、再処理施設内に設置された機器及び配管の破損（地震起因を含む。）による溢水、再処理施設内で生じる異常状態（火災を含む。）の拡大防止のために設置される系統からの放水による溢水又は燃料貯蔵プール・ピット等のスロッシングによる溢水が発生した場合に安全機能を損なわないために設置するものであって、再処理施設内における扉、堰、遮断弁等とする。</p> <p>⑪化学薬品防護設備 化学薬品防護設備としては、再処理施設内に設置された機器及び配管の破損（地震起因を含む。）による化学薬品の漏えい、再処理施設内で生じる異常状態の拡大防止のために設置される系統からの消</p>

仕様表対象選定手引き（案）

<比較検討>

発電炉 工認手続ガイド	当社施設 設工認 仕様表対象選定手引き（案）
<p>が本流として流れる配管（重大事故の発生防止等のために設置するものも含め、常設、可搬型を問わず本設備に含める。）</p> <p>○工事計画対象の安全弁又は逃がし弁の母管</p> <p>○制御棒駆動水供給配管等又は気体廃棄物処理系の流体が本流として流れる配管と接続する配管（沸騰水型発電用原子炉施設に限る。）</p> <p>なお、通常運転状態における熱バランス上重要でない配管又は蒸気タービン起動時もしくは停止時の短時間にしか使用しない配管や、ドレンライン及びベントライン並びに計装ラインについては含まない。</p> <p>本設備とする給水処理設備は、タービンの給水の水質を確保するものとして設置される復水脱塩装置及び復水ろ過装置並びにタービンの給水系統へ補給する純水を製造するための純水装置をいう。なお、純水の製造に直接関係しない原水を処理する設備等は含まない。</p> <p>J. 計測制御系統施設</p> <p>ほう酸注入機能を有する設備については、重大事故の発生防止等のために高濃度のほう酸水を注入する主たる流路を構成する範囲の機器を含める。</p> <p>計測装置については、中央制御室等において指示計、記録計又は警報装置により計測結果を監視できる機能を有するもの（法第43条の3の15の施設定期検査中のみに使用するものを除く。）とし、重大事故の発生防止等のために設置するものも含め、常設又は可搬型を問わず本施設に含める。なお、重大事故等時において、プラント状態を推定するためのみに設置するものについては、基本設計方針において記載するものとする。</p> <p>制御用空気設備については、重大事故の発生防止等のために設置するものも含め、常設又は可搬型を問わず本設備に含める。</p> <p>k. 放射性廃棄物の廃棄施設</p> <p>固体状の放射性廃棄物（原子炉冷却材圧力バウンダリ内に施設されたものから発生する高放射化された主要な廃棄物に限る。）の運搬用容器としては、炉内構築物取替工事等で発生する高線量の主要な廃棄物（シュラウド及び炉心槽等）を運搬するための専用容器とする（管理区域内の運搬並びに廃棄体となるドラム缶及び鉄箱類を除く）。</p> <p>L. 放射線管理施設</p> <p>放射線管理用計測装置については、重大事故の発生防止等のために設置するものも含め、常設又は可搬型を問わず本施設に含める。なお、加圧水型発電用原子炉施設の一次冷却材抽出水中の放射性物質の濃度を計測する装置のうち傾向を監視するために設置するモニタリング設備（一次冷却材モニタ）はプロセスモニタリング設備とする。</p> <p>プロセスモニタリング設備の「放射性物質により汚染するおそれがある管理区域から環境に放出する排水中又は排気中の放射性物質濃度を計測する装置」にあつては、非常用のもの及び環境に放出する最終段で計測している装置（出口に最も近い箇所計測している装置）を対象とする。</p> <p>換気設備のうち「放射性物質により汚染された空気による放射線障害を防止する目的で給気又は排気設備として設置するもの」については、建物内の汚染するおそれがある管理区域に清浄な空気を供給するも</p>	<p>火剤の放出による化学薬品の漏えいが発生した場合に安全機能を損なわないために設置するものであつて、再処理施設内における扉、堰、遮断弁等とする。</p> <p>⑫補機駆動用燃料補給設備（非常用発電設備に係るものを除く。）</p> <p>補機駆動用燃料補給設備としては、重大事故時等の対処に必要な燃料の貯蔵又は燃料補給等のためのものであつて、非常用発電設備に係るものを除くものとする。</p> <p>⑬放出抑制設備</p> <p>放出抑制設備としては、重大事故等が発生した場合に工場等外への放射性物質等の放出を抑制するためのものであつて、放水設備、注水設備、抑制設備とする。</p> <p>⑭緊急時対策所</p> <p>緊急時対策所の設備としては、技術基準規則30条及び50条で要求されているものとし、重大事故の発生防止等のために設置するものも含め、緊急時対策建屋の遮蔽設備及び換気設備、緊急時対策建屋環境測定設備、緊急時対策建屋情報把握設備、緊急時対策建屋放射線計測設備、緊急時対策建屋情報把握設備、緊急時対策建屋電源設備とする。</p> <p>⑮通信連絡設備</p> <p>通信連絡設備としては、重大事故の発生防止等のために設置するものも含め、警報装置及び所内通信連絡設備、所内データ伝送設備、所外通信連絡設備、所外データ伝送設備、代替通信連絡設備とし、基本設計方針等の記載対象とする。</p> <p>（個別施設事項（廃棄物管理施設））</p> <p>A. 廃棄物管理設備本体</p> <p>ガラス固化体検査室からガラス固化体を貯蔵建屋床面走行クレーンで貯蔵ピット上部まで移送し、貯蔵ピットの収納管内に収納した後、管理を行う設備とする。</p> <p>また、ガラス固化体貯蔵に必要な容量を有する貯蔵ピット及びガラス固化体の崩壊熱除去（冷却）に係る機器及び構築物等を含むものとする。</p> <p>B. 放射性廃棄物の受入れ設備</p> <p>輸送容器の受入れ及び一時保管、輸送容器からのガラス固化体の抜出し、ガラス固化体の検査、輸送容器の検査及び輸送容器の払出しを行う設備とする。</p> <p>C. 計測制御系統施設</p> <p>放射性廃棄物の排気口又はこれに近接する箇所における排気中の放射性物質濃度及び液体状の放射</p>

仕様表対象選定手引き（案）

<比較検討>

発電炉 工認手続ガイド	当社施設 設工認 仕様表対象選定手引き（案）
<p>のとする。なお、「一時的に設置する可搬型のもの」としては、粒子状物質の飛散防止を目的としてビニールハウス等で囲んだ作業区域内の空気を吸引するために一時的に設置するものとする。</p> <p>生体遮蔽装置については、原子力発電所放射線遮へい設計規程（JEAC4615-2008、日本電気協会）に定める遮蔽体の定義によるものとし、技術基準規則第38条、第53条、第74条、第76条における被ばく評価において機能を期待するものを含める。なお、水は生体遮蔽装置に含めない。</p> <p>ただし、補助遮蔽の要目表記範囲は、管理区域と非管理区域の境界を構成する生体遮蔽装置とする。</p> <p>M. 原子炉格納施設</p> <p>原子炉格納容器安全設備については、外部から原子炉格納容器内に注水又はスプレーすることにより圧力又は温度の上昇を抑えるなど原子炉格納容器における閉じ込め機能を維持するための設備及び原子炉格納容器外面へ放水することにより放射性物質の拡散を抑制するための設備とする。重大事故時の対処等のために設置する設備を含め、常設又は可搬型を問わず含むものとする。</p> <p>放射性物質濃度制御設備及び可燃性ガス濃度制御設備については、一次冷却材喪失時や重大事故等の対処等のために、原子炉格納容器内、原子炉建屋内又は二次格納施設内の放射性物質又は可燃性ガスの濃度を低減し、放射性物質の閉じ込め機能を維持し、大気への放射性物質の放出を抑制するための設備（原子炉格納容器安全設備に属するものを除く。）とし、加圧水型発電用原子炉施設のアイスコンデンサ型原子炉格納容器を設置している施設での原子炉格納容器水素再結合装置を含むものとする。各設備の水源（沸騰水型発電用原子炉施設及び改良型沸騰水型発電用原子炉施設においては圧力抑制室を除く。）についても含める。なお、格納容器再循環設備については、原子炉格納容器内からの熱除去機能に係る機器等を含むものとする。</p> <p>圧力逃がし装置については、重大事故等の対処等のために設置する設備を含めることとし、放射性物質の放出を低減するためのフィルターを含むものとする。</p> <p>N. その他発電用原子炉の附属施設</p> <p>非常用電源設備、常用電源設備、補助ボイラー、火災防護設備、浸水防護設備、非常用取水設備、敷地内土木構築物、補機駆動用燃料設備（非常用発電装置及び補助ボイラーに係るものを除く。）及び緊急時対策所を対象としており、以下のとおりとする。</p> <p>a. 非常用電源設備</p> <p>重大事故の発生防止等のために設置する設備は常設又は可搬型を問わず含むものとする。また、外部からの電源供給を受けるまでの間の電源供給を確保するための燃料タンク等についても常設又は可搬型を問わず本設備に含める。基本設計方針としては、配電系統も含めることとする。</p> <p>内燃機関に附属する冷却水設備については、内燃機関（シリンダー部）を直接冷却するシリンダー冷却系とする。</p> <p>冷却設備については、原子炉補機冷却設備を除き、内燃機関及び発電機等から発生する熱を最終的な熱の逃がし場へ輸送する設備とし、重大事故の発生防止等のために設置する設備を含め、常設又は可搬型を問わず含むものとする。</p>	<p>性廃棄物の著しい漏えいを検知し、警報を発する計測制御設備とする。</p> <p>D. 放射線管理施設</p> <p>出入管理関係設備、試料分析関係設備、放射線監視設備及び個人管理用設備とする。</p> <p>放射線管理施設については、廃棄物管理施設から大気中へ放出される放射性物質の濃度及び線量を監視、測定し、その結果を記録するための設備とする。</p> <p>放射線監視設備のうち、放射性物質により汚染するおそれがある管理区域から環境に放出する排気中の放射性物質濃度を計測する装置にあつては、環境に放出する最終段で計測している装置（出口に最も近い箇所計測している装置）を対象とする。</p> <p>なお、廃棄物管理施設は管理区域から環境に放出する排水は無い。</p> <p>F. 放射性廃棄物の廃棄施設</p> <p>気体廃棄物の廃棄施設、液体廃棄物の廃棄施設及び固体廃棄物の廃棄施設とする。</p> <p>気体廃棄物の廃棄施設としては、収納管排気設備、換気設備とする。</p> <p>換気設備としては、放射性物質により汚染された空気による放射線障害を防止する目的で給気又は排気設備として設置するものとし、一時的に設置する可搬型ものを除く。「一時的に設置する可搬型のもの」としては、粒子状物質の飛散の防止を目的として、ビニールハウス等で囲んだ作業区域内の空気を吸引するために一時的に設置するものとする。</p> <p>なお、流体状の放射性廃棄物が放射性廃棄物以外の流体状の廃棄物を取り扱う設備に逆流しないよう設置する設備を含む。</p> <p>液体廃棄物の廃棄施設としては、廃水貯蔵設備とする。</p> <p>なお、流体状の放射性廃棄物が放射性廃棄物以外の流体状の廃棄物を取り扱う設備に逆流しないよう設置する設備を含む。</p> <p>固体廃棄物の廃棄施設としては、固体廃棄物貯蔵設備とする。</p> <p>また、ガラス固化体貯蔵に必要な容量を有する貯蔵ピット及びガラス固化体の崩壊熱除去（冷却）に係る機器及び構築物等を含むものとする。</p> <p>H. その他廃棄物管理設備の附属施設</p> <p>①火災防護設備</p> <p>火災防護設備としては、技術基準規則第11条で施設要求されている設備であつて、火災発生防止設備、火災感知設備、消火設備（水源やガスボンベ等含む）及び火災影響軽減設備等とする。</p> <p>消火設備は、その故障、損壊又は異常な作動により安全上重要な施設の安全機能を及ぼすおそれがないものとする。</p> <p>②電気設備</p> <p>動力用変圧器、遮断器、運転予備用母線、常用母線、予備電源用ディーゼル発電機、安全避難通路</p>

仕様表対象選定手引き（案）
 <比較検討>

発電炉 工認手続ガイド	当社施設 設工認 仕様表対象選定手引き（案）
<p>b. 常用電源設備 発電機、変圧器及び遮断器を要目表記載事項としているが、所内の配電系統も含めて、基本設計方針等の記載対象とする。</p> <p>c. 補助ボイラー 補助ボイラーの管については、補助ボイラー本体の管（例：火炉側壁管、バツフル管、火炉後壁管、バンク後壁管、バンク側壁管又は蒸発管）、給水管（給水止め弁からボイラーまで）及び蒸気管（ボイラー本体から蒸気止め弁までとし、別紙－2に図示する。 補助ボイラーに附属する主配管については、給水管（給水タンクから給水止め弁まで）とし、蒸気ヘッダー出口止め弁以降の補助蒸気管は含まないものとする。別紙－2に図示する。</p> <p>d. 火災防護設備 技術基準規則第11条及び第52条で施設要求されている設備であって、火災区域構築物、火災区画構築物、火災感知設備及び消火設備（水源やガスポンベ等含む。）等とする。消火設備の主配管としては、水源やガスポンベ等から火災区画までの母管とし、枝管、弁等については基本設計方針等及び系統図において記載するものとする。なお、消火設備のうち完成品として一般産業品の規格基準へ適合している汎用の消火器については基本設計方針において記載するものとする。</p> <p>e. 浸水防護設備 外郭浸水防護設備については、防潮堤等の敷地外から津波・洪水の侵入を防止するための構造物とする。当該構造物に開口部を有する場合には、その閉止板等も含めることとする。 内郭浸水防護設備については、技術基準規則で防護対象としている機器等が設置されている区画で浸水を防護するための壁、扉及び堰（板状のものを含む。）等の構築物並びに当該区画内に侵入した水を排水する設備とする。また、放射性物質を含む液体が管理区域外へ漏えいすることを防止するための措置として設置する堰等を含める。</p> <p>f. 非常用取水設備 設計基準事故又は重大事故等に対処するための水源又は熱の逃がし場として取水する海水を確保する構築物であり、津波による引波時にも海水を確保するためのものとする。</p> <p>g. 敷地内土木構築物 耐震設計上重要な設備を設置する施設の周辺斜面について、地震による影響で崩壊するおそれのある場合に崩壊防止策として用いられるものとする。 また、重大事故等対処設備の設置箇所（可搬型の場合は保管場所を含む。）及び可搬型設備の運搬塔のための道路の周辺斜面等について、地震等による影響で当該設備が使用不能とならないように、崩落するおそれのある場合に崩落防止策として設置するものとする。</p> <p>h. 補機駆動用燃料設備（非常用発電設備及び補助ボイラーに係るものを除く。）</p>	<p>の照明、ケーブル及び電線路、燃料貯蔵設備とする。</p> <p>③通信連絡設備 通信連絡設備としては、安全設計上想定される事故が発生した場合に退避指示及び事業所内外との必要な連絡のために設置する警報装置、所内通信連絡設備、所外通信連絡設備とする。</p> <p>④圧縮空気設備 圧縮空気設備としては、再処理施設の一般圧縮空気系と共用とする。</p> <p>⑤給水処理設備 給水処理設備としては、再処理施設及びMOX燃料加工施設のろ過水貯槽と共用とする。</p> <p>⑥蒸気供給設備 蒸気供給設備としては、再処理施設の一般蒸気系と共用とする。</p> <p>（個別施設事項（MOX燃料加工施設））</p> <p>A. 加工設備本体 貯蔵容器受入設備、ウラン受入設備、原料粉末受払設備、原料MOX粉末缶取出設備、一次混合設備、二次混合設備、分析試料採取設備、スクラップ処理設備、粉末調整工程搬送設備、圧縮成形設備、焼結設備、研削設備、ペレット検査設備、ペレット加工工程搬送設備、スタック編成設備、スタック乾燥設備、挿入溶接設備、燃料棒検査設備、燃料棒解体設備、燃料集集体組立設備、燃料集集体洗浄設備、燃料集集体検査設備、燃料集集体組立工程搬送設備、梱包・出荷設備及びこれら設備・機器を収納する燃料加工建屋及びに貯蔵容器搬送用洞道を対象とする。</p> <p>B. 核燃料物質の貯蔵施設 MOX粉末、ペレット、燃料棒、燃料集集体、UO2粉末等を一時保管、貯蔵するための貯蔵容器一時保管設備、原料MOX粉末缶一時保管設備、ウラン貯蔵設備、粉末一時保管設備、ペレット一時保管設備、スクラップ貯蔵設備、製品ペレット貯蔵設備、燃料棒貯蔵設備及び燃料集集体貯蔵設備を対象とする。また、燃料加工建屋内のMOX燃料集集体の輸送容器等を一時保管するエリアを含めるものとする。</p> <p>C. 放射性物質の廃棄施設 気体廃棄物の廃棄施設、液体廃棄物の廃棄施設及び固体廃棄物の廃棄施設とする。 気体廃棄物の廃棄施設としては、燃料加工建屋の建屋排気設備、工程室排気設備、グローブボックス排気設備、窒素循環設備及び排気筒とする。また、重大事故等対処設備は外部放出抑制設備、代替グローブボックス排気設備を常設又は可搬型を問わず本施設に含めるものとする。 液体廃棄物の廃棄施設としては、低レベル廃液処理設備及び海洋放出管理系とする。また、燃料加工建屋内の廃油保管エリアを含めるものとする。 固体廃棄物の廃棄施設としては、燃料加工建屋内の廃棄物保管エリア及び第2低レベル廃棄物貯蔵</p>

仕様表対象選定手引き（案）
 <比較検討>

発電炉 工認手続ガイド	当社施設 設工認 仕様表対象選定手引き（案）
<p>重大事故の発生防止等のために必要となる燃料の貯蔵又は移送塔のためのものであって、非常用発電設備及び補助ボイラーに係るものを除くものとする。また、ポンプ車のポンプ駆動用の燃料タンク等についても常設又は可搬型を問わず本設備に含める。</p> <p>i. 緊急時対策所 技術基準規則第46条及び第76条で要求されているものとする。</p>	<p>系とする。</p> <p>D. 放射線管理施設 放射線管理施設については、放射線監視設備とする。 重大事故が発生した場合に MOX 燃料加工施設から大気中へ放出される放射性物質の濃度及び線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録するための設備として、放射線監視設備、代替モニタリング設備、試料分析関係設備、代替試料分析関係設備、環境管理設備、代替放射能観測設備、代替気象観測設備及び環境モニタリング用代替電源設備を常設又は可搬型を問わず本施設に含める。</p> <p>E. その他加工施設</p> <p>①火災防護設備 火災防護設備としては、技術基準規則第11条及び第29条で施設要求されている設備であって、火災感知設備、消火設備（ガスボンベ等含む）及び火災影響軽減設備等とする。</p> <p>②所内電源設備（電気設備） 設計基準対処施設として、外部電源系統からの電気の供給が停止した場合に、加工施設の安全機能を維持するために必要な非常用所内電源設備、非常用直流電流電源設備、非常用無停電電源装置とする。 重大事故等に対処するために設置する発電機は常設又は可搬型を問わず含むものとする。また、外部からの電源供給を受けるまでの間の電源供給を確保するための燃料貯蔵設備についても常設又は可搬型を問わず本設備に含める。</p> <p>③補機駆動用燃料補給設備 補機駆動用燃料補給設備としては、重大事故時等の対処に必要な燃料の貯蔵又は燃料補給等のためのものであって、非常用発電設備に係るものを除くものとする。</p> <p>④放出抑制設備 放出抑制設備としては、重大事故等が発生した場合に工場等外への放射性物質等の放出を抑制するためのものであって、放水設備、抑制設備とする。</p> <p>⑤水供給設備 水供給設備としては、重大事故等対処設備に対して重大事故等への対処に必要な十分な量の水を供給するために必要な設備として水供給設備とする。</p> <p>⑥緊急時対策所 緊急時対策所の設備としては、技術基準規則38条で要求されているものとし、緊急時対策建屋の遮蔽設備及び換気設備、緊急時対策建屋環境測定設備、緊急時対策建屋放射線計測設備、緊急時対策建屋電源設備とする。</p>

仕様表対象選定手引き（案）
 <比較検討>

発電炉 工認手続ガイド	当社施設 設工認 仕様表対象選定手引き（案）
	<p>⑦分析設備 分析設備としては、グローブボックス等及び分析済液処理装置を対象とする。</p> <p>⑧実験設備 実験設備としては、小規模試験設備を対象とする。</p> <p>⑨溢水防護設備 溢水防護設備としては、MOX 燃料加工施設内に設置された機器及び配管の破損（地震起因を含む。）による溢水、MOX 燃料加工施設内で生じる異常状態（火災を含む。）の拡大防止のために設置される系統からの放水による溢水が発生した場合に安全機能を損なわないために設置するものであって MOX 燃料加工施設内における堰等とする。</p> <p>⑩水素・アルゴン混合ガス設備 水素・アルゴン混合ガス設備としては、混合ガス水素濃度高による混合ガス供給停止回路及び混合ガス濃度異常遮断弁（焼結炉系、小規模焼結処理系）を対象とする。</p>